

Network

The Japan Society of Archives Institutions Kinki District

Branch Bulletin

全史料協近畿部会会報デジタル版

No.83

2024.1.12 ONLINE ISSN 2433-3204

近畿部会 30 周年記念特別号

目 次

- はじめに 全史料協近畿部会会長 青山 学 01
- 30 周年記念行事 I 「座談会 全史料協近畿部会の 30 年とこれから」
- 【例会の記録】
- 座談会 話者：大西 愛・金山 正子 02
- ディスカッション 16
- 【参加記】 河野 未央・元 ナミ・関 麻希 29
- 30 周年記念行事 II 「全史料協近畿部会の 30 年と求められてきた専門職像の変化」
- 【例会の記録】
- 報告 1 「はじめの 10 年—1993 年～2003 年頃の間—」 渡邊 佳子 36
- 報告 2 「急速な社会変容のなかの 10 年—2003 年～2013 年—」 加藤 聖文 44
- 報告 3 「30 年目（2023 年）頃」 橋本 陽 51
- コメント 井口 和起 59
- ディスカッション 61
- 【参加記】 大月 英雄・富田 健司 71
- 近畿部会 30 年の活動 75
- おわりに 全史料協近畿部会副会長 金原 祐樹 89



はじめに

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）近畿部会は、平成5年（1993年）の発足から、今年30年を迎えました。今日に至るまでの30年間、当会は「歴史資料の保存利用活動の振興に寄与する」ことを目的に活動を続け、これまで166回にわたり例会を企画、会報や月報の発刊などの情報発信も行ってまいりました。

当会がこのような密度の濃い活動を続けていくことができたのは、近畿部会が発足する前の準備会の段階から精力的に部会活動に携わってこられた会員の皆様、また、当会の活動に御賛同いただき支えてくださった皆様の活躍があったからです。そこで、30年の節目の年を機に、これまでの活動を振り返り、今後の活動について議論するため、2つの記念例会を企画しました。

1つ目には、令和5年5月27日には「座談会 全史料協近畿部会の30年とこれから」と題し、大阪府公文書館において近畿部会立ち上げを中心となり進めてくださった大西愛氏、金山正子氏をお呼びし、元ナミ氏、河野未央氏に聞き手として当時の状況を掘り起こしていただきました。

2つ目には、令和5年7月30日には、「全史料協近畿部会の30年と求められてきた専門職像の変化」と題し、この30年間で求められてきた専門職像の変化について、10年ごとを節目として渡邊佳子氏、加藤聖文氏、橋本陽氏の3名に振り返っていただきました。

両例会では、アーキビストの職場での孤立や若手の減少、電子公文書への未対応など様々な問題点が表層化しましたが、実際に立ち上げに携わってくださった方々、その会を受け継ぎ今日まで支えてくださった方々、そして今、アーカイブズの世界へ踏み出した若手たちと、様々な世代、立場の皆様による活発な議論がかない、大変有意義なものとなりました。

つきましては、両例会の様子を御参加いただけなかった皆様へも広く共有し、論議が一層深まることの一助になればと本書の刊行を企画いたしました。本書は、この2つの例会の記録を軸とし、部会30年の活動記録を付加したものとなります。本書により、近畿部会について広く知っていただくとともに、アーカイブズ界の今後を考える手がかりとしていただけますと幸甚に存じます。

最後になりましたが、両例会へ御登壇いただいた皆様、例会の企画や運営、本書の作成に御尽力いただいた運営委員の皆様、また御参集いただいた皆様に改めて感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

全史料協近畿部会長
青山 学（滋賀県立公文書館長）

30周年記念行事 I

「座談会 全史料協近畿部会の30年とこれから」

日 時 : 令和5年5月27日(日) 14:30~16:30

場 所 : 尼崎市立歴史博物館3階講座室

出席者 : 32名

話 者 : 大西 愛 氏・金山 正子 氏

聞き手 : 河野 未央 氏・元 ナミ 氏

総合司会 : 金原 祐樹 氏

プログラム

第1部 座談会

第2部 ディスカッション



第1部 座談会

河野 本日、聞き手を仰せつかりました、尼崎市立歴史博物館の河野と申します。どうぞよろしく
願います。本日は近畿部会立ち上げまでの流れと、立ち上げ後からこれまでの歩みを振り返
ってまいります。そうした歩みを振り返ることで、近畿部会の今後、未来を考える上でのヒント
になるようなことを掘り起こす作業を会場の皆さんとしてみたいと考えています。

その掘り起こしを作業するにあたっての聞き手の役割は、自分で言うのもおこがましいですが、
若手ということになっています。聞き手としては、今後、近畿部会の未来、あるいは、もうちょ
っと大きなところで言いますと、アーカイブズ界、アーカイブズの世界で何かもっとヒントにな
っていくものを探していきたいというのが大きな狙いです。ですので、最終的には上手くまとま
らないかもしれないですけども、一つ一つ、そのヒントを心に持ってですね、また今後の歩み
を考えていきたいと思っております。

座談会にあたっていくつかお手元に資料を用意させていただいています。一つは、『記録と資
料』No.1、1990年10月号です。大西さんの書かれた「近畿部会準備会の発足と活動」で、近畿
部会立ち上げにいたる流れをご説明しております。それから、「全史料協近畿部会年表」。近畿部
会の2022年までの大きな流れをまとめた年表を1枚付けています。あとは、質問票です。前半
の部（座談会）でご質問がある方は、質問票に書いてください。あるいは、質問票に「発言した
い」と一言、書いていただいたら、後半の部（ディスカッション）で発言をお願いしますので、
ぜひお寄せいただけたらと思っております。

あと、今回は、会長事務局でありました徳島県さんと、次期会長事務局である滋賀県さんのご
厚意で、事務局の資料を一部お借りして、後方で展示しています。資料をぜひご覧いただけたら
なと思います。立ち上げ当初の写真のメタデータ、「写っているのは誰か、場所はどこか、時期は
いつか、何の会か」などが分からなくなるんじゃないかということもありまして、メタデータを
今後どうするかみたいな話もできたらいいのかなと思っています。それでは次、もう一人の聞き
手である元さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

元 はい。東京大学文書館の元ナミと申します。よろしく願います。きょうは多分、あまり堅
苦しくない会のために呼ばれたんじゃないかなと思われるぐらいなのですが、お呼びいただき、
とても光栄だと思います。笑えるところでは皆さん笑っていただいて、何か突っ込みがあるとき
には突っ込んでいただいて、結構かと思えます。私、よく皆さんのお話、すぐぱっさり切るとこ
ろがあるので、長くなったら切られるなど、ちょっとご覚悟の上で、ご参加いただければと思
います。では、これから大西さん、金山さんのお話を中心に聞いていきたいと思えます。よろしく
願います。

河野 それでは、近畿部会を立ち上げる前に、準備会があったと伺っています。その期間の様子、

当時のことをお話しいただけますでしょうか。まず、大西さんから。

大西 大西のほうから初期の頃の説明をさせていただきます。その前に、バツと皆さんを見渡したところ、私よりずっと若い方ばかりなので、当時の状況、アーカイブズ界の状況がどうだったかということから始めたいと思います。私は大学卒業後、大阪府公文書館にすぐ入ったわけではなくて、それまで伊丹市史編さん室、地方編集室とか、大阪大学 50 年史という大学文書館になる前の編集室とか、そういう資料を取り扱う部門での仕事をしてまいりました。その頃、文書館という言葉もはっきり通じなかったし、もちろんアーカイブズのアの字もなかった。ですから、私たち自身も、自分は資料整理のプロフェッションとは全然、思ったこともないわけです。

市史編さんの担当の方はご存じかと思いますが、委員の先生がおられまして、その下で私たちは資料整理の仕事、資料収集の仕事をするわけですけど、当時、まだ 1970 年代ですから、今で言う、いわゆる資料保存の原則というのは全くなかったんです。それで、専門の先生は、「はい、これ整理してください」ということで、先生が既に政治、経済、商業というふうに分類されているわけです。これに従って、まとめて、ラベルを張るという仕事をずっとやってきたわけですね。初めのうちは何の疑問もなくやってきたんですけれども、途中で何かおかしいなど。今は、資料の保存されてきた順番を壊してはいけないということを言われますが、先生が既に壊しているわけですね。

ですから、最後のほうに真っ白い紙っぺらがポンと出てきたり、何の紙か分からないのがいっぱいあるし、文字がなくても、墨付きがちょっとあるものとかあるのですよね。「先生、これどうしたらいいですか、捨てていいですか」って言ったら、「それは捨てなさい」って言うから、私は和紙だし、もったいないからいくつか取っておいたんです。結局、それが、封をしてある外のもののが剥がれたものだったということが後のほうで分かってきました。それを私はいっぱい始末して、失敗を犯してきました。そういう時代だったわけです。ですから、文書館という考えは何もない、もちろんそれに関する法律も、まだその頃はなかったわけです。

その後の伊丹市史編さん室というのは、当時としては、きちっと収集した資料を残そうという運動が先生がたからありました。ただ、当初は資料館という名前で、文書館的機能も持たせるつもりだったんですが、資料館では国の補助も何もつかないから、一応、博物館にしよう。専門の学芸員も呼べるという形で、歴史博物館という形になってしまい、文書館的な要素はその中には全然、入らなかった。現在まで、伊丹市には文書館はありません。

博物館に移動したときに私は文書館について勉強したいと思いましたが、参考とする本はまだ何もなかったわけですね。その頃、覚えているのは、白水社のクセジュ文庫にジャン・ファヴィエさんという、フランスの国立公文書館の館長をなさった、その後、ICA の会長もなさったと思いますが、その方が書いた『文書館』という、小さな本があったんです。もちろん日本語訳を読んだんですが、全然、その内容を理解できませんでした。どうしてかという、そういう思想がまだ日本にはなかったし、多分、その訳した人は、図書館の方で、フランスのアーカイブズの仕組みというのが全然分からずに訳しているし、私も知識がなかったので、全く理解ができなかった。そういう時代だったわけです。

その後、私は大阪府公文書館に入る頃になって、一番勉強させていただいたのは、まず安澤秀一先生の『史料館・文書館学への道』。その後、安藤正人さん、大藤修先生の『史料保存と文書館

学』でした。それを読んで、「ああ、そうだったの。私、いっぱい間違いしてきたわ」と。そういう時期に大阪府に入りました。

それで、たまたま大阪府公文書館は、その頃は独立館だったので（現在は大阪府庁内の一室に縮小）、会議室が一つありました。そこで国立史料館の研修が行われることになりました。近畿の人は全然、そういう機会がないので、その頃の研修会にはたくさん集まりました。そのときにいろんな先生がたの講義をお聞きして、私たちこういう勉強をもっとしたいわという意見がたくさん出てきたわけです。だけど、そういう場がない。私が入った年の次の年、全史料協の兵庫県大会があったんです。あったけど、私は非常勤なのでその情報をもらえない。それで、そのことを後で言ったら、「あんた、こんなこと知りたいんか」っていうような、そういう認識だったんです。

それで、やっと国立史料館の研修会るときにいろんなお話を聞いて、済んだ後も多くの人は帰らないで集まって、こういう機会をもっと欲しいねっていうお話をしたわけです。その頃、既に関東部会はできておまして、関東部会の内容を見てみると、かなり頻繁にいろんな勉強をなさっておられたので、私個人としてはとてもうらやましかった。そういうのがあればいいねと思ったんですけれども、なかなか、それじゃあ近畿部会をつくりましょうということにはならなかった。

もちろん私も正職員ではありませんから、そういうことを主張できる立場ではなかったのですが、勉強会だけはしたいということで、大阪府公文書館の館長の許可を得て、「会議室がいつも空いているから、あそこで時々、会議させてください。集まって、みんなで勉強会させてください」ということで始まったのが、勉強会。その後に準備会という名前になって、ポツポツ始めていったわけです。

集まって話をすると、問題はいっぱいあるわけです。その頃、近畿のほうでは（公文書館は）京都府立総合資料館と、大阪府公文書館しかまだなかったです。大体集まった方は、市町村の文書課とか、市史編さん室とか、郷土資料館とかで働いている人で、多分定員は1人か2人。しかも、ほとんどが非常勤の方ばかりということがあったので、自分たちがどこかで勉強させてくださいと言っても、全然、させてもらえない。月に1回ぐらいでもいいから、ここで勉強させてほしいということで、大阪府の会場を借りて、皆さんがそれぞれ提案する問題について、いろいろお互いに情報交換しながら、勉強していきましょうかということになりました。まだちゃんとした、準備会というような名前でさえなくて、ごちゃごちゃとした集まりだけだったんですね。

勉強会は、問題を提案する人が中心になってやってください、と。一番初めは、その頃から出だした、文書館関係の本をみんなですべて読むことから始めました。それに公文書の勉強会とか、フィルムの保存はどうしたらいいのかとか、目録の作り方とか、いくつも問題が出されるわけですね。その言い出した人が、とにかく責任を持ってやってくださいと。だから、そのテーマに関心を持つ人だけが集まってくればいい。そういう会を何年かはやってきた。何とか勉強しているうちに、中心になる方が何人か。もう既に今、故人になられた方もだいぶおられるのですが、いろいろご活躍くださって、いくつかの問題を毎月、1回は最低開催して。分科会が5つ、6つぐらいありましたかね。ですから、全部、重なると、月に6回するわけです。でも、それに全部出る人ももちろんおられましたし、2つだけでいいということで、月2回、出られる方も。だから、それを案内する、今のようにまだメールは全然ありませんから、全部文書で送らなあかんわけで、それを発送するのは金山さんなんですよ。どれだけ大変な事務量かと思いました。私たち

は公文書の保存だけに関わっていたらいいわけですから、何とか時間もあって続けてきたわけです。

そうすると、もう少しちゃんとした、まとまったものも欲しいし、関東部会の情報も欲しいし、全史料協の親会のほうの情報も欲しいということになって、私ども（大阪府公文書館）は機関会員になっていましたから、情報を出すことはできました。

その後何年か、私どもは何度も大阪府公文書館の館長に、そういう部会をつくりたいんだということをお願いしていたんですが、なかなか理解は得られなかったんです。それで、1990年代に入ってから清水義暉館長が、やってみましょうと言いました。ただ、参加者は近畿部会（準備会）についての話はしていますけど、親会に入るかどうか。親会はその頃、各県で総会が行われますから、そこまで出張して、総会なり、定例会なりに行くということは各所属先で、とても許可するとは思えない。それでも自助で行くかどうか。だから、親会に入るかどうかということも、（準備会の）会員のそれぞれの意見も違っていたわけです。大阪府の公文書館で勉強させてもらったら、それだけでいいよっていう人もいたし、意見はさまざまに分かれていました。

最終的にはいろんな、特に京都府立総合資料館の黒川直則さんという委員さんに、大阪府の公文書館と一緒に代表となるOKをいただきましたので、部会をつくりましょうということになったわけです。ただ、そのときは機関会員というのがほとんどこの2つ、県レベルしかなくて、市町村レベルはほとんどなかったのが、委員っていうか、どういうふうな持ち回りで事務をしていくかってことはなかなか決まりませんでしたけど、その後の話し合いで、活動自身はかなり十分にできていったのではないかと思います。

元 ありがとうございます。とても分かりやすいお話で、本当にありがとうございました。これは私から突っ込みというか、ちょっと聞きたいことなんですけど、当時配られている資料とかを見ると、どういう講演会をなさったのか分かるんですけど、大西さんの時代にそういう準備会をするまでに、読書会とかで、どういう本を読んでおられたのでしょうか。また、非常勤の職員がとても多かったということなんですけど、先ほど金山さんが通知文とともに、開催情報も送るっておっしゃったんですけど、それって正式な館同士の何か依頼文書だったのか、ただの連絡事項だったのか。その際に、非常勤職員に各所属機関が費用を出してくれて出張扱いだったのか、それとも17時以降とかにお仕事の後、自主勉強会としてされていたのかについて、お答えいただけますか。

大西 ほぼ自主勉強会ですね。ただ、発送するお金だけは負担してもらっていました。

河野 金山さん。（当時の事務局として）ぜひお願いします。

金山 そうですね。私が入った頃には、そもそも私アーカイブズに興味があったわけじゃなくて、全く近世史の出身なので、興味があったわけではなく、誘われたから来たってだけなんです。近現代資料のような大量のものをどのように整理していくかという方法論は、全然、当時確立されてい wasn't でしたし、とにかく元気なので、大西さんが。元気な人と、何人か元気なお姉さんたちが外から集まって、いつもワイワイやっているなってときに私は同じ職場

に来て。でも、形は何にもなっていてなくて。全史料協に対して傾倒していたわけでもないし、全史料協に入りたいと思ったわけでも、私個人的には全くなく。

ただ、大阪府公文書館の場所を借りて、何かやっているっていうだけではなくて、何か目的があって活動したほうがいいんじゃないですかっていうことも当時のメンバーで話をしている。結果的に準備会という形で、4、5年活動していたんですが、その当時に公的に皆さんが参加できなかったって言うたら、全くそれはなかったと思います。われわれは非常勤だから、好きにやらせてもらえたっていうのもあったと思いますし、大阪府公文書館には職員の方もちゃんとして、彼らは事務の職掌がありますから、その仕事をまずこなさないといけない。われわれは1日中、目録を採ったりとか、レファレンスなどの実務を担当するんですけども、勉強もしたかったし、その熱心さを館の人たちが大目に見てくれたってところもあると思います。

なので、準備会当時は例会、勉強会の案内であるとか、あと、6つぐらいのテーマを作って、やりたい人がやりたいと名乗りを上げて、勉強会を自分のできるペースでやってくださいっていうことで、事務局のほうにこういう勉強会をしたいという連絡をもらいました。大体は土曜日とか18時以降とか。われわれも仕事時間中にはなかなか会合はできず。案内とか、事務的なことはさせてもらいましたが、みんなが集まるっていうのは大体、オフの時間が多かったかと思えます。なので、事務局から正式の依頼文を出すというような認知はされていませんでした。準備会の段階では皆さん任意な活動というか、自分たちの勉強という意味合いで集まっていたかと思えます。

元 ありがとうございます。

河野 ありがとうございます。非常に熱気というか、あと、楽しそうな感じも伝わってきます。多分、事務局はものすごい大変だったと思うんですけど。

2つ質問がありまして、1つは「情報交換」というキーワードが、最初、大西さんのお話で出てきました。割と重要なキーワードになると思うんです。多分、当時はまだふわっとした集まりなので、いろんな顔ぶれがそろそろ思うんですが、ご支障のない範囲で、こんな人がいたよみたいな話をお聞かせいただけたら、というのが1つ。もう1つは、そういう当初のあり方っていうのが、その後の、近畿部会の組織の形に反映されてくると思うんですね。たとえば、会員をどういう形で構成するかとか。準備会の中でどういう議論がされたのか。例えば、近畿部会っていうまとまりなのか、もうちょっと大きく西日本部会でいこうじゃないかとか、いろいろ議論もあったと思うので、その後の組織への方向づけみたいなのところでお話をお伺いできたらなと思います。

大西 確かに初めは、ふわっとした形で始まっているわけです。ただ、一番、大きな要素は集まる部屋があったから。それをただで貸してもらえるとということが一番、大きかったですね。

そこで何をするかって、まず勉強するということもあるんですが、それぞれ（所属先では）ほぼ定員1人とか、2人が多いいですね。その中で、いろいろ言われる仕事を十分に、やり方もよく分からないでこなしていくというのはとても大変なことで。各機関とも、ちょっとずつ条件は違うんですね。だけど、自分はこうなんだっていうことをお互いに顔を見て話すだけで、随分違うんですね。みんなが集まって何か解決するかっていったら、決して解決はしてない。だけど、

私はこれだけ言ってきたっていう気持ちだけで、何か帰って、また仕事しようかっていう、そういう気持ちになるんじゃないかということが、一番大きかったと私は思います。

それから、どういう勉強をしたかという、読書会の一番初めは、埼玉県から出された、『地域文書館の設立に向けて』というシリーズ本で出ているんですけど、その読書会をすごくしたと思います。具体的に書かれていることが多かったので、この勉強をだいぶしました。読書会をしようと言ったのは、高槻市の文書館の富井康夫さん、今はもう故人になりました。その方がすごく熱心に。高槻市の大変狭い市史編さん室の中でやったこともあります。

それ以外に、一応、文書館とか公文書館なので、公文書研究会。私自身も大阪府で仕事していますけども、大阪府の行政は一切、知らないわけですね。それで公文書館ということですから、公文書の勉強をしようという会が一つ。これは大阪府公文書館の山口宏司さんって、その方は職員の方ですけど、大変、熱心に初めは担当してくださりました。

それ以外に、マイクロフィルムの研究会。これも山口さんが担当しましたが、その頃、富士フィルムの方に随分、助けていただいて、富士フィルムの会社に見学に行ったりということもしました。それから、資料保存のあり方を考える会。ちょっとこれ内容がわからないですけども、どんなふうやっていけばいいかという勉強会を何度かしたと思います。

もう1つ、古文書の研究会。古文書の目録をどんなふうにとったらいいのか。その頃、いろんなソフトは出始めていたわけですけども、今のようにExcelなどはなかったもので、どれがいいのかってことを、みんなまちまちにやっていたわけですから、そういう情報の交換をして。それは元興寺の吉井敏幸さんが中心になって、いろいろやってくださいました。

こうやって勉強しているだけでいいよっていう方がかなり多数でした。大阪府のように機関会員であるところは、親会の勉強もできるし、関東部会に出張費をもらって行くこともできるけど、そういうふうできない方のほうが多いわけですから。だから、近畿部会にするのか、西日本にするかっていうようなことも何度も検討しましたが、結論はすぐには出なかったわけです。それで、こういう会があることを知らせてくれるだけでいいんですっていうのが、今も残っている通信会員の走りですよ。それと、関東部会と近畿部会なので、中部というか、東海もあるわけですけど、東海も入れたらどうかっていう話があって、関東部会と近畿部会合同で、岐阜県と名古屋あたりで会をしたこともあります。そんなふう、どういうふうにとめるかっていうのは、一遍には決まってこなかったと思います。

元 ありがとうございます。

金山 付け足しというか、そもそもの前提で、配布資料にもある準備会の活動記録を見ていただくと、1992年以降に非常に回数が増えているんですね。これは意図的に戦略的に、事務局と運営委員の皆さんでやったことです。分科会をつくって、とにかく活動が目に見える形にしていこうという意図がありました。この頃には近畿部会準備会という名称でしたが、私たちは準備会で別に何年でもいったらええやん、そのほうが気楽やしと思っていたんですが、大阪府の公文書館長が変わったときに、君らはいつまで準備会って形でやってるんやと。ちゃんと部会になる目算があって活動するのが準備会であって、だらだらやっても、行政の中では、なかなか認知してもらえないぞっていう話し合いがありました。運営委員の皆さんも、だったら自分たちもそれぞ

れやりたいことを、活動に見える形でやっていく、と意識してくださったと思います。

ただし、これだけたくさん会合を開催すると、各回に集まる人数が少なくなるというのは分かっている、各分科会で少ない時には5、6人だったりとかの回もありました。あと、マイクロフィルムとか、そういう皆さんが共通する課題のときには30人ぐらい集まったりとか。全体で共有したいものか、コアなメンバーで話し合いたいかで、集まる人数に幅がありました。集客に一生懸命というよりは、いろんなことに手を付けておいて、近畿部会っていうものがちゃんと部会になって情報発信してほしいなど、そのときの準備会会員の皆さんに思ってもらえるような活動を、部会発足を目指して、カウントダウンでやっていったというのが戦略的な背景にあります。

これを何年もやれと言われたら、事務局も逼迫するし、嫌です。だけど、何年までに部会にしようって、そのための根回しもトップのほうでやってくれるというのもありつつ、私たちもどうやったら戦略的活動で、会員の皆さんのやる気と、上のほうが仕方ないなど名乗りを上げてくれるかっていうのを見越して働きかけをしていったというのが背景にはあります。

元 ありがとうございます。

河野 ありがとうございます。お話を伺っていると、各自治体において、ほぼソロか少人数で活動していた、当時、アーキビストとも名付けられないアーキビストたちがまず集まった。そして次に、そのアーキビストたちの活動をどう組織化していくかが課題となったので、グッと一気に広げて戦略に活動を展開したのが92年ということでしょうか。

じゃあ、そのままの勢いでグッと部会発足みたいな話になったのでしょうか。立ち上げのときの状況、立ち上がったときの状況みたいなものを続けて教えていただければと思います。その後の運営とか、同じようなペースでやると大変なので、少しペースダウンしたところがあると思うんですけども、その当時に気を付けられていたことなどを教えていただけたらと思います。

金山 当時の大阪府公文書館長の清水義暉館長が、とにかく2年間で部会にするっていうことを、われわれに言い切ってくださいました。そのために、あんたたちも活動しなさいと。トップはトップで、近畿2府4県の主張がそろわないと、なかなか地域部会としては認めてもらえないので、近畿の中ではまだ県立の文書館が出そろっていたわけではありませんが、アーカイブを担う部署は当時からありました。2府4県のそれぞれを、大阪府公文書館長がわれわれを引き連れて回ってくださいます。時には館長個人で、われわれ抜きにしてトップ会談をして、了解を得ていただくことができました。

そのとき一番、要になっていただいたのは、京都府立総合資料館です。大阪はやるでーって勢いだけの部分がありますので、京都府さんが実績も、いろんな知見も多く持っておられて、私たちも教えてもらわないといけないと思っていた部分が多かったので、京都府さんが「うん」と言うのをとにかく待った2年間だったと私は感じています。

京都府の黒川さんとかからは、私は個人的にも学生の頃から資料館にはお世話になっておりましたので、本当に大丈夫かいと。変に部会なんか作ったら、しんどいのはあなただと言って言われました。事務局がしんどくなるので、やめといた方がいいんじゃないかっていうのも随分、心配していただきましたが、私たちも非常勤で、ずっと大阪府にいるつもりはなかったもので、あまり

先の心配はしていませんでしたね。

部会になったら、取り敢えずはつぶれないじゃないですか。メンバーが変わっても、会の活動は現に 30 年続きましたので、続いていくだろうけれども、準備会だと、やりたい人がいなくなったら終わっちゃいますよね。何か横のつながりがあるっていうのは仕事の上でも大事なことだと思っていたので、会がなくなると仲間や後輩達のためにはならないだろうっていうのもありました。なので、2 府 4 県、とにかく了解をいただけるように、どこまでできるかはわからないなあというのが本心ながら、お任せくださいと言って回ったっていうのが実情でしたね。大西さんいかがですか。

大西 そのとおりです。結局、文書館のない県にそれを説明するのは、大変難しいことなので、他の県の了解が得られるかどうか難しいところなんですけど、その頃の清水館長というのはすごく精力的に何度も説明に回ってくださって。私たち 2 人が頑張っているから何とかしようとして動いてくださいましたので、結果的にはできることになったわけです。それで、ちゃんとした形を持って、近畿部会を立ち上げてくださいます。その頃清水館長は辞めておられて、次の石田正昭館長がちゃんと近畿部会代表で、設立総会を立ち上げてくださいました。そこまでできれば、あとはいいかという形になりまして、私はその次の年に大阪府公文書館を辞めておりますので、その後の活動はもっぱら金山さんが 1 人で奮闘してくださいました。大阪府公文書館に私たち 2 人がいた間は、もちろん近畿部会の仕事だけでなく、本職は大阪府の廃棄公文書を選別して、保存するという仕事だったので、女手 2 人で、トラックで運び込まれる重たい何百箱の箱を全部、書庫へ運んでいました。男性職員にも、ちょっと手伝っていただきましたが。

そういう仕事を中心だったんですが、私たちは、こういう仕事は大阪府の行政をやってきた人がやるべきじゃないかというふうに考えていたわけですね。私たち以外にも、行政の人が公文書館には 4、5 人いましたので。だから、この人たちがやれるようにしていくべきではないかということで、少しずつ仕事をそちらのほうに譲っていきましたので、私たちの仕事は、最後のほうは、特に私はなくなってきたわけですね。もしかして、私いなくてもいいんと違う？ということで、辞めたんです。

もちろん、その後も金山さんは、公文書館の仕事は続けてやってくださいました。ただし、ある程度、道ができていると、やりやすくなってきます。初期の頃はどれを選んで、どれを選ばないかというのはとても難しい。公文書選別基準というのも作られていたし、公文書全体のファイル基準表というものはありましたけれども、実際にもものを見ると、リストなんか全然、載っていないものとか、いっぱい出てくるんですね。リストにあるけど、本物がないとか。そういうのがあったので、大変でした。最後のほうはかなり順調にできて、職員さんが全部やってくださるという形になってきましたので、私はじゃあいいねって言って辞めたので、その後、本格的に近畿部会が発足してからは、金山さんの 1 人舞台になります。

元 準備会で勉強されていたり、情報交換していた経験が、お二人の廃棄作業、選別作業のときにいろいろ役に立ってことになるんですかね。準備会で勉強された成果がお二人の仕事で生かされたと。

大西 県と市町村は違いますので、近畿部会の中で選別作業をやっているところというのは、ほとんどなかったんですけども、それまでに読んだいくつかの本や、埼玉県なんかはきちっとしたことをなさっていますので、そういう勉強なんかはもちろん役に立ちました。ただ、公文書というのは県によって全然、中身が違うんです。ですから、まるっきりそのまま役に立つということはありません。と思います。

元 清水元館長と石田元館長は、どちらも行政職だったんですか。それとも、何か歴史の専門職だったんですか。

大西 行政職です。大阪府公文書館というのは、設置根拠となる条例がないんです。だから、法制文書課の下にぶら下がった係みたいなものなんです。だから、他の人は全員、行政職員です。

元 ありがとうございます。

河野 じゃあ、近畿部会発足というか、立ち上がって、走り始めた頃についてお願いします。

金山 準備会から部会になるときの移行で、会員の皆さんからは自由に活動しにくくなる嫌だというご意見もありました。準備会メンバーってコアっていうか、任意で来てくださっていたので、熱心なかがた多かったんですけども、立場的に非常勤の方が圧倒的に当時は多かったんです。彼らが自由に活動できる夕方とか、土日に開催できるので、大阪府公文書館の会場も使えるし、参加しやすかったけど、部会になると、行政職のかがたも出たいただかないといけないテーマも多くなりますし、平日開催が増えてくるのではと。そうすると、出にくくなるなどというご意見もありました。

特に準備会からの継続性を持たせるために、2年間、戦略的に活動していた分科会をいくつかは続けていこうということで、続けてやってくださったのは、公文書の研究会を和田義久さんが責任持ってやるよって言ってくださいましたし、近世古文書の研究会は元興寺文化財研究所の、いまは亡くなりましたが、吉井敏幸さんが準備会と関係なくても、個人的にやりたいから俺はやるわというので、ずっとやってくださいました。私もずっと近世古文書は継続して出ていましたし、会員関係なく近世古文書だけ出ている人っているんですね。大体、いつも20名から30名ほど来られるので、それは月1でずっとやっていこうということで継続性を持たせていました。

参加していた皆さん、準備会だから、安い通信費ぐらいで参加していた方々に、部会になると個人負担も多くなるじゃないですか。会費払わなあかんし、会費に見合った情報来るかどうか分からへんの。そうすると、準備会員全員が部会員へ移行するのはできないかもしれない。私たちがそれを一番、心配していたので、近世古文書研究会みたいな、実務的に身になるような内容を共有して、やっていけるものは、ちょっと大変でも月1のペースで必ずやると。それ以外にも、月1で例会をすると。それ以外の分科会に関しては、主催する委員の方なり、担当の人がやるペースでやっていこうみたいなのは、部会に移行する前にはかなり話し合ったかなと思います。

河野 ありがとうございます。そうやってですね。93年、94年と、恐らくようやく定期的な活動の在り方、姿が見えてきたかなって頃ぐらいに、阪神・淡路大震災に遭われるということになると思うんですけども。そのときの近畿部会の対応についてお話しいただけるのでしょうか。本当に未曾有のできごとだったと思うんですね。恐らくいろんな議論が交わされて、その後なんとか動いていくと思うんですけども、ちょっとその辺りの、今だから話せるみたいなどころと。あとですね、もう一つ、気になっていますのが、阪神・淡路大震災に関わる資料保存活動の記録を、その後、きちっとまとめられていますね。そちらを拝読したのですが、編さんに至る機会ということで、どういうことがあって、そういうものをまとめようとしたのかを、お答えいただけると、ありがたいです。話せる部分だけをダイジェストでお願いします。

大西 先ほど言いましたように、阪神・淡路大震災のときは、私は大阪府公文書館におりませんでした。大阪大学出版会で、部屋の中に出版した本がダーッと倒れてきたのを、積み直していました。一番初めに連絡をいただいたのは、尼崎市の辻川敦さんでした。「こんなんなってんのに、全史料協、なんかせなあかんのちゃうか」って電話をもらいました。それから、まだ史料ネットという形はできてなかったんですけども、とにかくどうなっているか見なあかんというので、パトロールというのを始めました。かなり体力があるので、1,2回でしんどくて付いていけず、私は降りましたが、若い皆さんはずっと続けておられました。

その時、伊丹市博物館も被害を受けて、閉館になっていたんです。そこに伊丹の西国街道辺りの旧家がバタバタと被災し、そこからの資料がいっぱい持ち込まれましたので、私は個人的にそこでボランティアとして資料整理をしました。全史料協から特に派遣という形はなかったんですけども、自主的にやりました。だから、大阪府、近畿部会とは全然、関係なしに活動をしていました。

金山 そうですね。阪神・淡路大震災のことは、はっきり言って、あまり話したくないというのが正直なところですよ。やりたいことがやれたかという、全くさせてもらえなかった。ただ、させてもらえなかったって、上から押さえ付けられたような言い方をしますけれども、われわれも非常に未熟だったなど。感情論に走った部分が多かったかなと、今となっては思っています。

当時、なるべく客観的にご説明しますと、よちよち歩きの部会ですよ。やっとな準備会が部会になったわみたいな状況で動き始めたときに大震災だったので。事務局としては、まずは安否確認。会員さんに電話であるとか、連絡をつけて、大丈夫ですかみたいなのはすぐにやりましたね。その後、被災した資料、私たちの想像を超える神戸の状況です。私も家が宝塚ですので、そんな、それどころじゃないよと。うちのほうが大変じゃんと思いつつ。でも、部会はどうすんねん、どう動くねんっていうのも考えようっていう、運営委員の人たちとの話し合いもありました。

レスキューの活動が少し動き出すであろうときに当時、運営委員でもあった尼崎市の辻川さんとかは、大阪府公文書館が近畿部会事務局として、ここで機能を発揮することができたら、全史料協の中でもそうだし、文書館界としても、その近畿部会としての位置付けがすごく有意義なものとして、認知されていくんじゃないかのご意見をいただきました。実際、役に立つぞと、使えるっていうふうに、会員の皆さんだけでなく、広く認知されることが近畿部会にとってはす

ごく有益だろうという話し合いは、結構しました。私もそう思いましたし、震災当初は大阪府公文書館の中でも、どうしたらいいのかという話し合いをして、会員間の互助会的な相互支援、会員同士が会員の被災している機関を助けに行くとか、整理するとか、そういうのはどんどんやってくださいと。けども、会の範囲から出て、会員じゃない所に対してレスキューに行くとか、そういった外部からのレスキューの要請を受け入れるとか、ましてや被災地に会員を派遣するとか、それは近畿部会うんぬんかんぬんというよりも、大阪府としてそれはできないっていうことは、はっきり言われました。

そのときは、なんで行ったらあかんのとか私は思っていたんですけども、今なら理解できます。行政機関が、他の行政機関の管轄エリアに、自分とこの職員なり、非常勤であっても、働いている人間を行かせるってことは責任を伴いますし、書類ももちろん必要ですし、危険を伴うことでもありますし。何でしょうね、勢いづいて、若い子たちがむちゃをしないうたっていう親心もあったかと思うんですが、そこら辺は制約を非常に感じました。で、結果として、近畿部会はそのようなレスキュー活動の事務局的なことはしないという結論が出ました。

その結果、史料ネットのほうで当時、4者会談といいますか、歴史系3団体と、近畿部会の私も含めて、事務局ないし学会の人たちが集まって、レスキュー活動をどこが担うかみたいな話し合いもしました。そこでも結論は出なくて、結果的に尼崎市立地域研究史料館がレスキューに関しての事務局を担うことになりました。一番、被災エリアの端だったということもあり、尼崎が事務局をして、神戸大学の奥村弘さん辺りが中心になって動いて、史料ネットの活動をしていくっていうふうに、いい落としどころをつけていただきました。

そのときに近畿部会は、ほっといたら何するか分かれへんって考えた上層部の人たち、ちょっと我々に危なっかしさを感じたんだと思うんですね。なので、近畿部会からの派遣依頼の書類があったら、いつでもレスキューに参加できるんだけどっていう会員のかたがたのリクエストは非常に多くあったんですが、彼らには「ごめん、近畿部会からは派遣依頼はちょっと出されへんから、個人で史料ネットに登録して。史料ネットとの情報交換は会でもするようにするから。」って言うていました。しかし、結果としては、その後あまり情報交換はできなかつたんですけどね。「とにかく、史料ネットのほうに参加するって形で、現地のレスキューに行ってもらえませんか？」って、皆さんにそうお願いして、史料ネット側からレスキューに行ってもらいました。

そうすると、近畿部会の会員さんたちは、実際は結構、あっちこっちに行ってくれているんですよ。けども、近畿部会としては、公式には会員機関に対してのレスキューを数回しか動いていませんでした。そこで、僕らももっとやったやんかと、自分らのできる範囲でやったけども、それが会の活動としては残らないし、何か検証するような記録には残さんといかんの違うっていうので、例の何年目かに作った震災関係の文集ができたんです。とにかく、初めてのことで、今なら書類すっ飛ばして行きましょとか、とにかく個人の責任で、ボランティア保険入ってくださいとか。あと、どういうところで連絡取ったらいいとか、そういうのは、今日は会場に国文学研究資料館の青木睦さんもおられますが、その後一緒に活動する中でいろいろ勉強させていただいて、今ならもうちょっと賢く、抜け道も駆使しつつ事務局運営できるかもなって私も思うんですが。その頃は自分自身の立場も非常勤職員であり弱いし、仕事では行ったらあかんのやったら、ほんなら辞めるわみたいな会話が日常的に職場で上がってくるわけですよ。それもつらいし。一步引いたっていうのが現実だったかなと思います。自分の中では、非常に残念な点で

はあります。

元 ありがとうございます。全史料協って、私もあまり知識がなく申し訳ないんですけど、機関会員ってというのがメインになっていて、行政組織として、そういう非常事態のときにどう関わるかとか、また個人会員にもなっておられる方はどういうふうに活動されるかって、当時は結構、難しさがあったんだろうなと感じました。とてもコンパクトにお話しいただいたんですけど、多分、もっと大変だったんだろうなと思いながら、お話を伺いました。

時間の制限もあって、もっとお話を聞きたいところなんですけど、第1部のまとめとして、準備会の話と、その後の話でだいぶお話聞いたんですけど、この30年間の活動というのを、また第2部で引き続きお話を聞きたいところです。最後に、この30年間でお二人が感じている、この辺は最初の準備会のときよりもっと良くなったねっていう点と、ちょっとがっかりになっているわっていうところがあるかもしれない、お話を聞きながら1部をまとめたいと思うんですけど、いかがですか。たぶん率直なご意見の方が2部のディスカッションで、皆さんのお話も聞き出せるかなと思います。よろしくをお願いします。

大西 お手元の資料の一番初めに、どうして近畿部会をつくるのか、近畿部会の目的ってというのが3つほど、歴史的文書の収集、整理、保存、利用の方法の研究と、情報の交換。専門職アーキビストの地位向上のための活動の3つを挙げているんですけども。それと、文書館の設立を目指すということも誰かが書いてくださっていたんですけども、一番初めに私たちは文書館の設立というのは、特には掲げてなかったと思います。もちろん当時、アーキビストという言葉もなかったですから、専門職の地位向上ということもそんなにも目的とはしてなくて、私たちは何をすべきなのか、それを知りたいということが一番、大きな目的だったわけですね。

ですから、その後、近畿地方でもいろんな機関が設立されてきて、現在は元さんが言っていたように、機関会員が全体を動かしているという感じに形としては見えます。ただ、私も一番初めから全史料協を見ていたんですけど、もちろん機関会員がそれぞれ事務局とか、研究会とかをいろいろやっているんですけど、その機関の中の、この人がやっているなっていうのはちゃんと見えていたわけですね。この人が頑張っているから、ここの機関はやっているなど。もちろんその他に、個人で参加されて活動している人もおられます。機関があるから、この人がやめて、次入ったから、またすぐにできるというものではなくて。機関の中の個人、あるいは個人会員、それぞれが。どっちかという、私は個人会員のほうが何かをやりたいという意志がすごく際立っているから、これまでもやってこられたのではないかなと思うし、初期のいくつかの目的をだんだん果たしていったら、文書館がどんどん設立されてきたのではないかなという気が大変しているわけですね。

それが最近、「機関があるから機関が頑張ってやってちょうだいね。個人はちょっと参加するだけでいいよ」という雰囲気が、だんだん出てきたような気がするんですね。機関の中でもそれぞれ頑張っておられる方がいました。正職員でなくても、非常勤の方でも頑張っておられる方がいたから、こういう全史料協という会が維持されてきたのではないかなという気がすごくしているんですね。かえって昔は、個人がやらないと仕方がないと思ってやってきたから、ここまで活動ができてきたんじゃないかなという。それは私の感想です。

元 ありがとうございます。頑張っている個人が、機関に属してもそうじゃなくても、近畿部会を支えてきたという感想ですね。続いて金山さんどうぞ。

金山 よかったことは、よく 30 年続いたなど。ただちょっと残念なことは、最近ちょっとルーティン化していて、面白くないなと個人的には思っております。後半の議論に期待しております。

元 ありがとうございます。

河野 ありがとうございます。それでは、休憩時間にしたいと思います。この間に、お手元の質問票を集めたいと思います。細かく書かなくて結構です。しゃべらせろだけでもいいので、順番に当てさせていただきます。私のほうまでお持ちいただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

第2部 ディスカッション

河野 それでは、気持ちよく話させてと書いていただいた青木先生からですね。早速で申し訳ありませんけれども、お願いします。

青木 元さんの目を見ながら、お話をさせていただきますが、前・国文学研究資料館の青木睦になりました。まさに時代の流れというものを感じざるを得ません。

実は阪神・淡路大震災の2カ月前の11月17日に、記録資料の保存を考える会という研究集会を開いていて、このときに、ICAの防災委員のメンバーが日本に来ていました。その後、阪神・淡路が1月17日に起きるわけですが、その前にICA防災委員の報告を聞く機会があって、全史料協もこういう時は組織的に動かなくちゃならないって考え始めた時期でもあったんですね。そういう災害の時期に、全史料協がどう動くかということについては、文化庁の動きも把握しておかなくちゃいけないってことがあって、私が文化庁のほうと連絡を取ったという経過があります。逆にいうと、近畿部会の皆さんについては、全史料協の本体のほうから連絡をしていただいて、つながりができておりましたが、辻川さんが勤める尼崎の資料館自体がかなりの被害を受けておりましたので、その復旧に近畿部会の皆さんが関わったという流れがあります。

そこに今度は、文化庁がやっと立ち上がるんですが、この立ち上げについては、文化財保存修復学会の会長になられた、三輪嘉六先生が文化庁にいたっていうのが大きかったですね。全史料協で、私が会長代理で出たときにも、全史料協はどういうふうに動くんだということを、全国美術館会議とともに聞いてくれたっていうのが大きかったのと、そういう中で動き出すので、実は全史料協は文化庁の中に一つの団体として事務局を置きました。置いて、連絡をきちんと取る形になるんですが、全史料協の本体は動かない。全史料協として、組織で会員を派遣するという事例がなかったわけです。

これまで私たちは、多くの地震や災害を経験し、東日本大震災というものも乗り越えました。この経験によって、自らの中の災害に対する、さまざまなかまよりも超えることができました。災害によって、わだかまりが溶けるというのは、ちょっと悲惨でもあるんですが、まさにそういう時間と身近な出来事がない限り、人間って乗り越えられないんだなということを本当によく感じるころでもありました。

元 後の話はもし可能であれば、また懇親会にお続きをお願いします。

河野 それでは、先ほどの、前半部分のお話の質問というのが2点、届いておりますので、順番にいきたいと思います。まずは亀岡市文化資料館の上甲典子さんからですね。「吉井さんが主催されていた古文書勉強会の活動内容、理念について、もう少し詳しく聞かせてください」とのことです。あと、「親会との違いはあるのでしょうか」ということでした。分科会の活動をもう少し詳しくお話しいただきたいということだと思います。よろしくお願いします。

金山 近世古文書研究会は月1回、土曜日の午後に奈良市の元興寺文化財研究所の会議室でずっと

継続してやっていました。当時、元興寺文化財研究所が奈良県の宝山寺と長谷寺という、非常に大量の近世古文書を所蔵している寺を、業務として資料整理事業を受託しており、その担当が吉井敏幸さんだったのですが、その整理方法を紹介するというのが、近世古文書研究会の初期のテーマでした。長谷寺の整理事業は現在も継続しているんですけども、そういう近世の古文書なんだけれども、非常に大量の何十万点とある寺社資料をどう効率よく整理していくかがテーマでした。

当時の整理方法としては、分類をまずして、そこから編年順に目録を作っていくというのが、よく大学の先生がたがやってらっしゃった、割とよく採られる方法だったんですが、そんなことをしていたら、とてもじゃないけど、やっていかれへんと。分類することさえできないわけです。ただ、端から順にとにかく番号つけていって、目録化して、リスト化して、ソートするのはそこからでいいじゃないかっていう考え方は、近世古文書を始めた当初は、今では当たり前なんですけれども、そんな手を抜いたことをみたいな批判もありました。

でも、物で分類するんじゃなくて、出所原則を大事にしなが、物はそのまま、とにかくナンバリングしていって、カタログ作るんだっていうのを、吉井さんは個人的な経験のなかからやっています。でも、1人で構築するのに不安があるので、古文書を触っている仲間たちと一緒に、一つのモデルケースが提示できるので、それをどんどん共有していこうっていうのをやり始めました。なので、最初は、宝山寺・長谷寺の資料整理の実際の話を提供して。

そうすると、参加者の中から、うちもやってるし、うちもやってるしっていうので、自分のところでやっているのをプレゼンする機会をもちました。みんなの意見が欲しいわけですよ、実務経験者が20人ぐらい来るから。なので、持ち回りで、次は誰報告、次は誰報告というので、皆さん自分のケーススタディー、現在進行中のものでいいので、どういうやり方をしている、どういうところで困っている、みんなどうしているのみたいな悩みを共有する会を持ちました。なので、次から次に参加者に報告してもらおうので、割とネタに困ることなく。その中でマイクロ撮影をするのはどういうふうになっているかっていうので、小林写真工業株式会社の小林啓祐社長に手弁当で、ボランティアで来ていただいて解説していただいたりとか。あと、マイクロフィルムの勉強とかも、そこから発展していったりしましたし、実務担当者にとってはとても助かる会だったと思います。

元 ありがとうございます。その当時はマイクロフィルムの導入が活発だったという理解でよろしいですか。

金山 そうですね。マイクロフィルム撮影するっていうのは資料整理と同時並行して、ほぼ当たり前前にされていました。それがデジタルに変わったから、方法論が変わるわけでもないとは思いますが。それとはまた別に、原題主義か内容主義かといった目録の表題の付け方とか、そういう割と細かいところにまで話が入っていましたね。参加者が同じ目線で話ができるので面白かったです。

元 情報交換とか、情報共有がとても活発に行われて、事例も共有できてと。

金山 そうですね、自主ゼミや勉強会の延長みたいな。大学授業のもうちょっとスペシャリスト版みたいな感じでしたね。

元 ありがとうございます。この質問をくださった方、追加質問ございますか、この話で。

上甲 亀岡市文化資料館上甲です。今日はありがとうございます。質問は短くと言われましたので、なぜあの会はあんなに楽しかったのかなっていう。質問というか、感想ですね。

例会とか、大会とかも行かせてもらったんですが、古文書勉強会に一番、お世話になったと今でも思っているんですけども、あれは何だったのかなと。目録の編成法は、一番話題になっていた時期で、自分も興味がありました。大学などでは、伝統的な編成法が教えられている中、新しい知識が東京の方から入ってきたっていうのを、全史料協でも話題にするようになっていて。何か攻防戦のようなせめぎ合いのような、とても刺激的だった場だったと思います。そういう場が私たちみたいなペーパーの者が参加したとしても、対等っていうか、同じように情報をくださり、そういう活発な活動にすごく魅力を感じて。今はもっといろんなテーマがあるんですけども、ただ、自分の中ではそこをずっと引きずってっていうか、思いながら仕事をずっと続けてきて、全史料協も細々とながら参加させてもらえたらいいなと思いました。

元 ありがとうございます。私も外ではそんな若くないんですけど、ここではちょっと若いなと思いつつ、当時の話が聞けて、とても貴重なご感想ありがとうございます。

河野 ありがとうございます。割と、いくつか大事な話が出てきていると思います。1つは参加される方の身分を超えたような、割とフラットな場であったという話。とても大事なお話だと思います。もう1つは、「楽しかった」という話。「楽しい」は大事なキーワードだと思うんですけども、会員のかたがた、参加されるかたがたのニーズと合致するようなもの、企画っていうのがうまく提示できていたっていうのは1つ大きなポイントじゃないかなと思います。

これに関連した質問が2件ありまして。1つは、堀井靖枝さんから「若い方たちの参加を増やす方法はあるか」ということです。それから、もう1つ。嶋田典人さんからも「若い方の参加が、会場を見渡しても少ないように見える」というふうに書いてありまして。いや、私は若いよっていう方、たくさんいらっしゃると思うんですけども。ただ、近畿部会は非常勤勤務の方が多く、実は発足当時の状況というのは変わっておらず、行政の中での孤立とか、情報が欠如している状態って続いているかもしれないよと問題提起をいただいています。大西さんがおっしゃられたように、かつては個人が動くことで機関も動いていたっていうことから考えたときに、現在はどうかという話だと思います。じゃあ、いったん登壇いただいているお二人に話を。若い人にどう呼びかけるか、なかなか難しいと思うんですが。

元 当時若かったお二人から。

大西 私は金山さんほど、当時は若くなかったんですけども、上甲さんから楽しかったよっていう感想をいただきましたが、私もすごく楽しかったです。それは、自分がこういうことを知った

いという、自分自身の問題意識から発して、参加してくるからだと思うんですね。機関から、おまえ行けよって言って、お聞きして、はいはい、報告書で終わりっていうものではなかった、そういう会では一切なかった。自分が、このことを知りたいから、参加しようかっていうふうになっていたし、そのときに、いや、非常勤ですから出張はできなくても、有休取ってでも行くという人がほとんどだったんですね。だから、これは聞いて帰らんと、何のために休んできたんかっていう気持ちを持って、皆さん来られていますので。だから、ちゃんと聞いていって、分からへんかったら質問をして、何か掴んで帰る。あるいは、掴めなかって、何か爆発して帰るといような、やり取りがあったから楽しかったんじゃないかなというふうに私は思っています。

これは、近畿部会ではないんですけれども、全史料協の大会に参加した始めのころには、皆さんが言っていることも、分かんないことも、分かることもいっぱいありました。あるときに、必ず一言は発言して帰りなさいよって言われたんですよ。だから、そうか、自分が何のために参加しているか分からへんわけだから、私、今日ここへ来たよっていうことを示すだけでもいいから、何か一言。先ほどの発言がよく聞こえませんでしたでもいいから、一言は話していって、自分も参加しているという、そういう気持ちの喜びというのは必要なんじゃないかなと思います。ちょっとしゃべれないわという気持ちがあっても、一言でも何か言って帰ると、この会というものが身近になるんじゃないかというふうに思います。

元 ありがとうございます。

金山 若い方の参加について。私は、やりたい人がやればいいじゃんって思うほうなので、若いかたがたは参加したくないのか、それとも、既に他者に意見を求めるとい体質でないのか、近畿部会の限界が来ているのか、それとも、吸い上げが少ないのか。ただ、参加したら面白いって思えるのは、自分が関心のあることだけだと思うので、皆さん関心を持ちたくはないんでしょうかって、会員のかたがたには伺いたいですね。わざわざ時間を使ってくるわけですから、定例の例会はある程度、義務的に参加せざるを得ない立場のかたがたも多いかとは思いますが、それ以外の活動は、別に決められたからやるってわけじゃなくて、会員のかたがたがやりたいければ、分科会、今は近世古文書、お世話役の島津良子さんが大変で休会していますが、復活してくださいって言われたら、頑張らるやろうし、やってほしかったら、自分が中心にはなれないけど、誰かに発破かけるとかいろいろ方法はあります。一番、望ましいのは、自分がやりたいですと、誰か手伝ってくださいと言えればいいだけのことで、それを若いとかっていうくくりをしなくても、皆さん何を会に求めているのかなっていうのを、もう一度ヒアリングするってところから始めないと、ちょっと掘り起こしは難しいかなと。でも、定期的に何かがあるっていうのは、意外と楽しみにできるので、そういうのは大事なんじゃないかなと、私は思います。

元 ありがとうございます。

河野 すいません。先ほど2つ質問があったと言って、1つ忘れていました。ちょうど「定期的に何かがある」ってお話が出たので。前半のところ、金山さんが「全史料協、最近ルーティン化していますね」っていう話があったと思いますが、「ルーティン化は、どういうところから感じ

ますか」っていうのを、京都大学大学文書館の橋本陽さんから聞かれています。この場ですので、率直にぜひお願いします。

金山 すいません。ルーティン化しているっていうのが、いい表現だったかどうかわかりません。個人的なことですよ。私の関心事から、だんだん例会のテーマが外れてきて、なかなか興味を持ってなくなったっていうのは、私自身の立場が資料を管理するっていうところから、少し違う保存修復という立場にシフトしているっていう、単にそれだけのことなんです。

ただ、元興寺文化財研究所は機関会員で、役員も務めさせていただいて、運営委員も務めさせていただいておりますが、はっきり言って資料保存機関ではなく、どちらかと言うと外部支援機関です。うちの同僚は、最初は引き継がれたので仕方なくやっていたという部分があります。でも、持ち回りはとにかく誰か持ってくれっていうふうな、役員の持ち回りっていうのもいかなのかと。なかなか事務局を担当される場所を決めるのもすごく苦勞されているのを、会員の人も分かっているんで、無理を言えなくなってきているというのものもある。そういう意味での、どうしても最低限をキープするためのルーティン化をせざるを得ない状況なのかなと思います。

例会も、どうしても公文書のほうに偏りがちではあるし、それがテーマでもあるし、今はデジタル化であるとか、検索方法とか、そこが業界のホットスポットなのは分かるんですけども、近畿部会の会員の人が本当にそれを求めているかって言ったら、ちょっとまだ疑問を感じる部分もあるので、そういったところの距離感を、言い方は、自分でも間違えているかなとは思っていますが、「ルーティン化」と表現したわけです。

元 ありがとうございます。この個人的な関心事って今おっしゃったんですけど、例えば、今の金山さんはどういうところがご自身の関心事なんですか。こういう例会をやったら、私、来たわと。

金山 私の関心は完全にコアな保存であるとか、修復であるとか、そっちにシフトしちゃっているんで、本当に大林賢太郎先生が毎年、かなり無理をしてくださって、最近近代のペーパーの保存をレクチャーしてくださっていますが、あれも大林さん、かなり義務的にやってくれていると思うんですよ。お忙しい中、大学の関係も大変なのも私も存じ上げているので。そこら辺で講師を引っ張ってくるとか、レクチャーを誰かにやってもらうことはあっても、主催は近畿部会の会員でないと駄目なんじゃないですかっていうのもちょっと思ったりします。

どういうところに関心があるかといったら、意外とイレギュラーなことをやっているところの報告があれば、それは聞きたいかなと思うし、当たり前のことってみんなある程度、情報、今、手に入るんで。あとは、これからこういうことをやりたいんだけど、どういうふうな方法がいいかなみたいな、お金の集め方でもいいし、クラウドファンディングの立ち上げ方でもいいし、そういうのがあったら、いっちょかみしようかなって気にはなりますね。

元 ありがとうございます。保存、修復の専門家、保存、修復の話、もちろん新しい技術であったり、またテクニックであったり、いろんな現場の話になるかもしれないんですけど、ある意味、金山さんは知り過ぎているんじゃないかと思います。専門過ぎて、ああ、あの子がやるのか、みたいな。最近の例会がルーティン化というか、最近公文書ばかりだったというのは、時代の流れ

で今、公文書館や公文書管理条例ができたりするので、そういう関心は結構、増えているという気もしますが、今回を機に、また金山さんにも講師としていろんな話をお聞きできればと思ったりしました。ありがとうございます。

河野 ありがとうございます。ここまでで、質問だけで終わってしまったんですけども、質問票を提出くださった島津さん、橋本さん、堀井さん、もし何か追加で、これはというのがありましたらお願いします。

島津 今の若い人たちと、私たちが若かったときの違いというのは、1つには、手にすることができる情報量が限られていて、私たちは飢えていたということです。私は非常勤で、最初のキャリアは地域史の編さんでした。行政の中では、私たちがやっているような仕事を理解してくれる人は少ない。嘱託、たった1人で、予算から決算までの会計業務から、編纂事業の全ての事務を担当し、議会の答弁も、原案を作るという形で担当していました。でも、自分の考えている編纂の方向性自体、これで良いのか、今ほど情報網がないので、情報に飢えていました。そういう飢餓感みたいなものがかなりあったと思います。

情報は入ってきていると思いますが、今も、アーキビストの立場は、行政組織の中の非常勤勤務という状況が多いことは、変わっていません。組織内でアーキビストの仕事を理解してもらうのは、今でも困難を伴います。大西さんがおっしゃったように、私たちは近畿部会の研究会で横のつながりをつくったと思います。それぞれの職場ではたった一人で孤軍奮闘している人たちが、研究会に集まり、「あんなに楽しかった」のは多分、同じようなことを考えている仲間がいっぱいて、たくさんのお話ができたから楽しかったのではないかなと思っています。

3年雇用、5年雇用のような、ブツ切れ雇用の非常勤勤務が多いことは今も変わっていません。どうすれば、現在の非常勤勤務の若い世代に、当時のような「楽しさ」を提供し、横のつながりを切らずに全史料協に関わり続けてもらえるのか、というのが課題なんじゃないかなと思っています。

今現在、情報量は当時に比べれば格段に多く、オンライン研究会もあって遠距離の人たちも容易につながることができるので、飢餓感がちょっと私たちの時期とは違うかもしれませんが。

元 ありがとうございます。

堀井 堀井と申します。私はもう4年前に退職をしました。でも、継続して資料整理の続きのお仕事はさせていただいています。今、大西さん、金山さんとお話したように、今、名前が出てきた一番大きいのは吉井さんなんですよ。ほかにも富士写真フイルム株式会社の松本吉之助さんとか、阪急電鉄株式会社の高橋正雄さんとか、近畿部会の古手の人たちで、物故者になられた方たちって随分たくさんいて。でも、今話が出てくるのは、そういう方たちなんです。

中でも、高橋さんの場合は、私たちがまだ若かった頃におっしゃったのが、仲間をつくっておいて、それで、みんなが年を取ったときに、そのつながりがとても大事なものになるよってことを教えていただいたから、知識もだし、人間関係、コネクションもそうだし、そういうものが近畿部会の中で、特に私たちここで、3人で古文書のことをわあわあ言っていたんですけども。

だから、そういう場があってよかったねって話をしました。以上です。

元 ありがとうございます。

橋本 橋本です。面白いお話お聞かせいただきありがとうございます。でも、例会も 160 回超えると、なかなか新しいネタがありません。ってことですが、いまの運営委員だけで考えるというよりも、会員のかたがたと双方向的に、こういうことが現場で困っているって、ポーンと投げられるような空間が求められているように感じます。デジタルとか、ホームページにするのも、今では簡単にできるでしょうし、そういったような、ひょっとしてまた、閑古鳥が鳴くかもしれないけど、何とか工夫して書いてくださいというようにして、活発な議論っていうのが、戻ってきたらいいかなというふうに思いました。ありがとうございました。

元 ありがとうございます。今日は近畿部会 30 周年ってことで、金山さん、大西さんにお話を聞きながら、皆さんのご意見を聞いているんですけど、質問のうち、酒井一様から、公文書管理保管の目的っていうことについて、ご質問が来ております。大変申し訳ないのですが、後日、あまがさきアーカイブズのかたがたにお話を聞けるかなと思うので、個別に質問していただくと、とてもよいお話が聞けるかなと思います。申し訳ありません。

時間もそろそろなんですけど、私からの話だと、一応、私、東京大学にいますけど、前の京都大学にいたときに、近畿部会に入っていました。東京に行きますと言っていたら、近畿部会やめないでというので、まだ近畿部会の会員です。でも正直言って、この全史料協に入るときに、近畿部会か、関東部会かを選びなさい、みたいな感じかと、錯覚をして、どちらにも入らなくてもいいっていうことを知らずに、近畿部会にチェックをしたんですね。それで、近畿部会に入ったということもあり、若い世代が、30 年間頑張ってきた先輩がた、先生がたのことを知りたいたか、学びたいとか、あまり考えずに入ったっていうのが事実であって。今後、近畿部会をどういうふうに活発化するかとか、もっと魅力のある会にするかっていうことを、もし私に聞かれたら、どうするんだっていうのが正直な感想です。ここにおられる皆さまの、最初、近畿部会を立ち上げたときの、準備されたときの熱心な気持ちには本当に至らない、と思っはいるんですけど。

先ほど京大の橋本さんから、運営委員だけで頑張ろうとするから、なかなかテーマも絞られるし、最近は多様性に乏しいというのもあり、またこの 3 年間、コロナの関係もあって、少し事例の報告も減ったんじゃないかと、個人的には思っています。また、これは本当に個人的な考えで、全史料協全体、また近畿部会もそうなんですけど、国の制度が変わったら勉強会をすることは良しとして、結構、アーキビスト制度って言っていたら、また国立公文書館さんの誰かを呼んできて、この例会、行けるなみたいな感じで、国の方の話だけで、例会が終わったなっていうことだったり、あんまり国立公文書館と、各地方公文書館の立場が同等である、対等であるってことじゃなくて、私の目には最近、ちょっと上下関係に見え始めているんですよ。あまり国が言っていることについて、対等にちゃんと批判したりする面が、最近あまりないかなと。もともとなかったかもしれないですけど。行政機関として、国の機関と対等に話すのは難しいのか、どうか。地方自治体とか、国の機関の所属でも、また国籍が日本人でもない私が言うのも失礼かもしれない

ですけど、その面で皆さん今後、この全史料協だったり、近畿部会の活動をどうやっていきたいのかなというのが、とても興味関心のあるところです。

なので、先ほど島津さんと堀井さんから出された、若者は何が聞きたいとか、若者はどうすれば横のつながりをまたつなげていけるかという話ですが、皆さんのアイデアだったり、ご意見だったり、今日のアンケートにお書きください。スマホで写真機能を使ったらつながるようになっていきますし、ご意見をいただいたら、多分、近畿部会にもとても貴重なご意見をいただけるんじゃないかなと思っています。全てそれが解決できるかは分からないんですけど。

河野 実は今日この会を迎えるにあたって、過去に歴代の近畿部会事務局が作成した文書をいろいろ見せていただきました。たとえば、平成5年度（1993年）のときは、近畿部会の取り組みについて、会員の皆さんにアンケートを実施されているんですね。その中では回答として、会員間の情報交換に、当時の走りだと思うんですけども、パソコン通信を活用することなどの提案があったり、パソコンを使った目録作りなんかに興味あるってということなどが率直に述べられています。近畿部会は自ら抱えている問題を非常にタイムリーに学べる場なので、とてもいいっていう回答もありました。例会運営について、専門職の方と、行政一般職の方と、二つのパターンがあって、いずれに的を絞っていくか、難しいところもあると思います。ただ、ボトムアップじゃないですけども、会員の声を吸収していくような仕組みっていうのがあると、その先には、先ほど元さんが言ってくださったような、「近畿部会からこういうことを提案してみようじゃないか」というような風潮も生まれるんじゃないかなと思っています。

それで、手軽に、かつ事務局も負担がかからないようにと思ったのですがアンケートなどは、Googleドキュメントとかデジタルの力を借りれば、楽ちんに事務処理ができる部分も多いので、そういうのをやってみてはどうかと思っています。いやいや、手書きじゃなきゃっていう方には手書きで書いていただいたらいいと思いますが、手間をかけずに会員の声を吸収するような仕組みを持つことが、大事かなと思っています。あと、「これ、やってみたい」という手上げ式があったらいいかなと思っています。例えば災害時の備えを考える場とか。具体的な被害を想定しつつ近畿部会全体でどう動いていくのか。もちろん、近畿部会全体で考えて進めていく、となると難しいところもあると思うんですけど。

でも、自分の所属する組織・館が、被災したら悲惨だかってそういう危機感は多分、どこもあると思うんですよ。それでグッとまとめてみて、近畿部会として望ましい災害対応、そのたたき台を出すところぐらいまでであれば、有志でもできないか、と。近畿部会としては、参加機関が何をしてほしいと望んでいるのか、あるいは、もし大規模自然災害時に自ら所属する機関が、近畿部会で事務局をやっていたら、どう動こうとかがっていうのを想定するような形の動きってあってもいいかなって、思っています。分科会をもう一回、復活させてはどうか。言い出しっぺがやらないといけないう話になるので戦々恐々としているんですが、そういう会員からの手上げ式の企画・分科会などを、吸い上げるような仕組みっていうのをつくっていただけたらいいかなと思っています。

元 ありがとうございます。今の河野さんの意見について、お二人は何か感想とか、こういうアドバイスっていうのがありましたら、ぜひいただきたいのですが、いかがですか。

大西 大変、素晴らしいご提案だと思いますので、分科会の復活、ぜひしていただきたいと思いますので、まず河野さんからよろしくお願いします。

金山 分科会となると定期的にやりますけれども、さっき河野さんが言っていた、全員で議論するというのじゃなくて、私がまずちょっとケーススタディーやりますというのは、すごくいいんじゃないかなと。何人か引き込んだら、5、6人いりゃあ、知恵出るしね。ちょっとたたき台できたら、もうちょっと専門的な人呼んだりしたら、だんだん興味が会員さんもわいてくるから、常にそれをアウトプットしてたら、最初はちょっと入っていかないけど、この専門家を呼んでくれるなら、行こうかなみたいになるんじゃないでしょうか。だんだんとふくらませていったら、興味持っていただけるんじゃないかと思います。

元 ありがとうございます。河野さん、よろしくお願いします。

河野 アラフィフなんで、もうちょっと若い方に。

元 最後になりますが、今日は30周年、第1弾ですよ。第2弾の話に入る前に、3分間ずつコメントできる機会を、こちらから提供いたしますので、今のうちに手を挙げてください。先着2人までとさせていただきますが、いかがですか。こういう話は、皆さん聞いたほうがいいよっていうご意見がある方、ぜひお願いします。

河野 一言、発言して帰るといって、すごくいいお言葉をいただいたので、ぜひ思ったことを言っていたいで。

島津 私は、「2人いたら研究会（は成立する）」ということを学生に言います。この指止まれ方式で、自分と、もう一人賛同者がいたら研究会はできる、と言って勧めます。近畿部会の研究会は、市町村や府県、あちこちの方法論を聞かせてもらって、へえ〜と驚いたり、なるほどと納得したり、毎回の研究会が楽しみでした。

元 ありがとうございます。

和田 枚方市の和田義久と申します。1点だけお話しさせてもらいたいと思います。近畿部会ができて、例会が月1回ないし、2カ月に1回開催された。そのときに、機関会員の施設を見せていただける。そして、そこでの取り組みを報告していただける。これがすごく僕にとっては貴重なことであって、それがまた枚方に帰って、地域資料を残すということで、市民に還元できるという。そういう道筋ができたと思っています。その中で、例えば京都府立総合資料館で、百合文書を見せてもらったときの感動は、いまだに忘れません。そういうことがあれば、若い人だけではなく、今、自分が抱えているものを、今、他の機関はどのようにしてそれを解決しているのか、どう取り組んでいるのかということが、すごく参考になるのではないかというふうに思います。以

上です。

元 ありがとうございます。お一人、手、挙がったと思うんですけど。

青木 近畿部会ですので、先ほども河野さんからお話がありました、南海トラフが必ず来ます。どうするんだろう。こんな悠長なこと言っていられないんじゃないかな。島津さんじゃないけど、私も手を挙げて、ずっと研究会をやり続けてきておりますので。今回、この 30 周年でお二人のために、わざわざ関東から来たのは少しお力をもらおう、エネルギーをもらおうという気もありましたので、まさにエネルギーをもらったのと、南海トラフの問題は明確に意識して、すぐ始めてもらいたい。これは近畿部会の大きな命題だと思っていますので、どうか頑張ってください。私も頑張ってください、それに対してどうしたらいいかってことは、研究者としても考えていきたいと思っています。以上。

元 ありがとうございます。

大西 すいません、一つだけ。

元 はい、どうぞ。

大西 話に全然、出なかったんですが、今、裁判の判決原本の廃棄が、ものすごく誌上でも問題になってますが、実はこれは 30 年前にも起こったことだったんです。それで、明治からずっと保存してきた判決原本を、昭和 18 年までかな。全部、廃棄するというふうに言われて、まず、近畿部会のメンバーはものすごく反対をしたんです。それが結局は、東大法学部のお偉いさまの声があって、判決原本の会ができたということなので、そのときには、何とかうまく収まったというか、廃棄はされたんです。私は実際、見ました。この大きな簿冊の上に、こんな大きな朱印で、廃棄と書いてあるんですね。はんこ押してあるんですね。廃棄はするけれども、その高裁の属している地域の国立大学に移管してもいいということになって、私は大阪大学の、そのとき法学部長であった國井和郎先生が同期だったので國井さん絶対、引き取ってくださいって、頼んで、大阪大学の元 50 年史編さん室に大阪高裁の部分が保存されているの見届けました。全国的にそういう運動をしたんですが、全部、入ったか、どうか・・・。

青木 全部、入りました。

大西 入りました？

青木 はい、国立公文書館に行ってます。

大西 そうですか。

青木 つくば分館に行っていますので。

大西 でも、その後、日文研に。

青木 それは金山さんが全部、やってくれました。

大西 日文研が明治の初期から、一部をスキャンして、デジタル化するってこと。それは大変なことだったみたいなので、それは全部、できるわけではないと思っていましたが。

青木 でも、戦前の18年から20年までも含めて、全部データベースにして入っています。

大西 したんですか。だから、もうそういう問題は解決しているんだと思っていたのに、これ聞いて、私、びっくりしました。何にもやっていないやんか。また頑張ってもらわないといけないって。今、現役の保存の方がまた声を上げていかないといけないのかなというふうに思っております。

元 ありがとうございます。いろいろ関わり方は違いながらも、資料保存という仕事にこれからも頑張っていきたい気持ちになりました。そういう学芸員や司書とは違う、われわれアーキビストがどういう仕事をやっていくかについて、7月の近畿部会30周年記念例会第2弾として、お話をさせていただくつもりです。そこで、企画者である京大の橋本さんに、宣伝を併せてこれまでのアーキビスト、今後のアーキビストについて、お話を伺いたいと思います。

橋本 会の趣旨に従って、短く宣伝をさせていただきます。元さんが先ほどおっしゃったように、国と自治体は対等であるべきというようなことをおっしゃったことには完全に同意で。なので、国や、あるいは学会が提示してきたような、専門職像の、のど笛にかみついて、食いちぎるような報告を渡邊佳子さん筆頭に進めていただこうと思っていますので、皆さん、乞うご期待というか、よろしくをお願いします。

元 では、今日の例会、そろそろ最後になりますが、河野さんにマイクをお渡しします。

河野 本日はどうも皆さん長時間にわたり、議論ご参加いただきまして、ありがとうございました。途中割愛させていただいた酒井さんの質問は気になっていまして。「文書を守らなければいけない」というある種の危機意識から生まれた活動について、私たちアーキビストはその後、文書を引き受けて具体的に保存・活用していくかっていうところに関わる人間でして。私たち自身も、もちろん文書に関して、危機があったときに声を上げるんですけども、記録が失われていくことについての問題は、恐らくこの会場にいる人たちはみんな同じように認識していると思います。ですので、今回、この場ではお答えできなかったんですが、この会場にいる人を捕まえて、一人一人に聞いていただいたら、ちゃんとそれぞれ考えや思いを答えていただけたと思います。なぜ文書・記録を大事だと思うかとか、どのような思いで文書を保存しているのか。文書・記録の保

存のために実際どう動いているのか。非常勤の立場でありながら、本当に「大事なこと」のために戦ってきたかたがたばかりだったりもしますので、多分、お話しを伺うものすごく熱くて、逆に3時間ぐらい話してもらえないんじゃないかなって思います。ちょっとその1点だけ付け加えておきたかったので、すいません。酒井さん、本当にありがとうございました。

それではですね、まだまだ議論が尽きないかと思い、本当はもうちょっとお話を伺いたいかたがたもいますが、この後ささやかな会を準備したいと思っておりますので、もしお時間が許すのであれば、ご参加いただければと思います。最後に、次期の全史料協の会長から一言いただければと思います。よろしくお願いします。

辻川 はい、あまがさきアーカイブズの辻川です。大西さん、金山さん、今日はありがとうございました。話の中で私の名前もいろいろ出していただいて。阪神・淡路の話もありましたけども、私も未熟で感情的になった1人で、というか、私が未熟で感情的になった張本人でしたので、いろいろ申し訳なかったと思います。私も若いときにいろいろ失敗をして、それがあって、こまじな管理職になれたのかなと思っています。でも若いときに、いろんな未熟なことでは、部会を傷つけることもあったと思いますし、申し訳なかったなと思っています。

それで、皆さんが全史料協の親会のことをどれだけフォローされているか分からないんですけど、というか、そもそもこの会場には会員じゃない人もいるので、何のことかよく分からないと思うんですけども、数日前にオンラインで全史料協の親会の総会、臨時総会がありまして、私、会長になりました。25期ということで、今年度と来年度の役員体制を臨時総会で決めたんですけども、昨年度、その体制が決まらないっていう非常事態がありました。要は会長事務局とか、各委員会の引き受け手の機関がないという事態になったんですね。前会長事務局の東京都公文書館とか、岡山の元館長の定兼学さん辺りが奔走されまして、何とか体制が組めました。大会・研修は徳島県さんにお引き受けいただくことができました。それから、調査・研究は岡山県さんがお引き受けいただきました。広報・広聴は事務局は神奈川県さんが引き続きやっていたんですけど、会長・委員長の引き受け手がなくてですね。近畿部会の藤吉圭二さんが個人で引き受けることになりました。私が会長です。最初は個人会員で引き受ける予定だったんですけども、いろいろありまして、尼崎の機関で一応、形だけ受ける。でも辻川がやると。事務局は複数の個人会員の方にボランティアでお願いすることになっています。全史料協、本当に曲がり角で、立て直さないといけないと思っています。実は近畿部会も十数年前に同じ状態だったんですね。

機関会員がどんどん辞めて、事務局どうなるんだろうということがあって。近畿部会はでも、何とか立て直してきたと思うんですね。それは、今日お二人にお話しいただいたように、初心を忘れないっていうか、会員が自ら自分たちがやりたいことをどう学ぶか、解決するかっていうことを忘れなかったから、情報を共有するとか、いろんな努力をしてきて、今の近畿部会があると思うんですね。結構、今の近畿部会と、今後について辛口な話もあって。それをちゃんとするといいんだと思うんですね。

私は全史料協親会、立て直すモデルは近畿部会だと思っています。ぜひ今後、親会のほうもどんどん声を寄せていただいて、近畿部会だけじゃなくて、皆さんの会、皆さんの全史料協です。会費払っているんで。自分たちがやりたいことをどんどん出していただいて、それを言い出しっぺがやると。私が認めれば、全史料協の活動になるので、ぜひそんなふうにしていただいた

らと思います。すいません。ちょっとこの場を借りて、あいさつさせていただきました。ありがとうございます。

河野 総合司会に返します。

総合司会（金原） 本当に今日だけでも、すごく楽しい会だったんじゃないかなと思います。皆さんのいろいろなご意見が聞けて、全史料協近畿部会の今後が結構、明るくなったような気がしております。徳島は、実はたくさん問題を抱えていますし、先ほどお話があったとおり、南海トラフが徳島を直撃するっていうのは、はっきり分かっているわけで。そういうことについては、まだまだいろんな方と、いろんな話をしながらですね。いろんなつながりを持っていきたいというふうに思います。そういった中で、このような会が今後もきちっと続いて行って、皆さんとの話し合いがどんどん進んでいくような形になれば、会自体もどんどんと、いろいろな活性化につながっていくんじゃないかなというふうに思っております。本当に今日は話者のお二人、それから、聞き手のお二人も、ありがとうございました。これで本日の、165回の例会は終わらせていただきたいと思います。

全史料協近畿部会の「これまで」に学び、「これから」に思うこと

河野 未央（尼崎市立歴史博物館）

「熱」と「苦さ」の「これまで」から学ぶこと

全史料協近畿部会（以下、近畿部会）30周年の記念となる例会を迎えるにあたり、登壇する聞き手と話者それぞれは入念に準備を進めた。大西愛・金山正子両氏（話者）は、立ち上げ準備会を含めた当時の近畿部会の記録・保管文書の閲覧を要望された。会長事務局（当時：徳島県立文書館）のご承諾を得て、文書を当館に送付いただき、両氏に閲覧いただいた。私も聞き手としての準備をかねて、それら文書に目を通させてもらった。近畿部会立ち上げに関わる文書から、参加する人々の「熱」が感じられる一方で、阪神・淡路大震災（以下、震災）の対応の振り返りに関わる記録からは、様々な立場の人々の「苦さ」が感じられた。

上記は印象論に過ぎないものの、例会企画を練るなかで、私は、近畿部会の今後を見据えていく素材として、この「熱」と「苦さ」を話の中に落とし込みたいと考えた。そこでそのふたつに係る内容を例会当日の質問事項として準備し、話者のお二人ともう一人の聞き手である元ナミ氏に提示した。それらをたたき台として、聞き手と話者、それぞれと議論を重ねるなかで例会の流れを作り上げていった。以下、上記の二つの軸に沿って、当日の議論の一部を紹介していく。

①近畿部会の「熱」はいかにして生まれたか

この「熱」を考えるにあたり、最も印象的だったのは、例会後半のディスカッションの場での、上甲典子氏の発言である。立ち上げ当初について、「どうしてあんなに楽しかったのでしょうかねえ」との感想を述べられたのだ。これに対し、「一人職場が多く、知識に飢えていた」「同じような職場環境の人々との情報交換ができた」など理由を示す発言が次々と飛び出した。前半部分の話者の話とあわせると、当時のアーキビストの状況がいろいろと目に浮かんでくるようだった。

この30年のあいだに、アーカイブズ研究は深化し、いわゆる「公文書管理法」制定など法整備も行われ、少しずつ公文書館を設置する自治体も増え、認証アーキビスト制度も開始され…と、事象レベルでは大きく変化している。しかし、この、「職員として置かれている状況」をみたとき、「体感」レベルでは30年前のアーキビストたちと現在とでは実はさほど大きくは変わっていないかもしれない。じっさい、令和3年に開催された第157回例会（シンポジウム）「人が“育つ”・人を“育てる”場の構築—博物館の中の公文書館機能—」では、報告者の元ナミ氏が非正規雇用でかつ“Lone Arranger（一人ですべての業務を担う専門職員）”であるという、現在もさほど大きくはかわらないアーキビストたちの状況を指摘した。だとすれば、近畿部会が同じような「熱」を持ち続けることはできたであろうが、「体感」としては、近年の近畿部会は立ち上げ当初ほどは会員の「熱」が感じられない。なぜだろうか。

②阪神・淡路大震災の「苦い」経験—それぞれの「戸惑い」の中で

震災時の近畿部会について、過去に知り合いに尋ねたことはあったが、厳しく批判するか、言葉を濁すか、いずれにしてもあまり具体的な話を聞く機会には恵まれなかった。そこで、私は、「答えにくい質問もあるだろうが、ぜひ当時の状況をうかがいたい」と、大西・金山両氏にお願いした。

震災のときには、参照できる前例・指針も無いなかで、各機関はそれぞれに判断に苦慮する局面があったこと、一方で会員はそれぞれの立場から自律的に行動をしたことなどが具体的にわかり、当時の雰囲気の一部を会場でも共有することができた。「苦い歴史」だが、未来を考えるうえでのヒントも得ることができ、重要な機会となったと思う。

「楽しさ」と「備え」の「これから」をつくる

以上の議論をふまえ、今後の近畿部会への提言を二つさせていただく。

①「楽しさ」を意識した例会企画の立案を一会員との双方向性と、会員間の「対話」の誘発を重視する

先述の上甲氏の発言をもとに考えるのであれば、近年の近畿部会例会企画は、参加者にとって関西弁で言うところの「オモロナイ」と思わせてしまうものもあったのかもしれない。

「楽しい」「オモロイ」という感覚は、究極的には専門職としての知的好奇心が刺激されるかどうかにかかっている。

他にも、「若い方の参加がない」との嘆きもあったが、だとすれば、例会企画には若い世代に「楽しそう」「オモロそう」と「ささる」ようにニーズをくみ上げておく必要がある。現在インターネットでは様々なアンケート実施サービスが無料で提供されている。それらを利用するのもひとつの手であろう。また、情報交換のためには、会員間で「対話」を持つ時間は欠かせない。職場の小さな悩みを打ち明け、話し合う機会をもつようなワークショップ形式の場の設定もぜひお願いしたい。当日会場からも提案されていた「見学会」企画も、相互の職場を知るという意味では重要である。この機会に例会のあり方の見直しにぜひ取り組んでいただきたい。

②きたるべき「南海トラフ地震」を想定した研究会（分科会）の立ち上げを

当日のディスカッションでは、青木睦氏が「南海トラフ地震はきます」とフロアから発言された。震災以後の近畿部会では、人員派遣や物資支援などを実施、少しずつだが着実に災害対応として必要な経験を積み重ねてきた。こうした経験をとりまとめ、今後、歴史資料ネットワークなど諸団体との連携をとりながら、いかにして災害に向き合っていくか、その体制づくりが必要となるだろう。

島津良子氏から「二人いれば研究会はできる」と力強い言葉もいただいた。「言い出しっぺ」が「この指とまれ」と手を上げなければ始まらないので、会長事務局と相談しながら準備を進めたいと考えている。やるが多すぎて何から始めるかお手上げ状態、というのも正直なところだ。会員諸氏の叡智をお寄せいただければ、きっとこの研究会も「楽しさ」「オモロさ」に支えられたものになると思っている。ぜひ諸氏のご協力を乞いたい。

近畿部会 30 周年に際して今後の近畿部会を考える

元 ナミ (東京大学文書館)

2023 年 5 月 27 日、近畿部会 30 周年の記念行事 I が開かれた。私は河野未央さんと一緒に、当日の司会を務めた。ここでは、日本にまだアーカイブズに関わる制度や仕組みが整備されていなかった頃に近畿部会を立ち上げてこられた大西愛さん、金山正子さんから、近畿部会草創期のお話を伺った。フロアからもこれまでの所感と今後の近畿部会に期待されることについて意見を述べてもらった。

私が全史料協と近畿部会に同時入会したのは、前職の京都大学大学文書館に着任した 2016 年度以降だと記憶する。関東に住まいを移してから、なぜか近畿部会と縁を切りたくなくて、今も会員を続けている。そうは言っても、近畿部会における経験も浅く、さほどの貢献もしていない私がなぜ聞き手と思ったが、今回は近畿部会の(まあまあの)若手の一人として、今後の例会運営について参加者の声を引き出してほしいという、あまがさきアーカイブズの辻川さんの推薦があったという噂をきいた。当日は参加者から多くの反応があったにもかかわらず、時間の制限もあり、なるべく多くの参加者からなるべく短い感想を述べてもらうという結果になってしまった。このことは、今も申し訳ないと思っている。

さて、聞き手の役割を終えた後、事務局から今後の近畿部会やアーキビストが取り組むべき課題についての提言が求められた。今後の近畿部会を一層魅力的にするには何が必要だろうか。これは簡単に言えることではなさそうだ。とても悩ましいのではあるが、この問いに取り組む前に、これまでの近畿部会の活動を例会記録から探ってみることにした。

これまでの近畿部会の例会を振り返る

近畿部会例会では、史資料の保存をめぐる研究報告や公文書館における新しい取り組み、そして新館開館の動向などが多くのテーマとして取り上げられている。また、資料整理や保存のためのワークショップなども開催されてきた。近年では、実務に活用できる写真資料の保存に関するワークショップやオープンソースソフトウェアの AtoM (アトムと読む) を用いて、複数の機関が一つのサイトで資料の目録と画像等を閲覧し、検索できるデジタルアーカイブシステムの構築を試みるワークショップも継続されている。それに加え、電子記録の管理と保存などの最新の研究動向や現場活動の理論的根拠になるアーカイブズの見直し例会が開催され、多様かつ専門的なテーマに対する参加者の興味関心が集まり、全体として高く評価されていると感じる。このように、近畿部会が会員にとって有益な例会を企画するために、大きな努力を払っていることが、改めて伝わってきた。

とはいえ、近畿部会に参加していると、時には例会が「極めて平凡な」講演会にすぎないと感じたり、「高名な先生」や「国の機関の方」を招き、決まり切ったお話を拝聴して終わると感じる時もないわけではない。せっかく面白いテーマが企画されたにも関わらず、自由で生産的な議論とは程遠い質疑応答のみで終わったと感じることもある。また、参加者のうち、全史料協機関会員の方々の場合、本当に何も意見がない時を除き、相手を困らせそうな意見や質問は自制されているように感じることもある。各自の所属する「館」の立場が優先されるから、困っていることは小さく言い、

すぐに改善するのは難しいというお定まりの答えばかりの時もあるようだ。全史料協全体のコミュニケーションでも起こりうる問題かもしれないが、率直な意見交換や合理的な批判ができなければどんな会であっても誰も楽しいとは思わないだろう。

現場のモヤモヤを助け合える信頼関係を築く

思うに、現在は、30年前とは比べ物にならないほど、情報の入手や人々のつながりをつくることは容易になった。しかし、それぞれの現場で、単独で解決できない課題を抱えているアーキビストたちは、今も決して少なくないのではないだろうか。現場で活用できる最新技術だけが目当てではなく、互いに情報を共有し、助け合える関係を作りたいからこそ、近畿部会に参加している人も、多いのではないだろうか。そう思うと、近畿部会草創期の自発的な勉強会が組織的な活動になった今、形式的な例会を続けるよりも、それぞれの課題を忌憚なく話し合える場を作ることが、会員同士の信頼と結束を促すことにつながりそうだと思う。

こう考えてくると、「楽しい例会」とは、必ずしも「楽しい話を聞かせる」企画を立てることだけではなく、楽しく話し合える場を作ることと同じように重要ではないかと考える。もちろん、会員同士に経験、経歴の差は存在するだろうし、中には師弟関係や組織的な上下関係で結ばれている人も存在するのは当然だ。近畿部会の母体は全史料協だから、元々機関会員が主体となる組織であり、機関として組織的に責任が問われる行動は一切しないことが望ましいだろう。しかし、会員が個々のアーキビストとして参加している以上、対等に自由な意見を述べるできないと面白くない、というのが私の持論である。

「高名な先生のお話」はもちろん大変勉強になる。だが、そうでなくても、年齢や性別、肩書きはさておき、平等な立場から自由に議論ができる会があったら、もっと楽しくなるのではないか。

「近畿部会では、何を話しても変な噂にならない」「現場の悩みを率直に相談でき、いいヒントを得ることができる」といった、信頼関係を築けたら、そんな素晴らしいことはないと思うが、それはとても難しいことだろうか。これまで通り、近畿部会には、長年アーカイブズに関わる現場を守ってきた経験とノウハウの伝授が期待される。加えて、過去から連綿と引き継がれてきたアーカイブズの課題が現在までにどのように解決されてきたのか、あるいは、今日もなお足りないことは何か、を確認することも重要であろう。その中で、近畿部会には、お互いの問題や課題が共有しやすくなり、会員同士が助け合い、情報を交換できる環境を期待する。

おわりに-理想と現実の間で

現場の実情も知らない若者(?)が思い描く理想ばかり述べてしまった。改めて申し上げたいことは、次のようなことである。

これまで近畿部会は、多くの機関会員の公文書館とその職員の努力によって維持されてきた。その近畿部会の例会は、運営委員諸兄諸姉がボランティアで企画してこられたもので、非常に貴重な時間だったことに間違いはない。常により楽しい例会、災害の時などに機関同士が組織的に助け合う関係づくりを目指し、悩んでいることから、近畿部会が30年間継続された理由がわかる気がする。

全史料協全体の運営面での負担や課題が表面化している昨今、関東・近畿両部会の運営方式も変わっていくかもしれない。「近畿」といった地域圏内(実際の機関会員はそれより地理的広がりは大

きい範囲から成っているが)で比較的移動しやすく、参加しやすいことが特色であった。今後は部会運営の負担を減らすことができるならば、積極的にオンラインツールを利用していくのもいいだろう(遠隔地からの参加希望云々でハイブリッド開催を考えるのは、今の段階では、事務局の負担が増える可能性があるかと思う)。それでも、仮に関東部会と近畿部会が合体されるか、なくなるとしたら…その時は、その時に考えることにしよう。

第 165 回例会「全史料協近畿部会 30 周年記念行事 I」に参加して

関 麻希 (徳島県立文書館)

5 月 27 日 (土) に尼崎市立歴史博物館で開かれた近畿部会第 165 回例会「一全史料協近畿部会 30 周年記念行事 I 一 座談会 全史料協近畿部会の 30 年とこれから」に参加した。この 4 月に新たに文書館職員となった私は、アーカイブズ界とはどんな業界なのか、アーキビストとはどんな人たちなのか、まさに右も左もわからない中で初の例会で緊張していた。しかし、例会開始直後から登壇者の方々のエネルギーに圧倒されると同時に、自らも 30 年前の近畿部会設立前後のその場にいたような気分になり、とても楽しく時間が過ぎていった。

前半は、大西氏と金山氏の思いのこもったお話が次々にあふれ出てくる座談会となった。当時の近畿地区は特にアーカイブ、文書館、資料保存の原則というものを通じないというような状況であったことから、各館で歴史資料を取り扱う担当者が情報交換・研究の場をつくるために集まって勉強会を開き、のちに全史料協近畿部会準備会となる。部会設立までの活動の場としての準備会にはさらに 5 つの分科会ができて事務局は多忙を極めたが、自らの時間を使って元気なメンバーと活動ができることがとても楽しかったという。そして 1993 年 5 月 20 日に部会が発足したが、まもなく 1995 年 1 月 17 日に阪神・淡路大震災が発生。様々な事情があり、結局は部会としてレスキューできず、大変悔しい思いをされた。機関会員の中の個人、あるいは個人会員が際立っているからこそ部会が 30 年間続いてきたが、最近は例会がルーティーン化してしまっていることが気がかりだというお話であった。後半は、参加者からの質問・意見に対して登壇者が活発に答えて大いに盛り上がるディスカッションとなった。「準備会がなぜそんなに楽しかったのか」という質問に対しては、「当時は職域を越えてフラットに活動しており、行政機関の各所属で孤立していた非常勤の若い人が横につながることでできる場であったから」、また「例会が 160 回を超えてくるとネタが尽きるがどうすれば…」という質問に対しては、「会員から困りごとを吸い上げて活発な議論をしてもいいのでは」などという返答がなされた。最後には、近畿部会の未来が明るくなる楽しい例会であったという発言もあった。

近年は特に、公文書管理の法令の制定やアーキビスト認証制度の設置、デジタルアーカイブの普及など古文書・公文書を取り巻く環境が随分と変化し、アーキビストの職務や機関の役割も多様化してきている。一方で、急速に変化する中においても大切にしなければならないこと、例えば準備会がそうであったように、労力をいとわずに自身の興味関心を持って勉強会に参加することや人のつながりを大切にすることを忘れてはならない。近畿部会発足 30 周年という節目の年にこの業界に入った者として、近畿部会の準備会を担われていた方々の活動や思いを引き継ぎながら部会の活動を維持・活性化すること、また例会などに参加することで研鑽を積んで自身の業務をより良きものにすることを目標としたい。参加者のニーズに合う例会の開催が最善であると思うが、例えば、会の後半にグループワークを実施して協議した内容を全体に発表して共有することで会員同士の情報交換や討議ができる形式を取ったり、市民の方のレファレンス事例を共有してニーズの把握に努めたり、各館の施設や通常業務を見学して抱えている課題をともに解決したり、来る南海トラフに備えてワーキンググループを作ったり…このような企画が例会に限らず分科会や研修会で開催されれば面白そうだなあと考えている。ちょうどディスカッションの中で 2 人集まれば研究会とな

り、6人も集まれば知恵が出てくるというお話も出てきていたが、まだ駆け出しの私は言い出す勇気を持ってないでいる。ともあれ、諸先輩方の熱い思いを直に聞いてエネルギーを頂戴する機会をいただき、とても有難い例会であった。

30周年記念行事Ⅱ

「全史料協近畿部会の30年と求められてきた専門職像の変化」

日 時 : 令和5年7月30日(日) 14:00~17:00

場 所 : 滋賀県大津合同庁舎 7-D 会議室

出席者 : 24名

報告者 : 渡邊 佳子 氏 ・ 加藤 聖文 氏 ・ 橋本 陽 氏

コメント : 井口 和起 氏

司 会 : 大月 英雄 氏

プログラム

報告1 はじめの10年—1993年~2003年頃の間—

報告2 急速な社会変容のなかの10年—2003年~2013年—

報告3 30年目(2023年)頃

コメント

ディスカッション



開会

司会（大月） それでは定刻となりましたので、全史料協近畿部会第 166 回例会を開催したいと思います。私、本日司会を担当します滋賀県立公文書館の大月と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日の例会の趣旨説明をいたします。当会は、ご承知のように、今年度設立 30 周年を迎えます。この機会に、これまで求められてきた専門職像の変化について、10 年ごとを節目として、3 名の報告者に振り返ってもらいます。併せて、その時代ごとに専門職が対峙してきた課題を明らかにし、それをどのようにして解決してきたか、もしくは解決できなかったかについて提示してもらいます。

当会の 30 周年を専門職の視点から振り返るとともに、現代的な課題に至るまでを取り上げ、全体の討議につなげていきたいと思えます。

最初の報告者である渡邊佳子さんには、当会が設立された 1993 年から 2003 年頃までの専門職像の変化についてお話しいただきます。渡邊さんは、京都府立総合資料館（現・京都府立京都学・歴史館）に長年お勤めになられ、退職後は学習院大学大学院でアーカイブズ学の博士号も取得されました。専門職制度が全く未整備であった中、手探りで専門職像を築き上げていかれたご自身の経験を踏まえて、当会の意義や可能性についてご発言いただけるものと思えます。

次に、国文学研究資料館の加藤聖文さんには、次の 10 年間に当たる 2003 年から 2013 年頃までの専門職像の変化についてご報告いただきます。加藤さんは、日本近現代史がご専門の歴史研究者ですけれども、併せてアーカイブズの記録と公開のあり方について、国際的な動向を踏まえた実践的研究を進めてこられました。加藤さんは、この時期のアーカイブズを取り巻く環境の変化に強く危機感をお持ちで、専門職や当会と社会との関わり方についてご提言いただけるものと思えます。

続いて、京都大学大学文書館の橋本陽さんには、現在求められる専門職像についてご報告いただきます。橋本さんは、電子記録がご専門のアーカイブズ学研究者で、当会の運営委員も務めておられます。専門職をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、ようやく日本でも始まったアーキビスト認証の意義や課題についてご提言いただけるものと思えます。

この 3 人の報告の後は、京都府立京都学・歴史館の井口和起さんにコメントいただく予定です。井口さんは、ご承知のように、日本近現代史が専門の歴史研究者で、京都府立総合資料館で館長をお務めになった後、現在は西日本唯一のアーキビスト認証委員会の委員も務めておられます。長年にわたり、アーカイブズ界や当会の活動をご覧になってきたご経験から、この 30 年の意義や課題、今後の展望に触れていただけるものと思えます。

最後に、残りの時間を使って、参加者全員で議論を行います。事前に提出いただいた質問用紙に回答いただくほか、フロアから適宜発言を募る予定です。

それでは、よろしくお願いいたします。

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました渡邊でございます。よろしくお願ひいたします。今日、この例会で専門職像の変化についてお話しすることになっております。振り返りますと、私が京都府のアーカイブズの仕事に関わったのが 1990 年でした。ちょうど今日私が担当するテーマと重なる年代です。専門職像、アーキビスト像をどのようにお話しするか難しいのですが、3 つに区分してお話しすることにしました。

1. アーキビストの置かれていた状況

1 つ目は、当時のアーキビストの置かれていた状況についてです。徳島県立文書館にいらした大和武生さんが、『記録と史料』No. 4 の「育てアーキビスト」という特集号に書かれている文章から、引用させてもらいました。

「法的に確立した専門職は存在しないために『専門職はどうあるべきか』というテーマを持ちつつ『形なきアーキビスト』の姿を各館の業務の中で確定させつつ、将来の法制定にむけて実践的に寄与すべき過渡的時期にある」(p. 5)としたうえで、「個々の事例に遭遇し実務を誠実に処理することを通して、文書館員としての素質を身に着けていく」「結論に至る過程を大切に、日常業務を理論化すること」(p. 9)というふうに、述べられております。

当時のアーキビストの置かれている状況を非常に的確に述べられているなと思います。

2. この時期の主な出来事と“アーキビスト”

2 つ目の、この時期の主な出来事と“アーキビスト”というところですが、アーカイブズに関連した出来事をおおよその年代順に捉え、そうした出来事の中で専門職、アーキビストはどのような環境に置かれたか。そして、その中でどのように対処していったかを見ながら、9 つの項目から当時の専門職、アーキビスト像を捉えようと思いました。

(1) 「公文書館法」の制定

ちょっと年代が遡るのですけれども、「公文書館法」の制定があります。1987 年に、公文書館制度が初めて法的根拠を持ったと言われている公文書館法が制定されています。しかし、皆さんもご存じのように、この法律の附則で専門職についての特例が設けられ、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職を置かないことができる。」と規定され、公文書館法はできたけれども、実質的に専門職の制度は成り立たなかったという状況が生じました。

(2) 文書館・公文書館の設置

1960 年ぐらいから 2000 年代はじめにかけて、地方自治体には文書館・公文書館・史料館等のアーカイブズが相次いで設置されていますけれども、専門職の制度がない中で、職員には行政事務職や学校教職員、自治体史編さんの職員や非常勤嘱託の職員が配置される場合が多く見られました。この状況については、近江八幡市市史編さん室(当時)の鳥野茂治さんが全史料協の会報(No. 64)

に「近畿圏における専門職の現状と課題―市町村の立場から―」ということで書いておられますので、またご覧になってほしいと思います。アーキビストは、図書館司書や博物館学芸員のように制度として確立したのではなく、アーカイブズの基本的な制度を学び、理解する場が少なかったというふうに、当時のことを思っております。

(3) 自治体史の編さん事業

自治体史の編さんは、1960年ぐらいから全国的に展開された事業ですけれども、この編さんが終了し、編さん委員会や編さん室が解散された後の収集史料の在り方が課題とされてきました。文書館設立へつながった自治体もありましたけれども、そうした中で、近畿部会は、1997年に『自治体史編さんと地域史料』の在り方について」ということをテーマに、近畿部会と大阪府市町村史編集事務連絡協議会と共催で例会を開催しています。編さん後の資料保存についての関心が持たれた時期だったと言えます。

(4) 地方自治体における情報公開制度の普及

1982年3月に、山形県の金山町が条例を制定した後、神奈川県へと続き、地方自治体の情報公開の機運が高まる中で、文書館・公文書館の運営を考えさせられる状況が生じて来ていました。近畿部会でも、1994年から2000年初めにかけて、多くの例会や講演会が開催されております。また、全史料協の全国大会でも「文書館と情報公開」という分科会のテーマの一つを設けて、情報公開の動きが、文書館建設やその運営の上でどのような影響があるのかという点で議論されたところです。ちなみに、国の情報公開は、「行政機関が保有する情報の公開に関する法律」として、1999年に制定されています。

(5) 地方自治体における個人情報保護制度の普及

地方自治体における個人情報保護制度については、1985年に川崎市が「個人情報保護条例」を制定し、その後、神奈川県各市町村に続いています。全国の地方自治体に拡大していく中で、公文書等の保存・公開を責務とする公文書館等は、その閲覧制度と情報公開条例や個人情報保護条例による公開との調整に迫られた時期でした。

(6) 阪神・淡路大震災

1995年1月17日、阪神・淡路大震災が起きました。多くのアーカイブズが被災する中で、アーキビストたちは、他の組織と連携しながら救援活動にも参加しました。私もその中の一人として、伊丹市でその活動に参加した経験があります。

その後、同じ年の6月には、早くも近畿部会の例会で震災救出史料の事例報告がなされ、7月には被災地からの事例報告、被害を受けた参加者も加わった、震災後の被災地の状況、近隣の支援体制の報告、討議などがなされています。また、5年後の2000年1月には、「阪神・淡路大震災から5年、災害と記録史料を考える」をテーマに、「アーカイブセミナー」が全史料協防災委員会と近畿部会の主催で開催され、アーキビストが災害への対応について議論しました。

(7) 市町村合併（平成の大合併）

市町村合併、これは平成の大合併とも言われている大規模な合併ですが、1999年から2010年にかけて行われたものです。2003年1月に、「市町村合併と公文書の行方」をテーマにしまして、全史料協近畿部会10周年記念セミナーが開催されています。参加者には、「これから市町村レベルの公文書の大量廃棄の時期を迎えてしまうことは否定できない。各行政機関の公文書のライフサイクルの中から何らかの対応が必要になってくるだろう」という危機感がありました。

(8) 「国立公文書館法」の制定

1999年に国立公文書館法が制定され、国立公文書館の運営や業務についての法的な枠組みや、向かうべき方向が示されることになりました。2000年5月の近畿部会の例会では、「公文書館をめぐる新しい法制度の枠組み」について、国立公文書館の幕田兼治さんが報告されています。これは、国立公文書館が地方に出向いて話をした初めての事例でした。

(9) 「個人情報保護に関する法律」の制定

そして、「個人情報保護に関する法律」が、2003年5月に制定されているというふうな、当時の流れがあります。そうした流れの中で、一つ一つについて、アーキビストたちがさまざまな資料を共有しながら対応して行ったということが言えると思います。

3. まとめにかえて

ちょっと時間の関係で、詳しいことはお話しできていないですけども、次に、3番目の「まとめにかえて」に入りたいと思います。

(1) この時期の「アーキビスト」

この時期のアーキビストは、法的に裏付けられたアーキビスト制度が未完成の中で、資料保存に携わり、自ら経験したことの事例を持ち寄り、意見交換をしながら、各々の研鑽を深め、専門職としての在り方を模索していった時期ではなかったらと思うています。アーキビストは、そうした中から、組織の中での位置付けや、自らの像を築いていったと言えるかも知れません。

そして、近畿部会は、そうした人々への集まりと議論の機会を提供できる場であったと言えるように思います。専門職像を自覚する間もなくさまざまな出来事の対応に追われた時期、アーカイブズ周辺の新たな制度や対応に戸惑いながら立ち向かって行った時期、まさに過渡的時期の形なきアーキビストではなかったかというふうに、私は思っております。

(2) 私のいくつかの実務経験から

最後に、私の幾つかのつたない実務経験をお話をさせていただきます。まだ、文書管理のシステムにアーカイブズが入り切れていない時期、文書の流れにおいて、アーカイブズについて文書主管課や原課の理解を得ることは、重要なポイントの一つだったと思います。失敗も含めて、その事例をご紹介します。

私は、行政事務職で京都府に採用されまして、何度か異動希望を出して、ようやくアーカイブズの仕事を所管する課に配属されました。最初の仕事は、本庁の廃棄文書の収集作業でした。段ボール箱に積み込まれた廃棄文書が並び、それを回収するトラックが来て、積み込み作業がされている

中で、トラックに積み込まれようとしている段ボール箱を抱え込んで運んで来るという作業の中で、私はなぜかとてもみじめさを感じました。システム化しきれていない仕事という印象を持ち、私自身が強く希望した仕事であったのに、これがこれから私がしていこうとする仕事なのかと、複雑な気持ちになったことを覚えています。アーカイブズとして保存するために引き渡しを受けた文書のリストを持って主務課へ出向いての交渉は、その理由として、当時は「歴史資料として」としか言えないことに、どこかもどかしさを感じていました。主務課の担当者からは、自分たちとは違う世界と捉えられているような感じを受けました。毎年本庁の書庫に出向いて、保存期間を経過した文書の選別作業を行います。ある時、たまたま書庫を訪れた本庁の某課長から、かなり辛辣な言い方で批判をされたことがあります。文書所管課の係長が課長に説明をして収まったということがありました。それほど庁内でもよく知られていない業務分野だったのだなというふうに、アーカイブズ収集の立場を痛感いたしました。そうした中で印象に残っている取り組みについて、個人情報保護条例との取り組み、そして、執務室改善プロジェクトへの参加の二つの経験をお話ししようと思います。

まず1番目の個人情報保護条例の取り組みについてです。この取り組みは、『記録と史料』のNo.9に書きましたけれども、もう少し踏み込んだ形でその実務経験をお話ししたいと思います。京都府個人情報保護条例は、平成8年、1996年に制定されています。館が所蔵する行政文書の閲覧制度と関連して、担当部局と調整を重ねました。条例では、適用除外の情報で京都府立総合資料館、それから京都府立図書館、その他これらに類する施設において、府民の利用に供することを目的として、管理されている個人情報が除外されると定められていましたけれども、館所蔵の行政文書はこれには該当しないとされたため、行政文書の閲覧制度を確保するための調整が必要になったという状況があります。

主に次の3点からアプローチして行ったと思います。1番目は、法規上何らかの手当ができないかということでした。条例の解釈の仕方や、館の規定の説明を通して、何とか調整可能な方法がないかとアプローチを試みました。結果は惨敗でした。そのとき痛切に感じたのは、アーカイブズに関わる法規が未整備であるということでした。先方が議会で議決を得た条例、こちらは、根拠とする法規は、出先機関の内規で定められた規程です。とても太刀打ちできるものではありませんでした。もし条例でアーカイブズの管理が定められていれば、また違った形で調整できたのではないかと思います。

2番目に取り組んだのは、歴史的な事件に関わる個人名について、さまざまな事例を集めて、理解を得ようと試みたことです。歴史的な事件に関わる個人名は、既に出版物等で公にされていることを具体例を明示して、既に歴史的事実として論文や本に掲載されている事例を紹介し、制限をかける必要はないのではないかと話しました。そんな時に、『落日燃ゆ事件』を紹介した記事に出会いました。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、これは、城山三郎という作家が書いた広田弘毅、総理大臣や外務大臣を経験した人で、文人でただ一人戦犯として処刑された人物ですけれども、その人を主人公とした小説『落日燃ゆ』をめぐる、その小説の登場人物の縁者が名誉毀損で著者を訴え、損害賠償を請求した訴訟事件です。この判決は、過去の歴史的事実について表現する場合に、表現の自由への配慮をした重要な判決であると言われています。東京高等裁判所の判決では、次のように述べられています。「死者に対する遺族の敬愛追慕の情は、死の直後に最も強く、その後時の経過とともに軽減していくものであることも一般に認め得るところであり、他面、死者

に関する事実も、時の経過とともに、いわば歴史的事実へと移行していくのだということができるので、年月をへるに従い、歴史的事実探求の自由あるいは表現の自由への配慮が優位に立つに至ると考えるべきである。」と。

私は、これだと思いました。キーワードは「時の経過」、そのキーワードが判決文の中にそのまま使われている。「これだ。これで所管課を説得できる」と思い、早速その資料を持って本庁に出向きました。これで、年月を経過した個人情報を提供することについて理解をしてもらえるのではないかとというふうに思いました。しかし、私の説明をゆっくり聞いてくれた後、先方の返事は、「参考にします」ということでした。そして、このアプローチもここまでで終わりました。後でゆっくり考えると、行政の施策は、司法の判断が示された一事例だけではそう簡単には変えられないということを実感しました。

そして3番目は、アメリカの国立公文書館 NARA が保存、管理する記録の利用上の制限を調査したということです。私ともう一人の担当メンバーの2人で、『アメリカ合衆国法律集』というのが当時出されていて、それと、『連邦行政命令集』っていうもの、それから、『アメリカ合衆国国立公文書館ガイド』という資料を試訳して、先進国のアメリカではこのような制度を作っているのだと資料を作って、個人情報保護条例の所管課へ持って行き、説明しました。

そうこうしているうちに、個人情報審議会の委員の先生から、資料館がそこまでしているのであれば、一度会議に出てもらい、意見を聞いてはどうかという意向が示され、私は課長と2人で委員会に出席しました。そうして、最終的に制限期間を一応の目安にした行政文書に関わる個人情報の取り扱い要綱を定めて閲覧対応するということになりました。必ずしも満足のいく結果ではありませんでしたが、アーカイブズの閲覧制度について説明を尽くしたという感はありました。

この取り組みの期間は長く、気の重い日々でした。招かれざる客であることを自覚しつつ、何度も本庁に足を運ぶのは、大きな負担でした。その担当の係長は、私が部屋へ入っていくと、また来たかというようなそぶりをして、顔を背けました。しかし、そういう日々を経て、結論が出された後、その担当係長と廊下ですれ違ふと、世間話をするぐらいの近しい間になっていたことを思い出します。アーカイブズの制度ももっと充実して、知られるようになれば、また仕事の上で話ができるのかななどとも思ったりもしました。

次に、もう一つの、執務室改善プロジェクトへの参加です。これは、ロッカー等が多く置かれ、手狭になった執務室を整理して、執務環境を良くしようということで始められた本庁での事業だったと思います。当然多くの廃棄物が出され、資料館はその中の廃棄文書の選別、収集に取り組みました。

滋賀県さんでも、もっと早い時期ですけれども、「スカッと作戦」と「スマート作戦」という文書管理改善キャンペーンを実施されていたと思います。『Network』の4号に県民情報室の方が報告を書かれています。文書管理の改善を目指すという目的がはっきりしていて、いいネーミングだと思います。京都府の場合も、結果的に廃棄文書を多く出すのですが、その辺りは、執務室改善という言葉で覆われたっていう感じがしています。

このプロジェクトは、全庁的に取り組まれたもので、所管課は、部局の主管課を集めて、スケジュールや日程の調整を行っていました。あるとき、その会議に呼ばれて、参加することになりました。そのような会議に参加するのは初めてであった私は、どこに座ればよいのか分からず、空いてる席に座ると、誰かから背中をたたかれ、振り向くと、「オブザーバーの席はあちらです」と声を掛

けられました。そうか、私はオブザーバーなのだ、そのとき、そのプロジェクトの中での立ち位置を初めて自覚しました。それでも、こうしたことに関わられたのをうれしく思った記憶があります。資料館が関わることで、公文書のアーカイブズとしての処理ができることを本庁も理解していたのではないかと思います。

この仕事は、本当に忙しくて、館には閲覧対応 2 人を残し、残り 2~3 人で出掛けて作業していたと思います。私は本庁のスケジュールに合わせ、館の作業日程を調整していましたが、何度も会議が行われ、資料館と本庁を往復する日々でした。後日、文書所管課の課長と話す機会があったとき、この取り組みを話したところ、京都府の文書管理システムはうまく作られていると、しきりに感心されていたことを思い出します。こうした京都府のアーカイブズとしての資料館の取り組みと努力を、もっと広く知ってもらいたいという思いを持ちました。「はじめの 10 年」のおわりは、私のささやかな実務経験の話になってしまい恐縮ですが、この頃のアーキビストについて、東京都の公文書館にいらした水野保さんが、『日本の文書館運動—全史料協の 20 年—』105p. (全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編) に、次のように書かれています。「制度がない時代に道なき道を邁進する力の根元は、良い意味での思い込みの強さではないだろうか」。当時の状況をとらえたこの言葉が、私にとっては、とても印象に残っております。

最後に参考として、アーキビスト制度についてあまりお話しませんでしたので、資料を少し紹介します。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職委員会編の『アーキビスト制度関係資料集』があります。国立公文書館の『アーカイブズ』(20・21・25・30 号) には、「海外におけるアーカイブズ専門人材の養成」が連載されています。それから、国立公文書館の梅原康嗣さんが、『アーカイブズ』(81 号) に、「国立公文書館における研修の実施について～専門職員養成を中心にその歴史を振り返る～」を紹介されています。また、大木悠佑さんが、「専門職としてのアーキビストの役割を考える—テリー・クックの論考をてがかりに—」を、学習院大学の人文科学論集 (XXV、2016 年) に書いておられます。『落日燃ゆ事件』については、ネットで検索をかけると該当する項目が、いくつか出てきますので、もし関心がおありでしたら、検索してみてください。非常に雑駁なお話になりましたが、以上で私の報告を終わります。どうもありがとうございました。

ご紹介にあずかりました加藤と申します。先ほどは「歴史研究者」と紹介されましたが、日頃は国文学研究資料館の教員として、アーカイブズに携わっておりまして、あっちとこっちは別で使い分けてやっております。今日は、アーキビストという問題ですので、アーカイブズという視点の方からお話しできればと思っています。今回依頼がきて、近畿部会とそんなに関わりもないし、なんで僕がと思ったんですが、一応何か言ってほしいということなので、承諾したところ、その 30 年の真ん中の 10 年間について、何か話をしてくれと言われました。ただ、近畿部会の話だけでやっても、本当に専門外の話ですので、もうちょっと大きな話の中からこの時代を振り返ってみたいなど思っております。ちょうど渡邊さんが報告された 10 年間からその後のほうが、かなり社会の変容が激しくなりまして、これは、実質的には今でもそれが続いているという時代でもあります。ちょうど 10 年を過ぎた頃から、社会的にさまざまな形で変化が訪れて、当然それがアーカイブズ方面で環境も変わってきておりますし、ひいてはこの企画で取り上げておりますアーキビストという専門職の在り方というか、そういったようなものに対しても大きな影響を残していったと思います。

ただ、こういった大きな前提とか社会変容という問題について、実はあまり全史料協も含めて、取り上げていないというか、自分たちの仕事はそこまでやるようなものじゃないから、と言ってしまえばそれまでなんですが、あまりそういう社会の問題とか、社会の構造の変わり方とか、社会がどう変わっているのかというような、大上段の話というものはやってこなかった。逆に言うと、これまで全史料協でやられている議論は、矮小化されてしまって、小さな話ばかりやってるんじゃないかなと、私は個人的にちょっと冷めた目で見ております。

要するに、そんな小さな話、たとえばアーキビストの認証制度が始まったから、これからアーキビストをいっぱい増やしましょうとか、あとは全国で図書館といわれる施設がこれだけ増えてよかったというような話ばかりして、あとは業務報告みたいな話ですね、うちはこんなことをやっていますというような。それらをただ積み重ねていっても、実のところ、今、社会自体が大きく変わっている中では、そこばかり見ていていいのかなという気がしております。皆さんご承知のとおり、90 年代の後半から、いわゆるデジタル情報革命が急速に進展してしまって、それに引きずられる形で、日本だけじゃなくて世界が大きく変化してきた。その結果、私たち人間の生活スタイルとか、さらに価値観といったようなものも大きく変わってしまいました。やはり、20 世紀の考え方、生活態度とか、そういったものを、今のわれわれの価値観というものが、やっぱり大きく変わっている。同じ人間であっても、やはりどこか変わってきているし、また、21 世紀になって生まれた、若い世代の人たちの価値観というのは、われわれが考えているものともやっぱり随分違ってきております。そういったものを日々踏まえていかないと、これからの政治状況も含めて、アーカイブズの世界に携わる人たちも目配せをしないと、時代に取り残されてしまうんじゃないかなという気がしております。

そのように人間社会が変わってきますと、当然社会構造も変わってきます。歴史的な転換点っていうのが、大ざっぱに言うと 2000 年代にあったんじゃないかと。後から振り返ってみれば、あの頃、社会は大きく変わっちゃったんだっていうような時代だったと思います。それは世界的な傾

向であります。日本の場合は、そういった世界の変化にプラスして、人口減少社会が始まったという、これまた大きな変化も起こりました。これは日本だけの特性であります。その他の国々も、これから人口減少社会に突入していく国もありますが、これは今のところ日本の一つの特異な傾向で、とりわけ今、地方において顕著になっていると思っております。当然これはアーカイブズという世界においても、極めて大きな影響を持っていて、人口減少という問題をどうとらえていくか、それによって地方が衰退していくという現実をどう受け止めていくのかということが、これから考えていかなければいけないんだと思っております。そういった変化の中で、大きくアーカイブズという世界で限定しますと、公文書管理法というのがちょうど 2000 年代の終わり頃、2009 年に公布されました。これは 1 つの大きな画期と言われるもので、全史料協でもかなり大きく取り上げてきていると思います。ただ、これだけではなくて、それと前後する形で、例えば指定管理者制度とか、あとは電子文書化、ペーパーレスの時代、そういったアーカイブズを取り巻く環境というのも大きく変化しております。そういった中で、これからの専門職というのは一体どう考えていくのかというところを、ちょっと考えてみたいなど。どちらかという、私の雑ばくな感想に近いものではありますが、皆さんの議論の 1 つの素材にでもなればと思っております。報告させていただきます。

1. 21 世紀初頭の社会変容…世界的潮流と日本の特徴

まず社会変容という流れ、大きな世界的な潮流と、日本的な特徴というところで、2 つ挙げておきました。他にもたくさんありますが、取りあえずこの 2 つというので挙げております。

1 つは、世界的潮流という部分で言いますと、デジタル情報社会というものが到来したということで、今までの紙媒体中心の価値観というものが、もう限界を迎えて、デジタルへ移行していると思います。ただ、日本の場合は、デジタル後進国でありますので、今でもまだ紙媒体だとか、なぜデジタルが使えないのかという、ちょっとそういう甘えた人たちもいます。とはいえ、これは、事実上これからの世界の中では、文字が読み書きできなきゃいかん、暮らしていけないというのと同じぐらいのことになってきます。

当然、そういった中から、アーカイブズという社会で限定していきますと、基本的に今まで文書管理という言われ方をしていますが、これからの価値観・考え方としては、情報管理という考え方へ変えていかないといけないのではないかなと思っております。単に作成された文書をどうやって保存しようとか、どういうふうにして整理しようとか、デジタルになっているとすれば、あそこの中にどう収めておこうかなとか、収めたデジタルデータはその後どうやって長期保存しようかなとか、そういったテクニカルな部分ではなくて、むしろこれは全体として情報管理という流れで、考えておく必要があります。この情報を適切に管理して、当然流出しないようにしなければいけないというだけではなくて、これをどうやって活用していくかということです。特にそれを生み出していく組織においては、組織がその情報をいかに活用して、その組織の効率性を上げていくかということが非常に問われてくると思います。アーカイブズというものも、基本的にはそういったものになっていって、いわゆる組織ぐるみの効率性を図るためのアーカイブズという形で考えていかなければならないと思います。最近やたらと政府も言っておりますが、生産性の効率を上げるためにも、この情報管理が非常に重要になります。さまざまな電子情報といったようなものをいかに活用して、組織の運営、組織全体の能力を高めていくかということです。アーキビストという立場から言えば、そこにどう関わっていくかということになるんじゃないかなと思っております。

そして、このデジタル情報社会の1つの特徴は、スピードとネットワークという点にありまして、とにかくスピードが第一であります。意思決定が遅いってところは脱落していくという、非常に厳しい世界が待っています。これは、日本の中でいろんな組織、企業もそうですし、国と国との関係でも同じです。国においても意思決定が遅いという国は、今からの世界の流れの中に取り残されていくと思います。そして、もう1つはネットワークでありまして、これはいかにつなげるかということでもあります。日本がなぜデジタル後進国なのかという理由は、この2つが欠けているからであります。

要するに、日本のような全体的に同一性が高い社会だと、合意形成に非常に時間がかかる。みんなが不満を持たないように、あれこれ合意形成をやっている間に時間がかかっちゃって、一応最終的なオチとしては、みんながなんとなく納得しているというようなものができあがってくるんですが、それができあがるまでに時間がかかり過ぎちゃうわけです。そうしちゃうと、一応懸案があって、これをどうしようかと皆さんが検討して、やっと一応解決策ができた。やれやれできたと思った時点で、実はもう時代が変わっちゃって、もうその懸案自体が既に過去の懸案になっちゃっているとか多いわけです。そういった形で、時間の変化が早過ぎるものですから、そこに追いつかないといけない。やっとこさ、みんなで合意形成したが、実はもうそんなことは終わっていたということが繰り返されているというのが1つです。

もう1つは、ネットワークという部分の発想が全く欠けているので、今政府がやっているデジタル化社会とかなんとかは、まるっきしはき違えていて。デジタル情報は結局、インターネットで対応されます。要するに、つないでいるってということなんです。いろんな組織が横につながっている、その横につながっている全体の中が1つの力を持つ。それは、情報を共有するってということでもあります。ある組織に1つ1つの縦割り行政があって、1つの組織で全部情報を独占していて、他の組織には情報を伝えないとか、そういった、要するに自分たちのコミュニティーだけで限られた話、知っていることは、自分たちだけ他のところは知らない、あそこには教えないとか、そういったものが日本の場合、いっぱいあるわけです。それらがつながっていない。つながっていないから、それは全体として力にならない。インターネットを主軸とした情報社会の大きなポイントっていうのは、結局つないでるかどうかということになります。要するに、つないでなければ話にならない。いくら電子文書にしたとか、紙媒体じゃなくて電子化しました、デジタルにしましたと言っても、それはただ媒体を変えただけであって、有効活用にも何にもならないということでもあります。この2点が欠けているがゆえに、日本の場合はいったデジタル後進国になっちゃったというところが、現実なんです。

それともう1つ、人口減少というのは日本的な特徴でありまして、1997年に日本は人口がピークを迎えます。事実上、それ以降は、ゆるゆると下がり始めて、ここにきて急激に下がり始めてると。大体人口減少というのは、ピークを迎えたときは、最初のうちはドタバタしているんですけど、そのうち10年ぐらいすると、急にガガガガと減り始めるというようなパターンがあります。日本の場合もそういう形で、今人口減少という大きな課題になっておりますが、そのしわ寄せは、まず地方から始まっているということでもあります。東京は、基本的に地方からの人間を吸い上げていく機械でありますので、どんどん吸い尽くして行って、最後は地方が全部なくなっちゃって、東京だけが残ると。さらに吸い上げるものもなくなっちゃった東京は、それで衰退していくと。大体そういうパターンになります。

日本の場合、これも1つの大きな特徴で、一極集中というのが非常に顕著になっているということがあります。その代わり、東京が栄えれば栄えるほど、地方は衰退していく。今日僕も、この大津に来て、駅前、昔からいつもいないんですけど、やっぱり相変わらず人がいないなって。会場に歩いて来るまで、人っ子一人いないというそのくらいの。大津ですらこうですから。京都からほんの10分で行ける、大阪からも新幹線で30分ちょっとで行ける距離でこれであります。いろんな田舎の定例会がありますけど、もっと人がいなくて、ガラガラということがよくあります。特にこのガラガラ具合が、2000年代になぜか急速に進んで、大体2010年ぐらいかな、もう明らかに人がいないという感じです。90年代は、まだなんとなく人がいて、なんとなく活気があったんですが、大体21世紀に入ってからは、どこへ行ってももうほとんど人がいないと。大体昔からあるお店はつぶれていくか、店を畳んじゃうか。今どこでも、地方都市では百貨店なんかみんなつぶれてなくなっちゃうし。やがて地方銀行もそのうちなくなってくるでしょうし、かなり急速に衰退していております。

2. アーカイブズをめぐる変化

この衰退していく状況について、アーカイブズの視点で考えてみますと、実はそういった地域の記憶を守っていきこうと、公文書と私文書の両輪ですというようなことを続けてきました。これは、確かに20世紀ぐらいまでなら一応説得力があったんですが、この今の21世紀になりますと、その両輪論というのは、本当にガタガタになっちゃっています。それは本当に成立するのかなと。要は、地域の記憶自体を守る組織や制度がないということなんですが、そもそも資料を持っていた人たちがいなくなっていっちゃう状況もあります。例えば長野県のちょっと山間部に入っていきますと、大体こういう地域の民間文書の話だと、旧家と言われる家は、8割方なくなっちゃって、残っているのが江戸時代からの2割ぐらいしかない。江戸時代から続いているような家の80パーセント以上は、その村には存在しません。みんな東京とか都会に出ちゃって、その家は空き家になっています。そのまま放置状態になっていて、その中には何かがあるんだろうけれども、事実上それは手が付けられませんが、そのまま家が朽ちていけば、何もなくなるという状況です。じゃあ、それは危ないからなんとかしましょうって、どこかの博物館なんかで調査して、レスキューしましょうとか言ったって人がいない。人手がないので、とてもじゃないけどそこに対応できないと。そういったようなことが、既に全国のあちこちで生まれていて、事実上そういったものがなくなっていくのを、指をくわえて見ているという状態に入っていると思います。

仮に、そういったものを救い出すことができたと言っても、はてよく考えると、誰もいなくなっちゃったその地域で、わざわざ後生大切に古文書をかき集めて、こんなにうちで持っていますよ、保存していますよと言っても、じゃあ、それは誰に向けて言ったらいいのという話になってきます。そこには誰もいないのに、一体全体何を訴えたらいいのか。もしくは、今までは古いものは貴重なもので、歴史的にも大切なものだ、だから守らなくちゃいけないというような前提でみんな組み立てていたのが、そもそもそういったものと縁もゆかりもない人しかなくなっちゃった地域においては、はっきり言って必要なのだろうか。要は、自分としては関係のない、よその家の古文書、そんな古いものといったって、全然自分たちと関わりもないし、そういった人たちに果たして説得力があるのかなという問題がこれから出てくるかと思えます。特に都市部の周辺地域、ニュータウン化したところなんかは、新住民が増えてきましたので、そういった人たちにどうやって説得するの

か、納得してもらおうのかっていうのは、これからかなり大変なことになるのではないかなと思って
おります。

そういう変化の中で、アーカイブズについて、極めて狭い範囲で幾つか考えを述べておきますと、
1 つは公文書管理法が公布されたことで、これはアーカイブズの世界の中では非常に喜ばしいこと
だと言っております。ただこれが各地方自治体の管理条例に結び付いてきた、爆発的に増えてきた
かという、まだまだ遅々たる歩みでしかないわけです。ちょびちょびとはできていますが、爆発
的に増えているわけではない。なぜなのか。

この点については、私もいろんなところで自治体の人たちと話したり、いろんなことで調査に入
って関わる中で、よく聞くのが情報公開条例があるんだからそれでいいという人がいっぱいいて。
何も別に新しく、公文書管理条例みたいなものを作らなくても、情報公開条例で十分対応してるん
だから、わざわざ作る必要ないんじゃないのと。案外行政の人たちってというのは、そのぐらいの認
識であります。

ただこれも、情報公開条例で十分かという、実はそうじゃないところがあって。公文書管理条例
を作らず、情報公開条例に依存していると、行政側がいつまでたっても責任を負わなくちゃいけ
ません。現用文書扱いのままだと、たとえ仮に 50 年ぐらい前に行われた行政工事についても、ずっ
と現場担当が責任を負わなくちゃいけなくなります。行政の責任っていうのはどこかで切り離して
あげないと、行政の効率化の面でも非常に不効率になります。公文書管理条例というものは、こ
こから先は公文書管理条例の枠組みなんだから、こっちはもう行政の原課は責任を負わなくていい
んだよというように切り離せるっていう仕掛けがあるんです。

でも、その問題については、実はあんまり全史料協においてきちんと説明してくれない。要する
に、行政の情報公開条例で十分だっていう人たちに対して、いやいや公文書管理条例は大事ですよ
と言っても、なぜ大事なのかっていうところのきちんとした説明と、納得できるような理論って
いうのを提示してこなかったと思います。提示しないのに、単に地域の住民にとって大事だからとか、
民主主義のとりでだからとか、漠然とした抽象論で説いちゃうわけですが、そういったことでは行
政はなかなか動かないと思っています。その辺りについても、実はこの 10 年間で本来議論すべ
きところだったのが、残念ながらあまりそういったところを理論化できなかったという部分がある
のではないかなと思います。

ちょっとそこにもつながっていますが、実は文書館がいっぱいできてきたというのも、確かに
年々増えてはいるんですが、なんとなくそれだけの成果を誇るような話になっていますけれども、
果たしてそういったところだけでいいのかなと。

私が全国のいろんな文書館を使っている中で気付いたのは、ここで言うのはちょっとはばかれる
んですけども、名ばかり公文書館ばかりだという感じです。文書館と名は付いているけど、実
は文書館じゃないっていうか。諸外国なんかと比べると、全然、顔はアーカイブズとか言っている
けれども、原課からのちゃんとした文書の移管作業の流れができてない。要するに、要らないもの
をただ単に御用聞きでもらってくるだけとか、移管権限がないとか、さまざまな部分で障害があっ
て。結果的に、僕がいろいろと見ているのは、これは研究者という立場からなんですが、自分が見
たいっていうものが、実は文書館へ行くと全然なくて、むしろ原課に情報公開・開示請求をしたほ
うがいっぱい出てきちゃうんです。情報開示請求して、原課の方がいっぱい持っていて、なぜ公文
書館に行ったら全然ないんだらうと。よくよく見ると、原課がほとんど、ほぼ必要な情報を握っち

やっていて、公文書館のほうに流してこないようです。公文書館は要らないものになっちゃってるって言う。ひどい県だと、1回公文書館に行った文書も、原課にやっぱりもう1回、戻せと言われて戻しちゃっているとか。「前あったリストにあるのになんでないんですか」と聞いたら、いや、これ、原課が持っていっちゃいましたとか、返しちゃいましたとか、そういったことを言われちゃう。そろそろそういった、本当の文書館になるためにはどうしたらいいのかっていうことをきちんと議論していく必要性っていうのが、本当はあるんじゃないかなという気がいたしました。

それ以外にもう1つ、指定管理者制度というのがあります。これは公文書管理法よりも、ちょっと前の頃からやたらと言われるようになったものであります。前提になっているのは、文書館は博物館や図書館と同じように文化施設なんだというような、なんとなくの誤解が、一般のイメージになっちゃっているんで、博物館等と一緒に指定管理の対象にされてしまいがちです。教育委員会系のものだからという、乱暴な議論の中で扱われてしまうということがあります。

この問題は幾つかの弊害がありまして、特に文書管理制度っていうのには合わないってところがあるんです。今までの課題を踏まえて、問題点をきちんと洗い出して、やっぱり指定管理者制度じゃない形でなければいけないっていうことを訴えていかないと、これは結局、専門職員の身分の不安定さにつながっていっちゃうんです。指定管理者制度の受け皿の財団法人が請け負った途端に、もともと職員だった人たちをその財団職員として換算しちゃって。それも、指定管理者っていうのは何年ごとに代わっていきますので、事実上身分が不安定になっちゃうという形になってしまいます。その部分について、やはり大きな問題があるんじゃないかなと思っています。やっぱり全史料協というのは、単なる表面的な話ではなくて、行政の成果報告ではない部分で、ちゃんとやっていかないと、結果的にはみんなが大変な目に遭っちゃうんじゃないかなという気がいたしております。

その他、電子文書の問題につきましても、散々言われております。相変わらず紙が主流ですが、ちょうどコロナのおかげで、紙にはんこを押すという習慣が一部なくなって、うちも役所の末端みたいなところがありますので、ようやくはんこがなくなったようなものもちょこちょこ出てきて、やればできるじゃんというふうに思った次第でございます。ただ、今でも決裁のところははんこを押さないといけないとか、まだそういったおかしな部分は残っているし、情報発信のあり方というものも、やっぱりデジタルという社会の中で、先ほどのネットワーク等の問題もつなげて考えていかないといけない。相変わらず目録を作って、それを印刷してとかいうのは、さすがにだいぶ減ってきましたけども、それでもなんとなく紙信仰というのが、日本の中ではまだ強いんじゃないかなという気がいたしております。

その他、ちょっと特異なケースになりますが、この10年の中では東日本大震災があって、それ以降もあちこちで災害がいっぱい起きたもんですから、やたらと災害対応というのが言われるようになりました。確かに災害対応と付けると、予算は付きやすいっていうので、あっちこっちそれが出てきたんですが、そろそろそればかり言ってもっていう気もいたしております。そんなことよりも、地方で大水害が起こって、確かに貴重な史料が流されちゃったとか、冠水しちゃった、だからなんとかしなくてはとかいうのも分かりますが、前提として、地方減少、地方衰退という大きな問題っていうのを考えないと、せっかくレスキューしても生かされないってなるんじゃないかなという気がいたしております。

3. これからの専門職

そろそろ時間も来ましたんで、これからの専門職について、最後にまとめていきますが、このような社会変容とか、大きな社会の入れ替わりを踏まえていきますと、単に今までのような公文書を評価・選別したり、私文書をどっかの蔵で調査して、目録を作ってとかというような古典的なことをやるのではなくて、それをやっちゃ駄目っていうわけじゃないですが、情報管理士的な役割というものがますます求められてくると思います。もしくは、それを強調しないと、アーキビストの必要性というのは、組織の中でなかなか認識されないだろうって思います。単になんか歴史的なものの好事家というか、そういう人たちが、珍しいものだからっていうのでやっている好き者たちの集団というふうに思われるのではなくて、アーキビストというのは、組織の中の情報管理をして、それを知的な形で生かして、組織運営に役立てているんだと、そういったものを提言できるような能力ってというのがこれから求められてくると思います。

特に現代の情報社会では、情報の劣化スピードが非常に速くなっていますので、作成されてから、場合によっては次の年には劣化しちゃって、価値を生み出さなくなる可能性だってあるわけです。30年構想や30年継続だとか言っているような、20世紀的な思考というのは、もう脱却しないとイケなくて。正直に言うと、30年前の文書なんて、デジタル情報の中ではもう読めないとか、見えないとか、そういった物理的に解読できないというものだって、これから出てくる可能性があるわけです。だから、30年後に移管しましょうなんて悠長なことをやっていたら、話にならないわけです。ですから、レコードマネジメントという形で、作成された段階でアーカイブズという形になる。それをコントロールしていかないといけないと思います。そういった部分では、レコードマネージャーとアーキビストっていうのは、分けられるものではなくて、これから融合していくものであると思います。その点で専門職員のスキルっていうものは、情報管理的な能力というものが求められてくるんじゃないかなと。

また、地方においては同時に地方の衰退という問題の中で、地域の共同体をどうやって再生するのかという非常に大きな課題に取り組まないといけないと思います。

要するに、こういったものを全部一人の人間がやれるのかって言ったら、なかなかこれはちょっと難しい話で、アーキビストっていうものの職務とか、一体何が必要なのかっていう能力を、もう一度洗い出して、それらに適応できるような人材をどうやって作り出していくのかという議論が必要なのではないか。残念ながら、この10年間、2010年までの間に、本来はそういった議論を繰り出しておくべきだったなと思うんですが、そこはあまりうまく進まなくて、今日に至ってしまったと思います。そういう点では、例えば認証アーキビストとしてこれから増やす、また、準アーキビストというものを作り出して増やし始めると、結局それは肩書だけを増やしているだけになるんじゃないかなというのを、私は危惧しております。

すごく暗い話になっちゃいましたけれども、ちょうど時間が来ましたので、きょうはこの辺で終わりにします。

京都大学大学文書館の橋本です。報告 3 で、20 年から 30 年目と申しますと、ほぼ 30 年目の、今の時点の話をいたします。それから、私の報告は、大きい視野というよりかは、もう認証と専門性の話にはほぼ限定された話となります。

きょうは土用の丑の日ということで、京阪の大谷駅にうなぎ屋が、有名などこあるんですけども、予約しようと思ったら、土用の丑の日なんで、もう予約はできないと言われてまして、並ぶしかないんですけども。いろいろと、きょうの土用の丑の日ということと専門職制度をちょっとかこつけて、結び付けてみました。

専門性というのは、先ほど加藤先生のご報告でもあったように、その時代に合わせてきちんとしたものを生み出していけないといけないんですが、要するに、うなぎのようににゆるにゆるとしてつかみどころのないものだというふうに思います。そういったものを、頑張って、手づかみで獲得して、そして、うまくさばいてかば焼きにしたら、おいしい利益が得られるといったことなので、専門職像というのをきちんと確立していけば、こういったようないい動きができるのではないのかなと思います。

1. アーキビストの職務基準書

では、アーキビストの職務基準書です。現在走りだしているわけなんですけど、実際、ちょっと簡単に認識をすり合わせるために、皆さん、よくご存じのことですが繰り返しお話しさせていただきます。

この職務基準書ですが、2014 年度に国立公文書館プロジェクトチームが発足して、2016 年 3 月に「日本におけるアーキビストの職務基準」というものが公表されました。16 年の 3 月に、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議というものができて、そこで国立公文書館に求められる機能として、「人材育成機能」がありますよと。そこで資格制度に言及されたと言われていました。その同年 11 月に、加藤丈夫館長が「アーキビストの確保・育成の構想」と、この加藤館長のかなり大きなリーダーシップに頼ることになって、職務基準書というのが作られることになったというふうに聞いております。次の年の 2 月に、ちょうど公文書管理法施行 5 年後の見直しというところがあって、職務基準書を作りましょうということが走りだして、同年 5 月に有識者による「アーキビストの職務基準に関する検討会議」というものが起こりました。

職務基準書なんですけど、2018 年 12 月に公表になっていますが、作成方法はどうだったのかというのを、公表されている情報で私なりにまとめてみました。すると、国立公文書館の職員 20 名に対して実施した職務分析が基になっていて、「経営学を専門としている先生のご協力」を得て、調査票記入と面談調査を行って、ベースができています。それから、国立公文書館の職務基準に関して、国立公文書館に偏り過ぎてるんじゃないのかという批判が出まして、これはもっともだと思うんですけど、できる限りの普遍化を目指そうということで、先ほどの有識者の会議と、それから、そこで出た議論を、板橋区公文書館と埼玉県立文書館で試してみたというようなことがあって、大体これで普遍化できましたよっていう形で公表をされています。

内容としては、基礎要件として、公文書等に係る法令知識、それからアーカイブズ学の理論、方法論を知っていますか。あと関連の諸科学を知っていますか。資料保存できますか。デジタル化、電子文書、情報システムに通じていますか。それから、調査研究能力ありますかっていうのが、共通する基礎要件として挙げられていて、さらに、それぞれ職務と遂行要件というのが示されています。それは、職務と、それを執行するための遂行要件というものがどういうものがあるかっていうのが挙げられているんですが、それぞれについて、簡単に説明がされています。職務というのとはどういうものがあるかっていうと、評価選別・収集。それから保存。それから利用、普及というものに大きく、大分類が分かれていて、それぞれにまた中分類、小分類が設けられているような形になっています。それから、もう一つ、職務全体に関して、マネジメント能力がありますかということが書かれています。

アーキビストの認証については、目的は、専門職を確立する。それから、専門職の信頼性および専門性を確保する。認証を受けたアーキビストの積極的な採用・配置を促進することを通じて、わが国全体の公文書管理の充実を目指す。この積極的な採用・配置は、また本気でやるのかなという疑いも出てくるところです。なぜなら、就職は保証されないが、応募要件に本認証の有無を加えるか否かは、採用する各機関の判断によりますよといっています。

認証の方法は、「知識・技能等」、それから「実務経験」「調査研究能力」の3要件で、職務基準書の専門性を満たすかどうかで書類の審査、各自こういうところを満たしますよという書類を出して、審査をする。有効期限は5年になっているという形です。

これまでの経過をまとめますと、2020年から2022年度の認証者数は281人で、合格率が74パーセント。実感として、全史料協の『記録と史料』から抜き出してきたんですけども、第三者評価を受けることで自信につながったり、自己研鑽を重ねるきっかけとなったりするなど、各職員にとっていい効果がありました。それから、待遇改善の後押しとなった。公文書管理だけでなく、アーカイブズに関する幅広い活動内容を審査し、評価する視点をもったものとの印象を持つに至った。これは次のやつと絡んでくるんですけど、要するに、公文書管理に携わっていない公文書館の職員さん、例えば古文書を対象としている人もどうなんだろうと思って、半信半疑で申請を出してみると、認証アーキビストとして認められたということで、幅広く評価してもらえし、さらに、この国立公文書館の「お墨付き」によって、今後の業務上大きな意味を持つことになるということが述べられています。それから、肩書として使えるんじゃないのかというような意見を述べておられる方もいらっしゃいました。

制度の活用と期待についてなんですが、今後は人事制度に組み込んだり、採用に使ったりということですね。認証アーキビストが採用の材料になるんじゃないのかと。これと同じようなことを述べてらっしゃるのが、認証アーキビストが採用条件に課されると。それから、所属先の組織にも認証アーキビストが増加していこう。それから、認証アーキビストの名前で社会に浸透していこうということが期待されていきます。さらに、資格制度の意義のためには、開かれた研修開会や成果発表の場が必要だろうし、さらに、国家資格を視野に入れて、現場の声を届けていこうというような活動方法、各認証アーキビストたちが取り組んでいく必要があるのではないかというふうに言われています。それからもう一点、やはり専門職にふさわしい待遇の保証が必要になっていこうというふうに、今後の見通しなどが述べられています。

ということで、まあよかったのかなと。専門性がかば焼きになって、利益と希望も出てきている。

まあ、よかったかなというふうに言って、話が終わるわけではなくて、本当にじゃあ、この専門職制度できましたけども、現代に必要な専門性をつかみ取れているんですかというところが、ここから聞きたいところです。今もうなぎはにゆるにゆるとしていて、笑顔ですが、要するに、手からすっぽり抜け落ちて、逃げれたぞと笑っている状態です。子どもは、実際うなぎを取ろうと思ったけど、取れなかったので、小魚で我慢していると。そういうような状態になっているんじゃないのかなということ、皆さんと今後議論できる材料として、私の意見を述べたいと思います。

まず不思議なところなんですが、職務基準書の作成過程が、やっぱりちょっとよく分からない。公表されている状況から見て。実際、なんであの項目になっているのかっていうのが分かるものなのかっていうのを、ちょっと逆に私も、もしご存じの方がいらっしゃったら教えていただきたいです。結局、国立公文書館の職員 20 名に対して実施した職務分析がベースになっているそうなんですけど、一体何をされたのかよく分かっていないと。さらに、この経営学の専門している先生に頼んだというんですが、これがどなたなのかがちょっとよく分からない。どういう項目で聞いて、そういうふうなものを出してきて、専門性が必要なものを抽出していったのかがよく分からない。これに関しては、私も最近、InterPARES の中の第 4 期のプロジェクト、ITrust で、専門性について教育という観点からまとめたものを見まして、その過程と比較をしてみたいと思います。

それから、重なるところですが、その収集された職務基準書の項目は、実際どうなのかと。パッと見た感じ、非現用に偏り過ぎているというふうな印象は受けます。先ほどの加藤先生のご報告にあったように、電子情報に関しては、現用の段階からある程度きちんと捕捉をしておかないと、間に合わないわけです。20 年後、30 年後、公文書がきましたよっていったときには、もうはっきりいつて間に合わないです。そこからケアしても。なので、そういったことが、もう常識的に世界では語られている時代に、なんでこんなに非現用にベースを置いた専門の項目ができていいのかと。標準というものが、実は電子記録に関しては結構重要になってきますが、標準について言及されているのが、ISAD(G)とかいう国際記述標準の四つのみということになっています。では、そういったような、実はちょっとまねしたんじゃないのかと思われるぐらい似てるのが、フランスアーキビスト協会の職務基準というものがあって、それについて、ちょっとどういうふうな項目が挙げられているのかも少し一緒に見ていきたいと思います。それから、実際、この認証制度というものは、国際的に見て一般的なのかどうかっていうところも、振り返ってみたいかなと思います。国際的には、修士を取ってくるというのが一般的になっています。カナダ、アメリカ、イギリスだったり。ドイツに関しては、この資料を出した後に見てみたんですが、学士の専門でもアーキビストだったり、レコードマネージャーとして取られるみたいなんです。つまり、ドイツは学士でもあるようです。ただ、よく言われる認証制度で有名なのは、アメリカの認証アーキビストがある。こちらについて、どれくらい活動されているのかということ、ちょっと参照してみたいと思います。

2. 国際的にみた認証制度

まず、ITrust の専門性というところで、ビクトリア・レミュエというカナダの有名なレコードマネージャーの研究者がいて、その方が担当した章から取ってきているんですが、まず、記録、これ、records というところで、特に IS015489 という、documents と records っていうのは結構区別されていて、records というのは documents の一種で、証拠としての価値がある documents のことを records といいます。その records の特質とその作成と保管、ならびにそれを管理する専門家

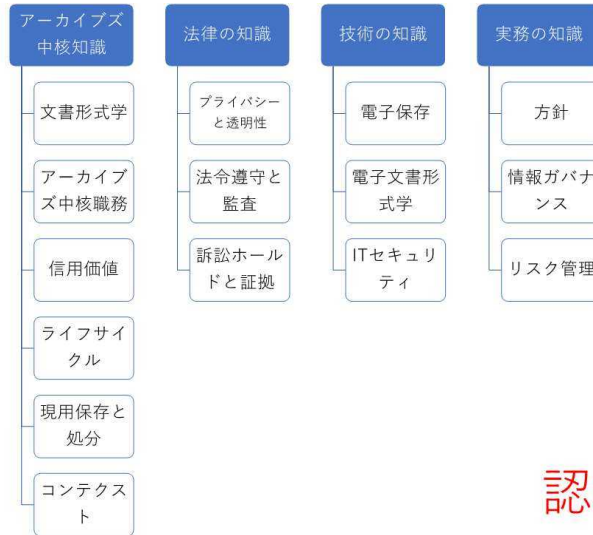
の果たす仕事の幅がもうどんどんと変化してますよということで、新しい教育や訓練の枠組みが必要であると言っています。そのうちの一つの大きな原因がデジタルで、実際、レミューが提唱しているのが Computational Archival Science、コンピューターアーカイブズ学というもので、アーカイブズ学の理論だったりをコンピューター上でどう技術的に実行していくかというような学問分野も提示されています。それから、現代のテーマで、記憶、権力、文化、もう実際こういうのは聞きなれて古くなってますけれども、それからアイデンティティーの問題。クイア、LGBTQ だったり、あるいは先住民などといったようなことが、最近、特にカナダのアーキビスト協会とかでも報告のテーマなんかには使われます。それから、社会的な包摂だったり、そういったような分野のことを取り入れていく必要がありますと言っています。

さらに、ル・デイスっていうフランス人が、そういう組織の求める技能の普遍的なモデルというのはどうなのかというような研究成果を出してしまっていて、実際、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの事例分析から、どういった技能で評価できるかっていうようなものを作っています。これに、現在求められるアーキビストの能力を当てはめていくというようなことが、この論考のテーマです。ル・デイスさんは、認知技能、職務技能、社会技能という三つに分けていて、認知機能は、職業に必要となる知識と理解。なぜそういうことをしないとイケないかということ認知技能。職務技能ってというのは、専門職の持つ実践・応用スキルで、知識をどのように現場に生かしていくかと。それから、社会技能ってというのは、価値観と社会性。コミュニケーション能力というようなものに表せるような技能のことを言います。ITrust が取り上げたのは、北米、ヨーロッパ、アフリカで公表されてきたアーカイブズ学の文献で、2001 年から 2017 年のものを分析対象にして、テキストの質的調査によって、専門のアプリケーション等をかまして調査を行っています。詳しくは挙げませんが、こういうふうな一覧（図 1）を作るに至っています。

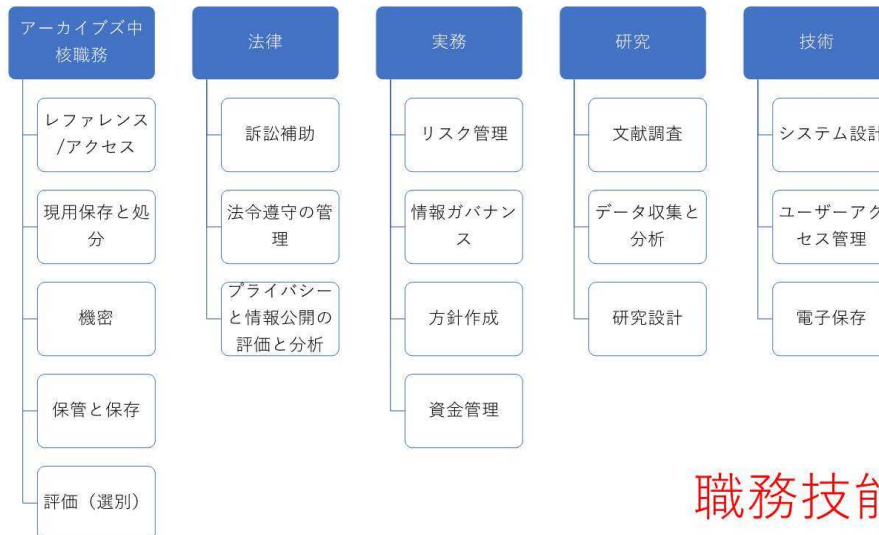
認知技能として、アーカイブズ中核的な知識で、文書形式学ってというのは、日本でいう古文書学、ディプロマティクスなんですけど、これは、日本だと中世ぐらいが盛んなんですけど、欧米では現代の文書や電子文書にも応用的に使われているので、アーカイブ中核知識に入れられています。ライフサイクルとあるのは、要するに、現用からちゃんとできますかというような知識をちゃんと入れますかというようなところなんです。それから、法律だったり、技術的な要件、電子構造の要件、どんなものがありますかといったり、実務の知識だったり、こういうふうな四つが代表的なもので、その中でちょっと枝分かれしていると。信用価値というのは、エビデンスとして価値があるかっていうこと。それはどういう要件があればエビデンスとして価値がありますかっていうことをきちんと認知している技能があるかというふうな意味です。

それから、職務技能としては、中核的な職務。知識のところにもありましたけども、これをどう実践できますかというようなことを、こういうふうな大ざっぱな表にしているわけです。それから、もう一つ、コミュニケーションの社会技能のところなんですけども、職務基準書でかなり大幅なウェイトを占めている倫理というところも、社会技能の一環として、専門職倫理を据えているというふうな形になります。

限界も彼ら自身が述べているところではありまして、ITrust 全プロジェクトが終わる前のデータを使っているんで、きちんと全てのデータを完備している状態では分析できてませんでしたよと。さらに、この概念の掘り下げというのは、さらにここから、レファレンスとアクセスだったら、



認知技能



職務技能

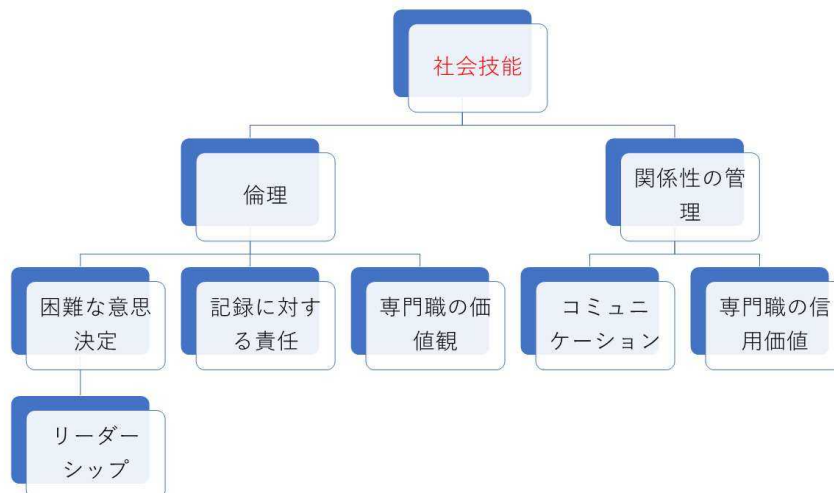


図1 ル・デイスが提唱する認知技能・職務技能・社会技能

どういった細かい具体的な実行条件があるかと、そういったような掘り下げまではちょっとできませんでしたが。ただ、使い方としては、例えば教育現場だったら、実際こういう能力が要するというふうな調査結果があるので、これを活かして自分とこの大学院教育のカリキュラム作成の見直しに使ったらどうかと。あるいは、雇用で、採用条件として自分のところに欲しい人材のところで、特にどの面を重視したジョブディスクリプションを作るかとか、そういったふうに使えと。さらに、もう既に専門職にある人は、今自分が足りてない能力はどこら辺にあるんだろうかという、最近よく言われるリスキリングですかね、そういったものには使ってくださいねというようなことを述べています。

確かにどういったふうな文献を使っているか具体的な文献のリストがないんですけども、どういう過程でこういうようなものを導き出したかっていうのは分かるようになっていると。なので、逆に、そういうのが分からないと、これを学ぶのが職務基準なんだよって単に言われるよりは、やはり説得力がある議論が展開できるのではないかと思います。

続いて、2016年にフランスアーキビスト協会が出している *Référentiel métiers* がありまして、職務の参考書というものです。全38ページで、使い方は先ほどと一緒です。採用だったり、あるいは身分としてこういう能力がありますよということを提示できるように使ったり、人事評価にも生かせるし、自分の課の業務をどう組み立てていくかってときに、その人材をどこに配置するかというときの人材の持っている能力の評価にも使えと。あるいは職業像を提示することができるというふうな使い方をしていて、業務と技能、二つに分けて一覧になっています。業務一覧があって、さらに各業務に必要なとなる技能の一覧がある。こういうところが、先ほどの日本の職務基準書と一部重なるところだなというふうに考えられます。

業務については四つに分かれていて、現用記録管理からアーカイブズへの収集、だから、要するに移管までです。それから、アーカイブズにいつてからの分類。フランスでは、実は編成と言わずに *classification*、分類という表現を使っていて、分類と記述。それから、文書をどう保存するか。それから、アクセスと利活用というところで、それぞれに中項目、小項目に分かれていると。

技能の部分は、先ほどの *InterPARES* のものと重なるところがあって、知識、要するに、なぜそれをしないといけないのかという知識。それから、それをどう実行するかというノウハウ *Savoir-faire*。それから社会性 *Savoir-être* という三つに分けて設定しています。知識とノウハウについては、5段階評価でも設定できると言っています。社会性については、社交性があるかないかというような形になっています。 *gestion des documents d'activité*、要するに、現用、*records management* と書いています。 *records management* については、知識として、*Savoir* としてどうなのか。実行のノウハウとしてはどういう能力が要りますかっていうふうに書いています。社会性としてはこういうのが求められますと。さらに、そこから小分けされていくわけです。現用管理についてはこういったような仕事がありますよということで。ここで ISO についても、要するに、国際標準としてこういった知識が求められますよというのを注で書いているわけです。ここに *SEDA* っていうのがあるんですが、これはフランスの独自の標準でして、国際標準を基にフランスが作っているんですが、現用の電子記録をアーカイブズのほうに非現用として受け入れるときの、アーカイブズと現用記録のほうのシステムをどうデータ共有させるかとか、そういう標準で、ここに実は現用の標準の知識と、さらに非現用になってからの電子データの長期保存の枠組みである *ISO14721* の *OAIS* 参照モデルの知識なんかも入っていますので、現用から非現用に関する一定の知識は必要

ですよというふうに述べています。実際、電子アーカイブズのところでこの gestion du stockage というのがあって、要するに、これ、保存です。保存の管理というところなんですが、ここでも同じように SEDA っていうのが書かれていて、電子記録にトピックを合わせると、現用から非現用の両方の能力が要するというようなことは、このフランスの職務基準書では必要なかというふうに書かれています。

それから、アメリカの認証アーキビスト制度です。日本でも資格を持っていらっしゃる方もいますけれども、これは、認証アーキビスト協会というものがアメリカにありまして、そこによる認定です。アメリカ国立公文書館が認定しているものではないです。それから、修士号が前提になっていて、修士号を持っている人が筆記試験を受けて合格、不合格をするという試験になっています。ただ、これ、実は調査がありまして、就職にはほとんど影響していないというような結論がでてきます。この Diaz さんという人が書いた論文には、2006 年から 14 年までの公募を見たらしいんです。その 1 パーセントしか要件指定としていないと。14 パーセントが一応見ます、優先しますよというのを書いていて、ほぼ 85 パーセントにはこの認証アーキビストについては言及がない。それよりかはもう、どこどこ大学院の修士を持っている人で、恐らくインターンを通して実務を経験した人から取っていくというのが、アメリカの採用の実態であるという形になっています。

3. 自分の専門（電子）から見る問題点と解決案

全部の問題を見れる能力はありませんので、今私が関心のある電子のものから見る問題というと、適当に示す解決案でありますけれども、職務基準書というのは、少なくとも日本、最近見てるものですが、これは現代の技術から作られる電子記録には対応できないと思います。一応 26 番っていう項目のところに、電子文書保存に関する知識というふうにあって、「電子文書の保存(媒体変換、マイグレーション等を含む)に関する知識を有し、アーカイブズ機関として必要な機能の実現について適切に判断できる」と書いてあって、さらに関連する「職務」としては、「受け入れ」と「保存整理」であると。ただ、要するに、この「受け入れ」と「保存整理」っていうところから取り組み出しても、全く手遅れなので、この職務基準書が一体どんな能力を評価してるのかよく分からないと。

さらに、この認証制度自体は、はっきり言って、こういう実務をしてきましたよという書類を出して得るものなので、この 26 に関する業績がなくても取れると。なので、結局その認証アーキビストだからといって、26 の知識が実はないっていう、あるっていうことが保障にならないわけです。なのではっきり言って、対応できないと。

なので、職務基準書自体を、もう早速水を差すようなんですが、改訂を今から始めるべきだと思います。作成過程には先ほどの ITrust のような調査に関するきちんとした専門性と、さらに、どういうふうにしてその項目を出していったのかというような過程の透明性自体は、やはり他国のやり方をまねて、必要になってくるのではないのかと思います。でないと、提示されたその専門性に関して、繰り返しになりますけれども、説得力がない。

それから、アーキビスト認証に関しては、電子に関して言えば、この職務基準書、認証制度もらった人でも電子記録に対応できる能力の証明にはならないので、例えば、もう、乱暴な話ですが、ISO15489 とかの事項をちゃんと理解しているかを試すというような意味で、最低ペーパーテストぐらいは、もし採用される場合に関しては、必要になってくるだろうと。これは、認証を取る、取らないとは別で、恐らく各公文書館がそういう人材を欲しい場合は、知識を独自に確かめる必要があ

ると思います。

なので、繰り返しになりますけど、今の認証アーキビストでは、電子記録に関しては専門性を決して保障はしていません。なので、採用側によって自分で基準を作る必要がある。よくありがちなのが、その間の責任者だったり、これからはデジタルの保存がどうやら重要らしいぞって言って、じゃあ、要件にデジタルって書いておこう、とか。それではやっぱりちょっと無理で。自分のところの人材としてどういう能力を持っている人が必要なのかということを、ちゃんと。ジョブディスクリプションをきちんと書くのに、ちゃんと人材必要なのであれば。すると、その人自身が別に技術的にどうにかできないとしても、こういったような知識が今標準的に必要だと言われているのか、その知識の中身がある程度はお勉強して知っておくというので、採用側が今求められている専門的知識をはじめに獲得しておく。そこからどういう人を採用するかということを決めていくというようなことが必要。特に電子部分に関しては、そういうことをしないと、適切な人材は確保できないと。

さらにもっと言うと、先ほどあったように、専門職に対するお金をきちんと払ってあげるとか、そういうのももちろん必要になってくるので、こればかりは難しいところではあるんですけども、取りあえず職務基準書等を見直すのであれば、こういったようなところから始める必要があるのではないのかというのが提案です。

私の報告は以上になります。

大変なお話を聞いたんで、大体予想していたのとそれほど変わっているわけじゃないんだけど、個別のご報告については、何か申し上げることはいたしません。全体を通じて、これからどう考えていけばいいのかっていう議論のために、私の率直な感想のほうから申し上げていきます。

突拍子もないことを言うかもしれませんが、1910年（明治43年）に森鷗外が『普請中』という小さな小説を書いています。それまでの日本の近代化の不十分さとか、まだ日本は普請中なんですよ、建物を建ててる最中なんですというのが、40年間の明治維新以後の姿なんだと言っているのをちょっと思い出してたんですが、まさに今、われわれ全史料協が、ずっとこの30年間、近畿部会を含めて活動してきた中で、アーカイブズやアーキビストというものについて考えてきたことも、ちょうど明治維新の「普請中」だったという事態と非常によく似ているような気がしています。

つまり渡邊さんの報告では、自分たちの時代の10年間は、過渡的な時期だったというふうにお話になったんですが、実は明治国家が直面したような過渡的な状態は、今も続いているといえると思います。近代史の勉強をしてきたんで、そんな常識的なことしか言えませんが。明治維新で、1968年に新政府を作った段階から、近代化と言えばまずは蒸気機関を走らせて、蒸気船を走らせて、鉄道を作り、それから電信を引き、文明開化で電灯がついていって。その頃は、世界はもはや完全に産業資本主義の段階は終わっていて、いち早くいわゆる帝国主義の時代に、重工業の時代に入っていて、植民地の拡大競争が始まる時代に入っていた。だから、それに急速に追いつかなきゃいけないというんで、1894、95年に入ると日清戦争などをおっパじめ、1904年、1905年には日露戦争をおっパじめると。大変な無理をしてその結果、1945年8月を迎えちゃうわけです。

1980年代には公文書館法ができ、それから90年代に入って国立公文書館法ができ、2009年にやっと公文書管理法ができていく。その中で、私たちはどうあるべきかについてずっと議論してきたわけだけれど、その結果、公文書館法で言うところのアーキビスト、つまり専門職を置けというのを、地方自治体では付則で当分の間は置かなくてもいいなどと言っているものだから、それでは困るだろう、やっぱり要るんだということでやり始めた。だけど、誰かが試案を出して、少しでもそれに近づいていくということをしない限り、制度化もできないし、資格を明確にすることもできないから、まずは日本アーカイブズ学会が作られた。そして、そこで登録アーキビストという制度が公表され、実際にやられました。2012年に始まったとき、私はその登録アーキビストの委員会にどういうはずみか加わって、審査の委員会では一番年寄りだから委員長をやれと言われました。副委員長は国立国会図書館の安江明夫先生。そこから始まって、今日橋本さんがおっしゃったあの職務基準書は、アーカイブズ学会の登録制度にかなりの部分影響を受けて、できていると思います。日本アーカイブズ学会の保坂裕興先生なんか、準備委員会の委員には加わられていて、議論されたっていう記録はありますよね。全史料協もオブザーバーとして議論はしたんだけど、おっしゃるとおり、最初からこれは国立公文書館の仕事を基礎に職務基準書が作られているので、普遍化する仕事はこれから始めなければ仕方がないということで、取りあえず出発しているんだと思います。

少しその点について、ちょっとだけお話しさせていただくと、実はアーカイブズ学会の登録もそうなんです、修士というのを前提にものを考えているけれども、それだけでいけば、到底現在

も現場で働いてこられた方々が応募することができない。むしろそれらの人々も資格が得られるようにということで、修士課程を終えていない人でも、こういうものがあればということで、全部修士相当ということで課していますよね。認証アーキビスト制度でも、1号申請と2号申請というやり方をしているのは、まさに、先ほどから言っている過渡的ということで、手を付け始めたということなので、今日加藤さんなんかはあんなつまんねえ制度、作ってもしようがねえだろうというお話もあったんだけど、取りあえずは、橋本さんのおっしゃったことなども含めて、今日近畿部会にお集まりの皆さん、資格を取られた方も、取られていない方も、あの基準書と評価の仕方についていえば、改正するようにもっともっと現場から声を上げるというのをやっていただいて、過渡的でないところへ近づけていく。普請中の家が少しでもできあがるようにしていただくのが一番大事ではないかと思います。

ちなみに、この制度を始めたときに、1号申請者数って47なんです。そして、2号申請者数が200なの。つまり、修士課程を取っていませんよというのは合計して247で、190が認定されていると。以後、去年、一昨年と、全部17なんです。1号申請なんていうのは。2号申請のほうが64、33で、81、50という申請総数になっていて、今日お話になったように、認定者は初年度が190、2年度が57、3年度が34、それで合計281。こういう数字になっているんです。これは過渡的な制度設計なものでそうになっているので、ゆくゆくはそうでない制度にしなければいけないし、もちろんそれを十分なものにするための教育課程も、必ず変えなければいけないという、それはもうおっしゃるとおりだと思いますので、むしろ現場から意見を挙げてもらう。資格を取った人は言うまでもなく、そうでないかたがたも十分にそれをおっしゃっていただく必要があると思います。

それから先ほどの明治維新の話と同じことなんです。そうやって公文書館やアーキビストのことを全国的な課題として議論し始めた時期が、一挙にデジタル化が始まってくる時代と重なってしまっている。重なってしまっているがゆえに、課題は一層大きくなったということだと思います。

私が最近教えていただいて、今日お話になった渡邊さんが参加記も書いておられるんですけども、エイドリアン・カニンガムというオーストラリアのアーキビストの先生の講演録が、『アーカイブズ学研究』の最新号(38号)に出ています。もうお読みになった方もいらっしゃるんだろうと思いますけれども、そこでも、オーストラリアが1990年代に入って、どういうことに直面をして、どんなふうに対応してきたか、一言で言えば、本日の加藤さん、橋本さんがお話になったことと非常に共通する課題が指摘されています。ポスト保管主義と、レコード・コンティニュームという言葉が使われているんですが、今までのような、完成してもうできあがった文書や記録を保管して伝えていくという、そういうことだけでやっていたら駄目だと。つまり、レコードのレベルから前倒ししなければいけない。つまり、アーキビストとレコードマネジメントは、截然(せつぜん)と分けてやるもんじゃないということと、したがって、機関としてのアーカイブズの作り方も、必ずしも集中的じゃなくて、分散的になる可能性も含めて、現在の情報社会では、変えていく必要がある。こういう見通しも含めて、大変参考になる議論をされていますので、もう一つの大きな課題として、この場で討論をしていただいたら。近畿部会として、さらに次の30年間に何をやっていくか、当面何をやるか。

最後に、とはいえ明治維新がそうであったように、できることからしかできませんので、何ならできるか、どこから手を付け始めるかということ以外に、私たちには方法がないんじゃないかなというのが正直な感想です。申し訳ありません、十分なコメントになりませんが、終わります。

ディスカッション

司会（大月） それでは、事前にいただいていた質問用紙を、報告者の方々に回答いただくという形で進めたいと思います。

渡邊さんの報告が、これまでの現場の到達点に軸を置いた内容になっているのに対して、加藤さんと橋本さんの報告は、これからの課題に焦点を据えた内容だったかと思います。そのため、後者のほうにかなり質問が集中しております。

最初に、立命館大学の島津良子さんから、レコードマネージャーとアーキビストの境界の消滅という話の中で、アーキビストが現用段階から文書に関わるべきという話があったということですが、では、レコードマネージャー化するとはどういうことなのかと。両者の関係は今後どうなっていくのかと。そういうことをお尋ねになっておられますが、ご回答いただけますでしょうか。

加藤 要するに、職務的には、2つは並立するものではなくって、両者は融合していくしかないと思っています。特に、アーキビストの方がレコードマネージャー的な要素が必要になると。レコードマネージャーの方は、どちらかというところアーキビストに組み込まれていくんじゃないかなという気がします。

要するに、そのような融合が形成されるっていう段階での理解ですので、形成された後どうやってこれを活用していくか、どうやっているんな形で生かしていくかという、かなり長期スパンで物事を見ていかなきゃいけないので、そういう視点においては、アーキビストというものの役割は、ますます大きくなると思います。

司会（大月） ありがとうございます。

続いて、京都学・歴史館の若林正博さんから、次のようなご質問がありました。

普及という点で質問します。加藤先生のところでは、ニュータウン、新住民に触れられていたとおり、アーカイブズの裾野を広げることも重要かと思います。また井口先生が以前全国公文書館長会議で、若年層教育で社会科の歴史分野だけでなく、公民分野での活用の話をされていました。つきましては、これからの向けて、アーカイブズの普及は、どのような形態やアプローチが求められるとお考えでしょうか、という内容です。

加藤 これについては、他のところでもいつかしゃべったことがあるんですけども、アーカイブズでよく展示とかやっていますが、あれは正直に言うと、あまり面白くなくて。博物館と同じようなことやればいいんだっていうのは、大間違いです。多分国立公文書館の新しい新館構想の中でも、やたらと展示のことばかり張り切っているんですけども、はっきり言うと、アーカイブズっていうのはそういうためにあるものではないです。大事なことは、社会の仕組みを分かってもらうためにあるものであって、展示にしても、社会発信や情報発信というか、今現在の社会がどういう形で動いているのかについて、地域の人たちに知ってもらうためにあると考えています。例えば公文書っていうのは、まさにそのためにあるものであって、こういう形でわれわれの住民生活っていうのは成り立っている、動いているんだと、それを可視化させるために文書があるわけです。

それをうまく生かしていかないと、単にうちにはこんな珍しいものがありますよというように、お宝拝見みたいなことばかりやっているのでは、博物館のほうがもっと立体的だし、ビジュアルとしても美しいし、そっちにかなってこないわけです。だから、そういう文化的な発信ではなくて、社会の仕組みを分かってもらうことが大切です。それこそまさに、先ほど井口先生が言われたいわゆる公民的な部分っていうのが非常に重要になってくると思われまます。

司会（大月） ありがとうございます。

続いて橋本さんへのご質問です。福井県文書館の山本政一郎さんからですが、公文書の作成システム要件段階から文書保存のことを念頭に入れておくべきものと受け止めました。となると、仕事など要件作成段階からその知識を持った人たちが携わることが必要になると思いますが、問題はそこにその人材をねじ込む方法だと思えます。何か良い案はないでしょうかといった、そういうご質問です。

橋本 ご質問ありがとうございます。確かにこれはおっしゃるとおりで、そういったところに、最も川下のアーカイブズの方から話を聞いてもらえること自体が難しいと思えます。なので、遠回りになるかもしれないんですけど、正直な話、いろんな自治体等で決裁システムだったり、電子文書のシステムっていうのは、納品されて使っているところはもう既に出てきているんですが、それを調べた限りだと、先ほどのフランスの職務基準書であったような ISO 等を参照しているものは全くないと思えます。大学なんかでも、例えばサイボウズの決裁システムと Google ストレージだけ使って回そうみたいなことをやろうとしているところがあると聞いたことがあります。そういうシステムだけで回そうとしてしまうと、もうその時点で結構手遅れになってしまっています。

それはなぜ手遅れなのかとか、それによってどういう悲惨な結末があるのかというところを、遠回りなようでも、やっぱり社会全体に向けてまず発信していくことが大切だと思います。ちょっと性格が悪いかもしれませんが、既存のすでに走り出しているシステム自体を分析して、公開して、これぐらいしかできてませんよというような、ちょっとショッキングな方法等で伝えていく。適切な仕組みを作らないと、記録は記録として機能してないんだよということ自体を発信していくことが、遠回りなようでもそうするほかはないかなと思っています。なので、多分その間に作られている文書だったり、電子情報だったり、電子情報の保管されているものは、大半は犠牲になるなというふうに考えているところです。

司会（大月） ありがとうございます。

続いて、質問ではないのですが、香川県立文書館の嶋田典人さんから、評価選別や原課への働きかけについて、香川県の事例の情報提供をお願いしますでしょうか。

嶋田 香川県の評価選別は、大別して重要性、歴史資料性、現用性という概念を入れてやっております。香川県立文書館は現用書庫がありまして、知事部局の 30 年保存の文書、それと一部 10 年保存の文書があります。ですから、保存期間の 30 年を満了した文書は、館内で全部現物確認ができるというメリットがあります。文書館の職員は、今年保存期間満了を迎える文書リストを作成

し、原課の方に伝えてあります。その際、毎年延長している文書であるのに、今年は廃棄という場合、本当に捨てるでもいいんですかと、原課の方に投げかけることもあります。

最近では原課の方から、情報公開条例で利用請求した人が文書館のほうに回されてくるんです。これは、さっきの加藤先生のお話のように、原課の人に大変喜ばれます。もしそういう現用・非現用の別がなければ、原課の職員はそこで100枚も200枚も、場合によっては黒塗りをしてコピーしなければならない。それが、保存期間の満了した文書は、文書館で全部やりますから。大体、これは偏見でも何でもありませんけど、情報開示を求める方は、大体「オラオラ出せ出せ」の方が非常に多いので、文書館に来てても非常に鼻息が荒いです。やってきたら、「嶋田先生、来たで。俺じゃ手に負えん」言うて、呼ばれるんです。だから、なんか時代劇の用心棒みたいに呼ばれて。それで、まずその相手の方から全部聞いてあげるんです。聞いてあげて、そこで情報公開条例の場合は、なければ不存在と答えるんですけど、公文書管理条例の場合は、目録による一点別で請求してきますから、これ、全く図書館と同じだというふうに説明してあげて。だんだんこう、話を聞いてあげたり、説明してあげると、だんだん落ち着いてきて。しまいには非常にハッピーな気持ちになって帰られます。だから、やっぱり利用者の話もよく聞くということも大事なかなというふうに思います。それと、やっぱりそういう仕組みや制度を専門職員が理解することが大切です。

司会（大月） ありがとうございます。香川県では公文書管理条例も作られて、その仕組みを生かして、原課にも働きかけているというご報告だったかと思います。それでは、フロアからも質問を受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

北浦 いろいろご議論いただきましてありがとうございました。広島大学文書館の北浦康孝と申します。さっき、回答の中で加藤先生がおっしゃったことに関してなんですけど、レコードマネージャーとアーキビストの境界が消滅する。仮にレコードキーピングという言葉を使わせていただきますと、レコードキーピングの体制が進む中で、ある種アーキビストのほうにレコードマネージャーが組み込まれていくということをお話しされていて。恐らく人物的にはそうなんだろうと思うんですけど、ちょっと私の、今業務をしているの感覚としては、むしろ業務の質とか量とかってということから言えば、レコードマネージャーになるぐらいの自覚が必要で。恐らく人物的には、今専門家としてある程度確立しているアーキビストが担うことになるんだろうけども、業務の内容としては、恐らくレコードマネジメントの業務が増えてくるんだろうなというふうに思っています。すみません、これはあくまで意見になります。

あとは、橋本先生の報告に関する、職務基準書が非現用の傾向が強いついていうのは、全くそのとおりだと思います。私のちょっとこれも意見になってしまうんですが、恐らくアーカイブズの理論部門とか、国レベルと、恐らく実務と、例えば自治体レベルなんかでちょっと距離感があるように私は感じてまして。理論レベルでは、さっき話があったように、レコード・コンテンツの理論があったり、国レベルでもレコードキーピングの体制をできるだけ進めていこうというふうに進めていると思うんですけども、一方で、自治体レベルとか実務っていうのは、恐らくそこまではなかなかいっていないんだろうなというふうに思っています。

恐らく職務基準書の、さっきまさに国立公文書館の職員だとか、埼玉とか、板橋とかのある種

の現状分析を基点としているということがありましたので、その点で、目指すものというのがあるながら現状から分析をしているっていうところで、そのギャップが、ある種現状の現用文書の管理がちょっと足りないということにつながっているのではないかなと、私なんかは思っています。そういう意味では、ある種の過渡性というものがあるのかなと。この辺で何かご議論ができればと思います。

司会（大月） ありがとうございます。何かコメントなどありますか。

加藤 ありがとうございます。確かにそのとおりで、要するに、レコードマネジメントのことに注力していかないといけないというか、その能力がかなりウエートとしてこれからどんどん大きくなっていくと思います。そういう点では、今まで言われているアーキビストの能力にプラスしてということがありますので、一体全体自分はどこからどこまで、何をすればいいのかって、かなりスーパーマン的な役割になってしまう。全部を1人の人間が行うっていうのは、それは不可能だと思います。ですから、かなりそういったレコードマネージャーに近いアーキビストと、そうではない従来型のアーキビストというように、組織の中でも幾つか、何種類かの人たちが分かれてくるんじゃないかと。今までは、なんとなくみんなと一緒にっていう話だったのが、やっぱりかなり明確に自分たちの職務というのを分けていかないと、組織そのものがうまく動かなくなるんじゃないかなという気がします。

司会（大月） ありがとうございます。

橋本 すみません、私がきちんと提起していただいたことを把握できているかどうか不安なんですけれども、理論とおっしゃった点についてなんですが、どうも日本のアーカイブズ学の論文とか読んでみると、理論っていうのをすごく難しくとらえ過ぎてるかなというところがありまして。さらに、どうしてなのかわかんないんですが、オーストラリアが好きなんですよね。それがよく分からない。オーストラリアがレコード・コンティニュームっていう考えを出しています。出しているんですが、実はヨーロッパだったり、あるいはカナダだったり、それからアメリカは一部なぜかカリフォルニアにもレコード・コンティニュームに走っている先生がいるんですけど、他は割とライフサイクルモデルなんですよね。

ライフサイクルモデルのところでは回そうとしているし、それで電子記録もとらえている組織がある。今日ご紹介いたしました InterPARES っていうのは、私が付き合っているアーキビストでルチアーナ・ドゥランティという先生がいるんですが、彼女自身はイタリアで教育を受けていますので、基本的にライフサイクルモデルなんです。そこで、彼女が言う理論っていうのは非常にシンプルで、アーカイブズとは何かっていうのが理論だと言うんです。その性質を壊さないための方法論があって、その方法論を現場に生かすための実践があるというので、あんまり、理論と実践を分けてはいるけど、遠いものだととらえなくて、実践からまた方法論に反映されるものがあれば、その理論をまた基に実践を変えていったり、維持したりっていう判断をしていくっていうところなので、なので、レコードキーピングという視点もオーストラリアに沿った考え方で、参考になりますが、もう一方、ライフサイクルというものも実際運用されているやり

方だったりしますし、そこでどういう議論がなされているかということをお調べになられても、やはりストレートにそのまま現場に生かせるとは、到底そう申し上げることはできませんけども、やはり見直すときの材料としては有効ではないのかなというふうに思います。抽象的な話で申し訳ないですけど、ちょっとオーストラリアから離れてみてもいいかなと思います。

司会（大月） ありがとうございます。

福島 お話ありがとうございました。慶應義塾大学の福島幸宏です。渡邊さんは、僕が京都府立総合資料館に入ったときの直属の上司です。よく考えたら、試験官をやったのは、井口さんのような気がするのでどうしたものかと思っていたんですけど、でも、今のお話と議論含めて、少し申し上げたいと思います。

加藤さんのお話は、ちょっとかなり乱暴にはされたと思いますけども、去年9月の『歴史学研究』（954号）に、大月さんとセットで書いた「歴史家とアーキビストの対話」っていうシリーズの最後のところと、それほどテイスト変わってないので、そんなに外れてないんだなっていうふうに思いました。そのとき、大月さんがセットの人だと知っていたんで、彼が絶対堅実なことを書くので、僕は大丈夫ねと思って、デジタル対応の話とか、職務基準書の一種の矛盾とか、かなりややこしいことを述べてたんですけども、先ほどの加藤報告を聞いて、ちょっと安心したというか。

先ほど話に出ていた、職務基準書で非現用部分しか書けてないっていうのは、よく考えたら、大本は国立公文書館が独立行政法人だからだと思うんです。要は現場側に話ができないんです、あれは。原課側に、各省庁側に。僕が知っている限りでは、世界中でナショナルアーカイブが独法である国なんて知らないんで、かなり特異なところでわれわれは勝負していて、やっぱりあれを国の直営に戻すっていう話から物事組み立てないと、僕はやっぱりまずいと思う。加藤さんが指摘していた指定管理よりも問題が隠蔽されている分、まずいんじゃないかなというふうに思いました。

去年の8月に、学習院大におられた高埜利彦さんを中心に、日本歴史学協会は公文書館法の附則2の廃止の要望とかを挙げたりしていますが、ちょっとその前に「独法じゃないでしょ、ナショナルアーカイブズは」っていう話から議論しないといけないのでは。それをやると、レコードマネジメントの話にたどり着くような気がします。構造的に国立公文書館は、多分できないと思うんです。要するに、あそこの職務基準書では、レコマネの話が入れられない。

渡邊さんにお聞きしたいんですけど、今日は守備範囲をきっちり10年というところで終わっただんですけど、でも渡邊さんのキャリアってそうではなくて、その後も10年ぐらい続いて、そのときにやっぱりデジタルの課題が出ていて、渡邊さん自身もいろいろ考えておられたと思うんです。そこら辺のところ、要するにアーキビストっていうことを、京都府の最初の段階から考えておられて、キャリアの後半ではデジタルの課題をちょっと検討されていたお立場として、例えば渡邊さんの世代でおやりになった仕事が、デジタルが課題になったときに、うまくつなげて切り替えられたのかというところのご感想を少しお聞きしたいと思いました。

渡邊 私が在職している頃に、デジタルっていうか、電子決裁っていうのがちょうど始まった頃だ

ったんです。それもなかなか進まなかったようで。やっぱり決裁の途中でも滞ってしまうんです。まず流れない。どちらかというと、より上のほうの人の決裁の部分でたまってしまうっていうふうなこともあったりして。電子決裁で完結した文書が総合資料館のほうに回ってこないような状況だったんで、それをどういうふうに受け入れるかっていうのは、これから検討が必要だかっていうふうな、こちら辺で私はもう辞めたと思うんですけども。そういうわけで、今のデジタル的な思考とは、ちょっと古い段階のものであったように思いますし、その頃、国立公文書館の方でも検討していたと思うんですけども、どういう形でやっていたか、ちょっと今思い出せません。今イメージするデジタルとは、またちょっと違うような。あくまでも電子化した文書を電子で決裁して、その流れを引き継いでいこうとするような時期のことでした。あんまり詳しくお話しできなくて申し訳ないです。これくらいです。

加藤 何でしたっけ。

福島 僕は単純に勇気が出ましたという。

加藤 ありがとうございます。

福島 でも、細かいところのアプローチは違うんで、全く全部賛成ではないんで。

加藤 大枠が合っていればいいかなっていう感じはします。ただ、独法の問題なんですけど、これは気にはなっているんですけど、逆にそれを解除して戻せっていう議論は、相当こちらも理論武装しないと大変だなという気がいたします。独法になって、不便になって、大変になっちゃったっていうわけじゃなくて、国立公文書館側としての立場から見ると、かえって独法になった方が居心地がいいっていう。

福島 そうですね。職員の方も、実は立場って使い分けておられて。話が突っ込んで深刻なことになると、独法だからできませんっていうんですけども。それを国のアーキビストに言わせないために戻すんだと思いました。

加藤 だから、その辺が、組織として柔軟な運用は可能となって、いいように言えばなるし、館長だっていちいち余計な役人が来なくて、自分サイドである程度権限が発揮できるとか、そういった組織の人間にとっては割とメリットがある。そういったものに気付いちゃっているんで、そうではなくて、やっぱりこれは駄目なんだっていうところをこちら側としてはきちんと理論立てしないと、肝心要の国立公文書館が動かないっていうか、反対勢力になっちゃったというふうに、現状ではなるんじゃないかなという気がいたします。

橋本 ありがとうございます。職務基準書のことだったんですけど、おっしゃるとおり独法っていうところが大きいと思うんですけど、ちょっと疑問に思うのは、アーキビストの職務基準書を作ろうとしたんですね。なんで自分のところの館の仕事だけを分析して作ったのかよく分からな

いんです。ちょっと滑稽だと思うんですけど、職務基準書では世界の事情を調べられる能力っていうのが求められていると思うんです。なんで自分らはそれをしないんですかねっていう。自分たち自身が職務基準書とか、職務基準が世界でどうなっているかと調べて、せめてその要素を盛り込んだら、あの形には多分ならないと思うんです。なので、その独法っていうのは影響しているとは思いますが、ひょっとして調べ方を間違えたのかなっていうのは、基準書に表れているような気がします。

福島 ありがとうございます。今日の橋本さんのお話の中で、さすがだなと思ったのは、要するに、ちょっと一種ブラックボックスになっているところがあるんじゃないかというご指摘、今のお答えもそうですけど、一応去年、歴研のやつ書くときに、公表されたやつは僕も読みましたんですけど、逆に書かれてないことに僕は気が付かなくて。それこそ情報公開請求してみて、作成過程をチェックしてもいいような気はしました。ありがとうございました。

橋本 のり弁になって返ってくるかもしれない。

福島 それは困るような気がしますけど。

井口 作成過程はそんなに知っているわけじゃないんで、同じことなんですけど、おっしゃるとおり、個別の人名は除きますが、何人かのアーカイブズ学会のかたがたも含めて、それからアーカイブズ関係機関協議会、ARMA の方とか、そういう方との議論は、記録に残っているかどうかは分からないんですが、ないわけじゃなかったと思います。協議会は1年に1回開かれていましたから、そこで話されるのはわずか2時間ぐらいなんですけど、私も2回ほど出たことありますが、それはもう本当に表向きの報告だけなんで。だけど、個別にいろいろ意見収集はしたんだろうけど、それがきちっと残っているかどうか。そうなると、機関として困るんですけど、そのところはちょっと分からない。

ちょっと補足させていただくと、現状で言うと、これは認証アーキビスト委員会の記録、報告は全部公開されていますから、それ、ご覧いただくと分かると思いますけれど、必ず毎回内閣府の課長が出てきていまして、内閣府でどういう取り組みを今やっているかということで、内閣府の中に文書管理のアーキビストになる予定のような人を配置して、各省庁にその部屋から派遣していく仕組みをどう作っていくかっていうような努力はしているんです。ですから、そういう形で、今のところ、現用の作成の過程にまで、自分たちの持っている考え方やなんかを普及させていこうという動きはあるということだけは、ちょっと別に僕が国立公文書館の言い訳をせんでもいいんですけど、それは事実ですので、ちょっとまた見ていただければと思います。

福島 ありがとうございました。

司会（大月） 続いて3点、会のあり方に関わって質問が出ております。

まず、アーカイブズ工房の松崎裕子さんからです。橋本さんへということで、認証アーキビスト制度改善案に関わって、自治体が独自の採用基準を作成するうえで、全史料協は何かできます

かということをお尋ねになられています。

そして、記録の森研究所の齋藤柳子さんから加藤さんへ質問ということで、これから専門職の知識を広げるため、情報管理士的な役割を拡大するに当たり、他の研究団体とコラボレーションした活動を進めていくことは考えておられますかというものです。

そして、寒川文書館の富田健司さんから加藤さんへということで、全史料協はこれからの時代の変化に対応できるのかということをおっしゃっていただきたいと思います。

まとめてお二方からお願いします。また、渡邊さんから、長年関わってこられた立場から会のあり方についてもご発言いただけますでしょうか。

橋本 松崎さん、ご質問いただきありがとうございます。

全史料協、入って2年ぐらいで、近畿部会しかあまり関わったことがなくて、どうなっているかよく分らないんですが、単にちょっと思いつきなんですけども、職務基準書とするとちょっと差しさわりがあるかもしれないので、技能基準書という名前にして、全史料協なりに作っちゃえばどうかなど。あのような基準書のようなものを作って、提示して、それをまた議論の材料にするとか、そういう形で全史料協なりの見解であったり、知識の共有っていうのをやっていけるんじゃないのかなと。

松崎 私も、なぜか分からないんですけども、千葉市の公文書管理条例検討委員会の委員をやっているんです。そうしたら、事務局のほうが、別に私たちが言っているわけじゃないけど、全史料協の研究委員会が作っている公文書館機能のガイドブックっていうのを結構参照してきて、それで答申案とかにもそういうのを書き込んできてるんです。だから、あれって結構見られているんだなって。そのミニマムモデルとかっていうの、ありますよね。だから、そういうような形で、認証アーキビストとしての専門性、電子に関わる専門性の要件みたいなものを作っていったら、橋本さんもいるわけだし、いいんじゃないかなと思ったんです。

司会（大月） ゴールドモデルやミニマムモデルは、滋賀県もまだまだ歴史が浅い館なので、参考にさせていただきましたし、こういう取り組みはとても重要だと思いました。

加藤 齋藤さんのご質問は、私に言われてもちょっと困るんですけど。何かとコラボレーションすれば何とかなるっていう問題とも違って、ちょっと富田さんのにもかぶってきますけれども。要するに、全史料協として、もうちょっと大きな話というか、乱暴な議論でもいいから、やってみたらどうなのかなという。最近の全史料協の傾向がごちんまりとしちゃって、堅い話と言えば堅いし、なんとなく話の内容がかっちりし過ぎちゃっているというか。個人会員であろうが組織であろうが同じなんですけど、もうちょっと議論の活発化を図っていったほうがいいんじゃないかなと思っています。僕自身は今後どう変わるべきとか、具体的に形がこうあるべきだっていうふうには思っていません。今の問題っていうのはかなり複雑ですので、とても一人じゃ解決策は出せません。ですから、いろんな人がいろんな考えを持ち寄って、かなり活発な、喧嘩に近いような議論でもいいからやってみる中で、なんとなく方向性が見えてくるんじゃないかなと。そ

ういった組織としての刺激っていうのが、どうも最近欠けているような気がいたします。その部分を、富田さんの回答としては、私はそういった刺激をもたらすような大会とか、そういった研究会っていうのをこれから設定していただければなど。私も可能な限りそういったものに関わりたいなどは思っております。

渡邊 私は、随分長い間全史料協に入っております、ずっとこれまで来てたんですけども、今日もお話しましたように、初期の段階っていうか、20世紀の終わりぐらいの頃の様子を言えば、アーキビストの後ろ盾になるもの、制度とか、そういうものが何もなかった時代に、全史料協が果たしてきた役割っていうのは大きかったと思うんです。それで、法規なんかみんな完成していない中で、こういう事例もある、ああいう事例もあるとかいうふうなことを持ち寄って、今後どう展開していくかっていうことを話したり、そういうふうな場であったかと思えます。

ただ、今、議論になっているように、現在の全史料協は、なんていうか会長になる県がないとかっていうふうないろんな問題も抱えている状況の中で、事例報告とかそういうものではなくて、違った議論の仕方があるかもしれないなど思っています。なぜそういうふうにしたかというのと、さっきちょっとお話に出ていましたけれども、今度のアーカイブズ学会の学会誌に、オーストラリアのエイドリアン・カニングラムさんの講演の内容が書かれています。橋本さんはオーストラリアにあまり好感を持っておられないようなんですけれども、私は講演を聴いて、とてもなるほどと思わされた部分がたくさんありまして。それは、イギリスの植民地だったオーストラリアが連邦を築いて、アーカイブズを始めたということなんですけれども、その歴史を持たない国が、過去の資料、アーカイブズをどういうふう展開していくのかっていう辺りで、非常にいろいろと考えながら、現在のレコード・コンティニュームと呼ばれるアップワードの図も開発しながら築いていったと。その過程が非常にオープンで、諸外国の事例もどんどん受け入れながら展開していくというふうな内容のお話だったんです。私は何もなくてこんなこと言うのも申し訳ないんですけども、もう少し中身の議論をオープンにして、焦点を絞って何か築いていけるような工夫というか、議論の展開っていうか、報告だけではなくてそういう勉強会っていうか、そういう方向も必要なんじゃないかというふうに思っております。

司会（大月） ありがとうございます。せっかくですので、最後に井口さんにも、部会の現状や今後について、ご発言いただけますでしょうか。

井口 1つ1つもったもなことなんで、これからもう僕は長くないから、元気のある人が次の展開を考えた方がはるかにいいんじゃないかと思えます。全史料協全体のあり方について言えば、明日、全史料協の総会があるから、尼崎の辻川敦さんが会長を引き受けて、いろんなことを提案していますから、そこでまた議論を深めてもらえればいいと思えます。

それで、一言だけ、二言になるかな。オーストラリアがいいか、イギリス、アメリカがいいかなどと、昔のまた明治維新の話をするけど、陸軍はドイツにならったり、海軍はイギリスにならったりなどという議論じゃなくて、それらを学びつつも、やっぱり現実には日本の今の皆さんの職場の中から挙げていく。基準にしても、考え方にしても。それを一生懸命やるのが一番大事だと。参考にしながらも、何かをまねれば済むという近代化の受け入れ方みたいな、そういうこと

はよくないだろうというのは思いますので、その役割は、やっぱり全史料協、果たさなければいけないんじゃないかと思っています。

最後に、もう1つだけ。加藤さん、地域のそんな歴史なんか掘り起こして、資料なんて集めたって誰に向かってやるのと、かなり悲観的におっしゃいましたけども、私はその都市近郊の農村にずっと6年間行っていまして、つい1週間前も、ほんの百数十戸もない村の話、どういう地域おこしをするかみたいな話をやったんだけど、基本的に明治の後期から昭和50年代まで、日本の農家戸数ってそんなに変わってないんです。農家戸数は、ほぼ横井時敬が日本農業の基本構造の中で言ったけども、520万戸から550万戸前後なんです。農地改革なんかやって、農村は近代化します、民主化されます、そのとき大活躍したのは、保健師さんと生活改善委員の女性たちです。だけど、それは、農村の規模そのものは変わらない中でやっていたんで、まだできたんです。ところが、60年代以降の高度成長で、今、みんなが指摘するように、あるいは加藤さんが危機感を持ったように、もうガタガタに農村は崩れていったわけですが、しかし農村は農業やっている人が住んでないんです、もう。だけど、その中で、新しい居住区としては、どうしてもみんなで解決しなければならない、若い人たちも含めて、やっぱり別にいろんな動きをし始めているので。その人たちは、その地域の歴史について、決して無関心というわけじゃない。何があったかっていうのは、逆に入ってきたがゆえに知りたいという若者たちはたくさんいるので、またその人たちが新しい価値観と、新しいコミュニティづくりに役立ててくれるんじゃないかなと思いつつ、地域史料っていうのはやっぱり保存していこうと思っています。以上です。

司会（大月） ありがとうございます。ちょうど時間となりましたので、終わりに向けて進めていきたいと思います。前回と今回の2回にわたり、近畿部会30周年記念例会を開催いたしました。前回の例会は、創立期の非常に熱く、アーキビストという言葉もあったか、なかったかぐらいのときに、どういうふうな思いで実践されてきたかというお話だったのに対して、今回はさまざまな新しい課題や、これまで求められてきた専門職像について、ざっくばらんに話していただけたかと思っています。

今回の例会では、渡邊さんがまだまだアーキビストの制度が未完成の時代に、資料保存に携わる方が自ら経験したことを持ち寄って研鑽を深め、自分なりの専門職像を模索していったということをお話になりました。近畿部会も、そういう役割を今後も果たしていくことが大事だと改めて実感した次第です。

次の30年も続けていけるように、私たちも頑張っていきたいと思っていますので、皆さんも引き続きご協力をよろしく願いいたします。それでは、お忙しい中、今日はどうもありがとうございました。

現代のアーキビストに求められるもの：第 166 回近畿部会例会に参加して

大月 英雄（滋賀県立公文書館）

本例会は、全史料協近畿部会が発足して 30 年間のなかで、求められてきた専門職像の変化について、おおむね 10 年間を区切りとして、3 名から報告がなされた。前回の第 165 回例会が、主にアーキビストの原点を確認する内容だったのに対して、本例会は、果たして現代のアーキビストは「急速な社会変容」（加藤報告）や「現代の技術」（橋本報告）に十分対応できているのかと、私たちの会活動や日々の職務に反省を迫る内容であったといえる。

論点の 1 つは、現用公文書への関与についてである。加藤報告によれば、情報の劣化スピードが非常に速いデジタル情報社会では、アーキビストも文書の作成段階に関与する情報管理士（レコードマネージャー）的役割が求められるという。その一方、橋本報告によれば、2018 年 12 月に国立公文書館が公表した「アーキビストの職務基準書」は、非現用文書に関する職務に偏っており、欧米圏の職務基準で重視される現用文書の記録管理に関する項目が見られないという。福島幸宏氏はその背景に、国立公文書館が各省庁に対する権限の弱い独立行政法人であることを指摘しているが、北浦康孝氏がいうように、地方自治体を含めた全国の公文書館等の実務の現状を反映した結果でもあろう。私個人としては、専門職制度が未整備な日本の現状を踏まえれば、まずは現実の職務の専門性を適切に評価すること自体に大きな意義があると考えているが、両報告は現在の職務基準書が示す職務からはみ出ていくことの必要性を教えてくれる。

電子記録への対応も論点となった。現在急速に進む公文書のデジタル化は、紙資料を主に扱ってきた公文書館等のあり方に大きな変革を迫っているが、十分な対応ができているとはいえない。国立公文書館や神奈川県などいくつかの自治体を除けば、電子記録を利用に供している公文書館等は皆無であるし、橋本氏がかねてから指摘するように、そもそも文書の真正性を担保する仕組みも整っていない。全史料協では、2022 年 7 月の近畿部会例会「電子記録の優雅なライフサイクル」や、同年 10 月の全国（滋賀）大会研修会「アーカイブズのための電子記録入門」を企画し、2023 年 3 月刊行の会誌『記録と史料』第 33 号で特集「電子文書管理の現在」を組むなど、近年重視している分野であるが、まだまだ情報収集や事例の蓄積が必要である。引き続き、近畿部会でも例会等で取り上げていきたい。

今後の近畿部会のあり方については、渡邊報告が示唆的であった。アーキビスト制度が未整備のなか、渡邊氏は「自ら経験したことの事例を持ち寄り、意見交換をしながら、各々の研鑽を深め、専門職としての在り方を模索していった」そうである。私自身も、近畿部会運営委員や大会・研修委員を務めるなかで、自身の視野を大きく広げることができたという思いが強くある。自分の職場だけで考えられることは限りがあるが、会活動を通じて全国の先輩方のお仕事に学びながら、できることを少しずつ広げることができたように思う。

今回の報告でも言及されていた利用制限に関する「時の経過」の考え方についても、もともと渡邊氏が1997年8月の近畿部会例会で京都府の事例を発表し、全国に広まったものである¹。もちろん、この考え方も渡邊氏の完全なオリジナルというわけではない。渡邊氏は、実務上の必要性から諸外国の公文書館等における個人情報の取扱い状況を調査し、京都府の現実に照らして導入を図っている。

井口和起氏が森鷗外の小説『普請中』を題材に、アーカイブズ界のあゆみを日本の近代化になぞらえたように、私たちアーキビストは、それぞれの現場に根差しつつも、国内外の優れた実践に関心を寄せ、一歩ずつ実務の改善を図っていかなければならない。各々の自己研鑽はもちろん必要だが、それぞれの情報と経験を持ち寄る場として、近畿部会がその役割を果たしていけるよう微力ながら力を尽くしていきたい。

¹ 渡辺佳子「文書館における個人情報の取り扱いを考える」『記録と史料』9、1998年）。

第166回例会に参加した者の一人として、事務局から今後の近畿部会やアーキビストが取り組むべき課題について提言が欲しいとの依頼を受けた。以下、筆者の関心に即し、今後取り組んで欲しい事柄を挙げ提言としたい。

1：非会員にこそ情報を

公文書管理法制定以降、公文書管理が行政手続、パブリックコメント、行政事業評価、情報公開、個人情報保護などと列して、地方自治体が適切な住民自治を行うために必要な「標準装備」¹の一つとして認識され、その条例化を進める意欲的な団体がある一方、大多数の団体における動きは鈍い。筆者は、その大きな要因として地方自治体に関連情報が届いていないのでは？との懸念を抱いている。能動的な自治体職員は、先行自治体やインターネット等を通じて情報収集し、業務の構築や改善に繋げようとするが、そのようなケースばかりではない。重ねて2、3年で人事異動がある中では公文書管理やアーカイブズの情報が組織的に収集蓄積し、活用されることは想定し難い。特に小規模自治体においては「何から始めれば良いのか」と困っている職員は決して少なくないだろう。

地方自治体に気付きの機会を与えるという点では、2003年、近畿部会が実施したような近畿圏自治体への調査²は必要である。調査を通じて現場の実態、課題を収集分析し、調査対象自治体にフィードバックする例会を企画する。調査は一発花火で終わらせるのではなく、できれば定期的（例えば、5年に1度）に実施し経年的変化も見たい。また、近畿部会圏域における府県立公文書館は一定の整備をみるものの、条例による設置をみない府県や複合施設としての設置が多く、組織規模も限定的であり、当該機関による市町村支援は十分ではない。この点も踏まえつつ、府県立公文書館と近畿部会協働による調査や例会企画を講じてもよいのではないだろうか。

調査は面倒な作業ではある。たとえフィードバックが行われたとしても、即応的に状況が好転することもないだろう。しかし、公文書管理や地域のアーカイブズの課題を面的に把握、研究し、課題に対する処方箋を継続的に発信する、地道な種蒔き役が可能なのは、全史料協、とりわけ近畿部会のような存在ではないだろうか。

2：さらなる部会活動のレビューを

近畿部会30周年記念例会における一連の報告からは、活動を担って来られた先輩アーキビスト諸氏が日々向かい合う現場から課題を拾い上げ議論し、その解決を図ろうとした往時の様子を垣間見ることができた。30年ともなると蓄積された企画も相当数にのぼり、例会、テーマ研究会だった近世古文書研究会や公文書研究会を含めると300回は越えている。開催数だけみても、発足時に意図したことを即応的に行う場としてアーカイブズの多岐にわたるテーマを取り上げてきた寄場であったことが窺えるが、その実態、変遷はどのようなものだったのだろうか。かつて、関東部会に

¹ 川崎政司・兼子仁『住民と行政をつなぐ自治体法の実践—法の役割を理解し政策を展開するために—』第一法規、2022年、93頁。

² 「文書管理・公文書保存アンケート特集号」『Network』（近畿部会会報）、第32号、2005年9月。

において過去の定例研究会動向について分析が行われたが³、近畿部会でも同様の試みがあってもよい。

活動そのものが内向的、自己満足的な状況に陥っているか否かも含め、現在の日本のアーカイブズコミュニティにおいて近畿部会が果たしてきた役割を会員相互で共有し、会員自らが組織活動に係る自己確認を行うべきだと考える。そして、この作業は何よりも、若いアーキビストの皆さんがこの世界で活動しようとするための動機付けとしても必要不可欠なことである。全史料協、そして近畿部会がどのような場であるのか、これまでの重厚な蓄積を基に対外的に発信して欲しい。

相変わらずの言いたい放題となってしまった。あれこれとリクエストするなら、自分がやればよいとの批判もあろう。支援手が必要ならば、遠慮無く声を挙げて欲しい。可能な限り支援をしたいと思う。その意味も込めての提言である。近畿部会の今後益々の活性化を願って止まない。

³ 『アーキビスト』（関東部会会報）第93号、2020年3月。

近畿部会 30年の活動

回数	年月日	テーマ	報告者(所属)	会場	参加者数
*	1993.5.20 (木)	〔近畿部会発足記念講演会〕		なにわ会館	189名
		公文書が語る歴史秘話	小玉正任(国立公文書館)		
		人と暮らしと文書館	音田昌子(大阪読売新聞社)		
1	1993.6.24 (木)	近畿地区における史料保存の現状と課題を考える—史料保存アンケートの結果から—	辻川敦(尼崎市立地域研究史料館) 亀岡哲也(近江八幡市教育委員会)	大阪市立北市民教養ルーム	33名
2	1993.7.21 (木)	道頓堀裁判とその諸記録	牧英正(大阪市公文書館)	大阪市公文書館	33名
		裁判史料の保存について	大西愛(大阪府公文書館)		
3	1993.8.26 (木)	アメリカ・イギリスの公文書館制度	渡邊佳子(京都府立総合資料館)	京都府立総合資料館	32名
4	1993.9.25 (土)	会社の足跡を残す—企業史料と取り組んだこの一年—	高橋正雄(阪急電鉄(株)史料管理室)	阪急学園池田文庫	29名
5	1993.10.27 (水)	保存方法としてのマイクロ化	ヴァレリー・フェリス(英国図書館全国保存対策室)	立命館大学国際平和ミュージアム	19名
6	1993.11.20 (土)	神戸深江生活文化史料館における史料保存	大国正美(神戸深江生活文化史料館)	深江会館	17名
7	1994.1.27 (木)	大阪府の文書管理と公文書館の収集・選別	北山英一(大阪府公文書館)	大阪府公文書館	29名
8	1994.2.17 (木)	滋賀大学経済学部附属史料館の史料保存と利用	堀井靖枝(滋賀大学経済学部附属史料館)	滋賀大学経済学部附属史料館	24名
		(コメント) 滋賀県内の史料保存について	亀岡哲也(近江八幡市教育委員会文化財係)		
9	1994.4.14 (木)	尼崎市立地域研究史料館の事業紹介	辻川敦(尼崎市立地域研究史料館)	尼崎市立地域研究史料館	32名
		近世古文書研究会の活動報告と提言	吉井敏幸(財元興寺文化財研究所)		
10	1994.6.24 (金)	天理大学附属天理図書館における近世文書の収集・整理・公開について	中村迪也(天理大学附属天理図書館)	天理大学附属天理図書館	31名
			平井良朋(天理大学附属天理図書館)		
11	1994.8.4 (木)	箕面市における行政史料の選別について	楠本公子(箕面市行政管理課市史編さん所)	箕面市立郷土資料館	35名
		行政史料の取り扱いについて—情報公開の立場から—	鈴木恵介(箕面市市民情報室)		
		箕面市における行政史料の選別制度について	芝村篤樹(桃山学院大学・箕面市行政史料専門委員)		
12	1994.9.3 (土)	湖北地方における資料保存の取り組みについて	太田浩司(長浜市立長浜城歴史博物館)	長浜市立長浜城歴史博物館	48名
		牛久市史の史料管理と市民によるその活用	新井勉(茨城県牛久市史編さん室)		
		草加市史編さん室の活動から	伊藤然(埼玉県草加市史編さん室)		
		地域資(史)料の保存利用をめぐるネットワークについて	鈴木邦男(神奈川県大和市史編纂室)		
13	1994.11.18 (金)	文書管理と情報公開	青木正(滋賀県民情報室)	滋賀県民情報室	30名
		枚方市のめざす公文書の保存利用と情報公開	和田義久(枚方市市民情報課)		

14	1994.12.17 (土)	大学史の最近の動向と梅花学園資料室の事例	遠藤トモ (梅花学園資料室)	梅花学園	24名
15	1995.1.20 (金)	市史編さん後の資料保存利用と古文書調査について	松島裕美子 (向日市文化資料館)	向日市文化資料館	24名
		地域資料館と古文書の保存利用	玉城玲子 (向日市文化資料館)		
16	1995.3.9 (木)	部会の今年度の活動を振り返って—課題整理と提言—	近藤孝敏 (貝塚市郷土資料室)	大阪府公文書館	21名
		次年度活動のプラン策定—セミナー形式の提案—	近畿部会事務局		
17	1995.5.26 (金)	貝塚市の文化財保護行政と史料保存の現状	前田浩一 (貝塚市教育委員会)	願泉寺会館	53名
18	1995.7.26 (水)	〔セミナー 写真資料の保存と活用 Part. 1〕		大阪府立労働センター (エルおおさか)	43名
		各種写真の構造と特質	後藤公明 (大阪ビジュアル・コミュニケーション専門学校名誉校長)		
		写真の種類と解説	松本吉之助 (富士写真フィルム(株)大阪支社情報システム課)		
		故中山岩太遺作資料整理の事例紹介	河崎晃一 (芦屋市立美術博物館)		
		写真資料の整理保管法における問題点	奥田素子 (大阪教育大学) 高橋正雄 (阪急電鉄(株)史料管理室)		
19	1995.8.25 (金)	高槻市の文書管理と情報公開について	武林正美 (高槻市市民情報室)	高槻市総合センター	29名
		高槻市の公文書の選別・保存について	山本邦文 (高槻市文書課資料係)		
20	1995.9.28 (木)	〔阪神淡路大震災—被災自治体の経験—〕		奈良県解放センター	37名
		事例報告	大崎正雄 (西宮市立郷土資料館)		
		参加者フリーディスカッション			
		史料公開と人権問題	吉田栄治郎 (奈良県立同和問題関係史料センター)		
21	1995.11.1 (水)	〔災害と史料保存—全史料協全国大会プレ報告—〕		京都府立総合資料館	38名
		救援団体との連携	辻川敦 (尼崎市立地域研究史料館)		
		史料救助—明石市の事例—	吉井敏幸 (財元興寺文化財研究所)		
		行政文書の評価と選別	渡邊佳子 (京都府立総合資料館)		
22	1996.2.1 (木)	〔地域博物館のあり方—地域史料の保存と博物館との連携をめぐって—〕		八尾市高安公民館	34名
		市民との交流からみた地域資料館の活動	小谷利明 (八尾市立歴史民俗博物館)		
		地域における文書館・資料館・博物館	大沢研一 (大阪市立博物館)		
23	1996.3.1 (金)	年間活動のまとめ 次年度活動にむけて		大阪府公文書館	23名
24	1996.5.10 (金)	〔奈良県庁行政資料の保存について〕奈良県庁文書群伝来と保存	山上豊 (奈良県立図書館)	奈良県文化会館	43名
25	1996.6.5 (水)	〔写真資料の保存と活用 Part. 2〕		大阪府立労働センター (エルおおさか)	93名
		写真の寿命を延ばすために—劣化の原因、種類、防止について—	岩野治彦 (富士フィルム(株)足柄研究所)		
		写真印画、方式と識別の保存方法	荒井宏子 (東京都写真美術館保存科学研究所)		

		梅花学園資料室に於ける写真資料の整理について	遠藤トモ (梅花学園資料室)		
		奈良市写真美術館の検索機について	奥田繁昭 (奈良市写真美術館)		
26	1996.8.23 (金)	〔地域文書館のあり方〕徳島県立美術館設立の経過と活動の紹介	大和武生 (徳島県立文書館)	徳島県立文書館	19名
		〔災害対応—近畿地区の協力体制を考える—〕淡路島被災史料の緊急受け入れについて	金原祐樹 (徳島県立文書館)		
27	1996.10.8 (火)	史料の保存公開と人権問題—リバティ大阪の活動から—	朝治武 (リバティ大阪)	大阪人権博物館 (リバティおおさか)	30名
28	1996.12.18 (水)	〔史料保存利用機関における古文書の修復〕		京都府立総合資料館	38名
		東寺百合文書修復の立場	武田修 (京都府立総合資料館)		
		近世文書修復の場合 (コメント) 古文書の修復について	池田好信 (京都府立総合資料館) 黒川直則 (京都府立総合資料館)		
29	1997.2.12 (金)	〔自治体史編纂と地域史料〕の在り方について		大阪市立中央図書館	38名
		自治体史の編纂と史料収集	藤本篤 (大阪市史編纂所)		
		八潮市立資料館の設立経過と現状	遠藤忠 (八潮市立資料館)		
30	1997.3.6 (木)	平成9年度の部会活動について		大阪府公文書館	18名
31	1997.5.22 (木)	〔ICA 北京大会と中国の文書館制度〕		和歌山県立文書館 (きのくに至学館)	46名
		ICA とその活動	大西愛 (大阪府公文書館)		
		中国の档案制度	立花秀浩 (和歌山県立文書館)		
		中国档案事情	大和武生 (四国大学)		
32	1997.7.9 (水)	〔小規模資料群のためのアーカイブズ業務の可能性を探る〕		大阪市中央公会堂	44名
		適塾資料の保存・整理とその活用	大西愛 (大阪大学出版会)		
		(コメント) 適塾資料の整理と保存	金山正子 (財元興寺文化財研究所)		
33	1997.8.29 (金)	〔文書館等における個人情報取り扱いを考える〕 京都府立総合資料館の事例と諸外国の状況	渡邊佳子 (京都府立総合資料館)	京都府立総合資料館	29名
34	1997.10.2 (木)	〔阪神大震災被害の影響とこれからの防災〕		西宮市立教育会館	33名
		阪神大震災による文書館等の被害調査結果から	豊田美香 (西宮市市史編集室)		
		震災後の西宮市における公文書の収集保存状況	福重綾子 (西宮市市史編集室)		
		防災委員会の活動とこれからの文書館防災に向けて	小川雄二郎 (国連地域開発センター)		
35	1997.12.12 (金)	〔小さな町村の地域に根ざした保存活動—三和町史編さん室の事例から—〕 丹波地方の自治体史編さんの状況と三和町史編さん事業の経過について	西村正芳 (三和町企画財政課)	三和町役場	29名
36	1998.2.26 (木)	〔史料公開と人権問題〕		部落解放研究教育センター	35名
		近江八幡の部落史の編さん・刊行と対応	亀岡哲也 (近江八幡市教育委員会文化財振興課)		

		(コメント) 部落解放研究所における史料公開活動と対応	渡辺俊雄 (社) 部落解放研究所研究部)		
37	1998.3.30 (月)	〔大量文書の整理—貝塚市廣海家文書の場合—〕		貝塚市民福祉センター	25名
		調査会の発足からの経過、調査方法について	中西聡 (北海道大学経済学部)		
		現状記録とデータベースより	岡田光代 (大阪府立大学経済学部)		
		収蔵施設ができるまで、行政の立場から	前田浩一 (貝塚市教育委員会)		
38	1998.5.20 (水)	〔大阪関係の資料収集について〕 大阪資料課の概要	水木完治 (大阪府立中之島図書館)	大阪府立中之島図書館	50名
39	1998.7.9 (木)	〔琵琶湖博物館の歴史系分野の取り組み〕		滋賀県立琵琶湖博物館	32名
		琵琶湖博物館の設立経緯と歴史系展示	用田政晴 (滋賀県立琵琶湖博物館)		
		琵琶湖博物館と地域の歴史資料情報の共有化に向けた試み	橋本道範 (滋賀県立琵琶湖博物館)		
		見学：民俗・考古・特別収蔵庫			
40	1998.9.25 (金)	〔紙資料の保存・外敵からの防護—殺虫・殺菌、これからの動向—〕		奈良市ならまちセンター	39名
		文化財の保存対策	井上俊蔵 (株) エフ三益)		
		(コメント) さまざまな防虫防菌対策への取り組み	村田忠繁 (財) 元興寺文化財研究所)		
41	1998.12.11 (金)	〔地域に史料を残す活動—長岡京市史編さんの事例』『長岡京市史』編さんその後—歴史資料活用整備事業への取り組み—〕	百瀬ちどり (長岡京市立図書館)	長岡京市立図書館	24名
42	1999.1.8 (金)	〔地震災害と記録資料—その潜在的利用可能性—〕		大阪市町村職員研修研究センター (マッセ大阪)	35名
		地震考古学と文書資料—地震研究の立場から見た文書資料の潜在的利用可能性—	寒川旭 (通産省工業技術院地質調査所大阪地域地質センター)		
		被災資料の保存と活用—宝塚市の事例・阪急宝塚線初期駅舎の検証作業をとおして—	高橋正雄 (元阪急電鉄株)		
43	1999.3.26 (金)	〔自治体史の部落史編さんについて—箕面市の事例—〕		箕面市立郷土資料館	34名
		箕面市における部落史編さんの経過	平塚詩穂 (箕面市行政管理課)		
		(コメント) 編さん委員の立場から	布引敏雄 (大阪明浄女子短期大学)		
44	1999.5.27 (木)	〔史料に見る茶の湯文化—表千家家元伝来の古文書より—〕		表千家北山会館	46名
		表千家家元伝来史料について	熊倉功夫 (国立民族学博物館)		
		史料紹介「江芴宗左茶書の紹介」	原田茂弘 (表千家不審庵文庫学芸室)		
45	1999.7.8 (木)	〔企業資料館の収集と利用〕		大阪国際交流センター	20名
		近鉄資料室の概要について	村松光祥 (株) 日本近畿鉄道秘書室広報部)		
		ケンショク「食」資料室の概要について	吉積二三男 (健康食品(株)ケンショク「食」資料室)		
46	1999.8.27 (金)	〔公害問題資料整理の取組みと課題〕		「西淀川公害患者と家族の会」	27名

				附属グリーンルーム	
		あおぞら財団の活動と公害関係資料の整理・課題	傘木宏夫（財公害地域再生センター） 達脇明子（財公害地域再生センター）		
		（コメント）住民運動と資料保存—尼崎公害患者と家族の会倉庫			
47	1999.9.29 （水）	民族にかかわる資料を遺す—画像・映像を中心に—	辛基秀（青丘文化ホール・映像文化協会）	青丘文化ホール	19名
48	1999.12.2 （木）	〔民事判決原本の保存とその活用〕		国際日本文化研究センター	28名
		判決原本の保存と利用をめぐる経緯と問題点	新田一郎（東京大学法学部）		
		民事判決原本のデータベース化について	包国征治（国際日本文化研究センター）		
			隈元榮子（国際日本文化研究センター）		
明治初期の民事判決原本をめぐる	石井紫郎（国際日本文化研究センター）				
49	2000.3.24 （金）	〔市史編さん事業における資料調査と整理—泉佐野市史編さん室の事例—〕		歴史館いずみさの	23名
		資料調査の企画から調査・整理にいたるまで	鳥野茂治（泉佐野市史編さん室）		
		民俗調査カードのデータベース管理	宮田克成（泉佐野市史編さん室）		
50	2000.5.26 （金）	公文書館をめぐる新しい法制度の枠組	幕田兼治（国立公文書館）	京都府立総合資料館	39名
51	2000.7.7 （金）	『宮津市史』編さん事業について	辰巳幸司（宮津市教育委員会事務局文化振興室）	宮津市労働会館	18名
52	2000.8.30 （水）	〔人権資料の保存・活用とネットワーク〕		御所市柏原解放センター	30名
		水平社博物館における資料の収集と保存・活用について	駒井忠之（水平社博物館）		
		（コメント）人権資料・展示全国ネットワーク（人権ネット）の活動について	蓮田攻（柳原銀行記念資料館）		
53	2000.9.22 （金）	〔学術研究機関における歴史資料の管理と公開〕		和歌山大学本部	29名
		大学が持つ学術資料—紀州研所蔵史料及び『和大教育史』資料—	藤本清二郎（紀州経済史文化史研究所・和歌山大学教育学部）		
		（コメント）	龍野直樹（和歌山県立文書館）		
54	2000.11.16 （木）	（第8回全史料協・企業史料協合同研究会） 資料の保存と管理—組織の史・資料をどう残すか—		㈱ワコール京都ビル	56名
		社内資料の収集と管理	島本磨岐（㈱ワコール人間科学研究所）		
		西宮市史編集室における公文書の収集保存	豊田美香（西宮市市史編集室）		
		向日市文化資料館における地域資料の収集保存	玉城玲子（向日市文化資料館）		
55	2001.2.26 （月）	〔近畿における公文書の管理と保存の現状—公文書研究会の活動報告と尼崎市の事例紹介—〕		財尼崎市総合文化センター	30名
		公文書研究会の活動から	大西久美子（箕面市行政管理課行政史料・市史担当）		

		尼崎市立地域研究史料館における歴史的公文書の収集・保存	白石健二（尼崎市立地域研究史料館）		
		（コメント）	松本吉之助（記録・史料管理研究所）		
56	2001.5.29 （火）	国の行政機関における公文書等のライフサイクルについて—移管・公開基準を中心に—	遠藤藤（国立公文書館）	大阪市公文書館	52名
57	2001.7.18 （水）	兵庫県における震災資料調査事業について	佐々木和子（阪神・淡路大震災記念協会）	兵庫県神戸生活創造センター	21名
		（コメント）阪神・淡路大震災記念協会の震災資料調査事業	芝村篤樹（桃山学院大学経済学部）		
58	2001.9.5 （水）	篠山藩政史料の伝来と保存について	畑治男（篠山市立青山歴史村名誉館長）	篠山市立青山歴史村	22名
		丹波地域における領主文書の所在について	山田洋一（京都府立総合資料館）		
59	2001.10.4 （木）	「絵図に描かれた被差別民」展開催にあたって	村上起夫（大阪人権博物館）	大阪人権博物館（リバティおおさか）	47名
		慶長十年撰津国絵図の公開—西宮市立郷土資料館の場合—	合田茂伸（西宮市立郷土資料館）		
60	2001.12.5 （水）	〔守山市における歴史資料の保存と公文書館事業〕		守山市役所	29名
		下之郷遺跡について	山崎秀二（守山市教育委員会生涯学習課）		
		守山市の古文書・史料の収集について	木村善光（守山市公文書館市誌編さん担当）		
		守山市公文書館事業と施設見学	福井靖（守山市公文書館）		
61	2002.3.20 （火）	コレクションの構築と組織化—『統計・調査資料ガイド』を刊行して—	吉田栄子（龍谷大学大宮図書館）	龍谷大学深草学舎	23名
62	2002.5.24 （金）	日本のアーカイブズ—現在問われるべき課題をめぐり—	大濱徹也（国立公文書館）	大阪市公文書館	53名
63	2002.7.23 （火）	京都造形芸術大学における歴史遺産保存修復者育成の教育ビジョンとカリキュラムからみた現状と課題	尾立和則（京都造形芸術大学・歴史遺産研究センター）	京都造形芸術大学	34名
64	2002.10.10 （木）	京都府行政文書の重要文化財指定について	渡邊佳子（京都府立総合資料館）	京都府立総合資料館	41名
65	2002.12.6 （金）	〔大阪歴史博物館における歴史資料の保存と活用〕		大阪歴史博物館	42名
		近世資料の保存と活用	八木滋（大阪歴史博物館）		
		近現代資料の保存と活用	船越幹央（大阪歴史博物館）		
66	2003.3.7 （金）	大学文書館の設立経過と現状	西山伸（京都大学大学文書館） 岸本佳典（京都大学総務部総務課）	京都大学楽友会館	36名
67	2003.5.23 （金）	国の移管基準（ガイドライン）	岡田進二（国立公文書館）	大阪府立女性総合センター	41名
68	2003.7.10 （木）	〔自治体史編さん事業の収集資料、その後の保存活用〕		曳山博物館	36名
		長浜市史編さん資料の収集と活用について	西川文雄（長浜市史編さん室）		
		今津町史編さん終了後の事業展開について	門野晃子（今津町教育委員会生涯学習課）		
69	2003.9.26 （金）	福井県文書館の設立経緯と設備・所蔵資料について	福井県文書館職員	福井県文書館	25名
70			湯浅邦弘（大阪大学）		

	2003.11.28 (金)	大正天皇に献上された「懷徳堂紀年」大阪大学附属図書館における貴重資料の保存と活用について	竹田健二(島根大学) 森稔夫(大阪大学附属図書館情報サービス課)	大阪大学附属図書館	16名
71	2004.3.9 (火)	自治体の現用文書管理のあり方から記録保存まで—近畿圏自治体アンケート結果と北関東の状況—	増田宏明(「行政文書管理」編集者)	京都府立総合資料館	28名
72	2004.5.21 (金)	行政が記録を残す—行政運営と住民の観点から—	早川和宏(高岡法科大学)	大阪府立女性総合センター	35名
73	2004.7.1 (木)	「アーカイブズと現代社会」—アーカイブズをとりまく状況と今後の展開—	大友一雄(人間文化研究機構国文学研究資料館)	大阪市立男女共同参画センター中央館(クレオ大阪中央)	18名
74	2004.10.13 (水)	国立公文書館における行政文書の保存「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告をうけて	大野富仁夫(国立公文書館)	大阪市立男女共同参画センター西部館	58名
75	2004.11.12 (金)	[国立国会図書館関西館の機能と業務—関西館の見学を中心としながら—]		国立国会図書館関西館	20名
		国立国会図書館における資料保存環境について	村山隆雄(国立国会図書館関西館)		
76	2005.2.18 (金)	[記す・残す・繋ぐ—阪神淡路大震災と自治体—]		西宮市民会館(アミティーホール)	41名
		兵庫県の震災関連文書等保存事業について	森本由貴子(兵庫県企画管理部管理局文書課)		
		震災資料と現代史編さん	豊田美香(西宮市総務局情報公開室)		
		新潟歴史資料救済ネットワークの取り組み	花岡公貴(上越市市史編さん室)		
77	2005.5.25 (水)	全国大会“全史料協の30年—新しい文書館像を求めて”が提起したもの	福嶋紀子(松本市文書館)	きのくに志学館	31名
78	2005.7.14 (木)	自治体史の過去、現在、未来	藪田貫(関西大学文学部)	京都府立総合資料館	41名
79	2005.9.15 (木)	[文書管理と「歴史資料として重要な公文書等」の保存]		京都府立総合資料館	19名
		新潟県歴史資料保存活用連絡協議会における公文書保存のとりくみ	長谷川伸(新潟市歴史博物館)		
		近畿圏自治体アンケートから見える公文書保存の現状	平塚詩穂(箕面市総務部総務課)		
80	2005.10.25 (火)	在地研究者の業績と収蔵資料の整理「中川泉三と章斎文庫概要調査について」	蔭山兼治(章斎文庫資料調査員)	米原市米原公民館	17名
81	2006.2.23 (木)	[水害と史料保存対策について]		京大会館	17名
		福井豪雨における福井県文書館の活動	柳沢芙美子(福井県文書館)		
		水害と史料保存対策について～保存処理の現場からの提言～	金山正子(財元興寺文化財研究所)		
82	2006.3.27 (月)	市町村合併と博物館における歴史資料の収集・保存について	上平千恵(東近江市近江商人博物館)	元興寺極楽坊(小子房)	15名
83	2006.6.1 (木)	天草市合併に伴う文書保存活動と「業務／文書システム分析表」の作成について	本多康二(天草市立天草アーカイブズ)	大阪市立総合生涯学習センター	37名
84	2006.8.26 (土)	[電子化文書の長期保存]		大阪市立男女共同参画センター中央館(クレオ大阪中央)	36名

		電子化文書を“記録”として扱い続ける一法的及び技術的な現状と課題一	山本隆彦(榊松浦組)		
		文書を電子化する一ラボから見た現状と課題一	松井正宏(榊アピックス)		
85	2006.10.5 (木)	奈良県立図書情報館における公文書館機能について	大宮守友(奈良県立図書情報館)	奈良県立図書情報館	44名
86	2006.12.21 (木)	組織の廃止と文書廃棄一京都府下の郡役所の場合一	福島幸宏(京都府立総合資料館)	京都府立総合資料館	24名
87	2007.1.25 (木)	[劣化する戦後写真一地域資料としての行政所蔵写真の危機一]		尼崎市総合文化センター	104名
		写真資料の保全について一紙資料としての写真資料、プリントを中心に一	大林賢太郎(京都造形芸術大学)		
		戦後写真資料の劣化と保存対策一ネガフィルムのカビ除去、保全処置を中心に一	花島真太郎(榊ケイジェイ・イメージングスポーツ事業部)		
88	2007.3.9 (金)	[モノのライフヒストリーと文字一文字資料と文字史料について一]		生駒市コミュニティーセンター	18名
		モノのライフヒストリーと文字一紀年銘民具の評価と箱書き重ね書きの意義を中心として一	角南聡一郎(財元興寺文化財研究所)		
		文書函が語るもの	坂本亮太(財元興寺文化財研究所)		
89	2007.5.30 (水)	近現代行政文書の保存と活用について一埼玉県立文書館の事例から一	原由美子(埼玉県立文書館)	兵庫県民会館	38名
90	2007.7.5 (木)	資料を残すための戦略一“組織業務継続のための重要な記録(バイタル・レコード)”という考え方一	石井幸雄(榊富士ゼロックス)	大阪大学中之島センター	22名
91	2007.9.14 (金)	[自治体と大学の連携]		和泉市コミュニティーセンター	27名
		合同調査と地域史研究	森下徹(和泉市教育委員会文化財振興課)		
		地域連携事業と自治体史編纂	坂江渉(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター) 村井良介(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター)		
92	2007.10.25 (木)	自治体史編纂における保存・利用・公開事業	小林秀樹(亀山市歴史博物館)	ウイングス京都	23名
93	2007.12.13 (木)	地域資料と教育現場との連携のあり方について	福島克彦(大山崎町歴史資料館)	京都府立総合資料館	19名
94	2008.2.22 (金)	[電子政府における意思決定と記録管理一日豪比較を手がかりに一]		京大会館	17名
		ヴィクトリア州公文書館における記録管理について	藤吉圭三(高野山大学)		
		日本の自治体における意思決定と記録管理について	水垣源太郎(奈良女子大学)		
95	2008.5.23 (金)	行政文書の電子化と住民サービスの向上一佐賀市政電子化6年半の経験から一	木下敏之(元佐賀市長、木下敏之行政経営研究所)	兵庫県学校厚生会館	28名
96	2008.8.19 (火)	「近江 愛知川町の歴史」編さん事業と地域遺産の活用	橋本唯子(愛荘町教育委員会愛知川町史編さん係)	愛荘町愛知川公民館	24名
97	2008.9.20 (土)	[地域史料の保存と活用一市民の取り組みと自治体・大学の役割一]		尼崎市総合文化センター	51名
		地域文書館の役割と市民一尼崎市立地域研究史料館の事例から一	島田克彦(尼崎市立地域研究史料館)		

		自治体史編纂と大学	市澤哲(神戸大学大学院人文学研究科)		
		「地域資料の保存と活用」についてのコメント	今井邦彦(朝日新聞大阪本社生活文化グループ)		
		(コメント) 社会学から自治体史を考える	高田知和(東京国際大学人間社会学部)		
98	2008.10.20 (土)	資料目録をどうつくるか?—岡山県立記録資料館における目録データベースの整備について—	横山定(岡山県教育庁文化財課)	兵庫県学校厚生会館	25名
99	2009.2.6 (金)	文書館の普及事業を考える～徳島県立文書館の展示を素材として～	徳野隆(徳島県立文書館)	徳島県立文書館	11名
100	2009.3.13 (金)	京都府の電子文書システムについて	原田智(京都府製作企画部業務推進課)	京都府立総合資料館	20名
101	2009.5.21 (木)	[全史料協近畿部会の活動成果と今後の展望—近畿部会例会 100 回を振り返って—]		奈良県立図書情報館	34名
		日本のアーカイブズ 50 年—山口県立文書館から公文書管理法まで—	安藤正人(学習院大学大学院)		
		全史料協近畿部会のあゆみと、枚方市の史料保存と活用	和田義久(枚方市教育委員会)		
		コメント	阿部安成(滋賀大学経済学部)		
		コメント	島津良子(奈良女子大学)		
102	2009.7.7 (火)	地域史料の保存と活用を考える—新史料協編『古文書保存・整理の手引き』の紹介と解説—	長谷川伸(新潟市歴史博物館)	京都府立総合資料館	30名
103	2009.10.30 (金)	公文書管理法が成立した今、何をすべきか?	植草泰彦(内閣府大臣官房公文書管理課)	大阪市立中央青年センター	42名
*	2009.7.26 (日)	[(公開シンポジウム) 市民社会の財産としての公文書・地域資料を考える]		京大会館	120名
		時を貫く記録の保存—日本の公文書館と公文書管理法	高山正也(国立公文書館)		
		(対談) 近畿の資料保存と活用を考える	高山正也(国立公文書館) 井口和起(京都府立総合資料館)		
		全史料協近畿部会の歩み	烏野茂治(近江八幡市協働政策部地域文化課)		
104	2010.2.2 (火)	行政文書を文化財として取り扱う	地主智彦(文化庁文化財部美術学芸課)	京都府立総合資料館	35名
105	2010.3.12 (金)	自治体史の続けかた、終わらせかた	馬部隆彦(枚方市立中央図書館市史資料室)	枚方市立中央図書館	25名
106	2010.5.20 (木)	公文書管理法と地方自治法	松岡資明(日本経済新聞社文化部編集委員)	奈良県立図書情報館	34名
107	2010.8.25 (水)	デジタル保存とフィルム保存: その功罪と対策	青木睦(国文学研究資料館)	京都府立総合資料館	38名
108	2010.10.26 (火)	近畿における公文書の収集・保存・利用	宮田克成(歴史館いずみさの)	奈良県立図書情報館	14名
109	2011.2.10 (木)	アーカイブズ保存の考え方・進め方／提案として	安江明夫(学習院大学大学院)	京都府立総合資料館	23名
110	2011.3.11 (金)	門戸厄神資料館(松風館)の設立経緯と所蔵資料について	大崎正雄(門戸厄神資料館)	門戸厄神資料館(松風館)・甲東センター	16名
111	2011.6.3 (金)	記録の精査でここまでわかる—アーカイブズとガバナンス—	赤井伸郎(大阪大学経済学部)	福井県文書館	25名
112	2011.7.21 (木)	オープンソースのアーカイブ資料管理情報システム—日本語化の取り組みと試用実践の一例—	五島敏芳(京都大学)	近畿大学東大阪キャンパス	27名

113	2011.11.18 (金)	史料センターの歩みと史料の公開について	井岡康時(奈良県立同和問題関係史料センター)	奈良県立同和問題関係史料センター	13名
114	2012.1.27 (金)	市町村立公文書館について—三豊市文書館を参考に—	宮田克成(三豊市文書館)	大阪市城北市民学習センター	23名
115	2012.5.31 (木)	アカウントビリティのしくみ—日本国憲法から見た行政アーカイブズの理念—	岡田順太(白鷗大学法学部)	福井県文書館	15名
116	2012.7.6 (金)	東日本大震災以後のアーカイブズ	福島幸宏(京都府立総合資料館)	京都府立総合資料館	20名
117	2012.9.20 (木)	和歌山台風水害における地域資料救出の取組み	藤隆宏(歴史資料保存ネット)	大阪市立生涯学習センター・弁天町市民学習センター	13名
118	2012.10.16 (火)	「歴史的な文書から考える」震災の記録から学ぶ～関東大震災の救援活動から～	北原糸子(立命館大学歴史都市防災研究センター)	滋賀県庁	10名
119	2013.1.18 (金)	古文書調査・公開のあゆみと今後—貝塚市郷土資料室開室25年—	曾我友良(貝塚市教育委員会郷土資料室)	貝塚市図書館	10名
120	2013.5.31 (木)	記録を活かすためのしくみづくり—アメリカ議会による政府の記録管理を中心に—	岡本哲和(関西大学政策創造学部)	徳島県立文書館	20名
121	2013.7.19 (金)	大阪人権博物館の現状と今後の課題	吉村智博(大阪人権博物館学芸員)	大阪人権博物館	20名
122	2013.9.13 (金)	東寺百合文書デジタル化事業について	岡本隆明(京都府立総合資料館)	京都府立総合資料館	20名
123	2013.10.16 (火)	公文書の現状と課題	松岡資明(日本経済新聞社)	滋賀県庁	19名
124	2014.2.25 (金)	大阪における地域史料保存・活用の現状と課題	松岡弘之(大阪市史料調査会) 島田克彦(桃山学院大学)	大阪市総合生涯学習センター	19名
125	2014.6.17 (火)	関西における史料ネットワークの動向と史料—ネットワーク徳島の活動—	町田哲(鳴門教育大学) 河野未央(尼崎市立地域研究史料館)	徳島県立文書館	11名
126	2014.8.7 (木)	『わたしの歴史』と『わたしたちの歴史』—サンフランシスコ GLBT 歴史博物館調査を事例として—	藤吉圭三(高野山大学)	大阪市立総合生涯学習センター	8名
127	2015.6.26 (金)	戦後70年とアーカイブズ	加藤聖文(国文学研究資料館)	京都府立総合資料館	33名
128	2015.8.12 (水)	三重県総合博物館における公文書館機能と資料閲覧利用	藤谷彰(三重県総合博物館)	三重県総合博物館	10名
129	2015.11.18 (水)	歴史的な文書を考える	宇佐美英機(滋賀大学経済学部)	滋賀県庁	85名
130	2016.1.16 (土)	東京大学文書館における資料管理の取組について—理論の理解と実践の試み—	森本祥子(東京大学文書館)	尼崎市総合文化センター	35名
131	2016.2.27 (土)	被災資料の救済を考える—被災自治体の立場から—	青木睦(国文学研究資料館) 倉持敏(茨城県常総市総務部総務課) 西向宏介(広島県立文書館) 林貴史(茨城県常総市総務部総務課)	西宮市勤労会館	33名
132	2016.3.12 (土)	古文書(近世村方・町方文書)料紙調査のためのワークショップ—料紙の資質や物性を理解するためのレクチャーと実習—	大林賢太郎(京都造形芸術大学)	京都造形芸術大学	16名
133	2016.6.14 (火)	岡山県立記録資料館会館10周年—それでも初志は変わらず—	定兼学(岡山県立記録資料館)	京都府立総合資料館	26名
134	2016.8.20 (土)	古文書ワークショップ(大量文書の現場処理技術を学ぶ)—体験してみよう! よその現場—	島津良子(全史料協近畿部会)	京都府綴喜郡宇治田原町 郷之口会館	26名

135	2016.11.16 (水)	未来に引き継ぐ公文書—時代を超えた共有資源—	井口和起(京都府立総合資料館)	滋賀県庁	94名
136	2017.3.4 (土)	〔歴史資料保存利用機関とボランティアの協働〕		尼崎市総合文化センター	23名
		尼崎市立地域研究史料館の実践	河野未央(尼崎市立地域研究史料館) 城戸八千代(尼崎市立地域研究史料館)		
		徳島における古文書補修ボランティアの活動	金原祐樹(徳島県立文書館)		
137	2017.3.11 (土)	古文書ワークショップ—料紙調査のレクチャーと実習—	大林賢太郎(京都造形芸術大学)	京都造形芸術大学	9名
138	2017.6.29 (木)	未来に引き継ぐ公文書—行政機関に求められる公文書管理—	加藤丈夫(国立公文書館)	京都府立京都学・歴史館	63名
139	2017.7.28 (金)	京都学・歴史館の目指すもの	金田章裕(京都府立京都学・歴史館)	京都府立京都学・歴史館	27名
140	2017.8.12 (土)	体験してみよう！よその現場(古文書調査ワークショップ)	島津良子(全史料協近畿部会)	京都府綴喜郡宇治田原町 郷之口会館	9名
141	2017.10.18 (水)	歴史的な文書を考える—地域の歴史と地域の史料—	井伊岳夫(彦根市歴史民俗資料室)	滋賀県庁	86名
142	2017.12.21 (木)	全国(神奈川相模原)大会・国際文書館評議会(ICA)2017年次会合(メキシコ)報告会	上甲典子(亀岡市文化資料館)	尼崎市総合文化センター	19名
			平井俊行(京都府立京都学・歴史館)		
			松田憲子(奈良県立図書館)		
			辻川敦(尼崎市立地域研究史料館)		
143	2018.5.11 (金)	シンプルで使いやすいデジタル・データ公開への取組み (コメント)	山崎竜洋(五條市教育委員会)	福井県公文書館	33名
			玉城玲子(向日市文化資料館)		
			柳沢芙美子(福井県文書館)		
144	2018.3.10 (土)	近現代写真資料に対して保存に必要ないくつかの処置をするワークショップ	大林賢太郎(京都造形芸術大学)	京都造形芸術大学	16名
145	2018.6.22 (金)	〔アーキビストとは、なにか—国立公文書館『アーキビストの職務基準書』(平成29年12月版)を検討する—〕		京都府立京都学・歴史館	36名
		作成の経緯と概要	伊藤一晴(国立公文書館)		
		職務基準書の考え方—検討会議の議論から—	森本祥子(東京大学文書館)		
146	2018.8.18 (土)	体験してみよう！よその現場 現場が変われば必要な技術も変わります(古文書調査ワークショップ)	島津良子(全史料協近畿部会)	京都府立京都学・歴史館	11名
147	2018.9.19 (水)	〔公文書管理に関する条例整備について〕		滋賀県庁	74名
		鳥取県における公文書管理条例の制定と施行状況について	島谷容子(鳥取県立高校文書館)		
		(仮称)滋賀県公文書等の管理に関する条例案、および(仮称)滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例案の骨子について	中井善寿(滋賀県県政史料室)		
148	2018.10.22 (月)	〔多様な歴史資料に向き合う—元興寺文化財研究所の木札・版木・聖教・記録資料の調査と修復—〕		元興寺文化財研究所総合文化財センター	17名
		元興寺文化財研究所の聖教・版木調査	三宅徹誠(元興寺文化財研究所)		
		元興寺文化財研究所の記録資料修復	金山正子(元興寺文化財研究所)		

		元興寺文化財研究所の木札と版木修復	雨森久晃(元興寺文化財研究所)		
149	2018.12.1 (土)	[全史料協第44回全国(沖縄)大会の報告会]		尼崎市総合文化センター	10名
		大会企画・開催についての報告	松岡弘之(尼崎市立地域研究史料館) 辻川敦(尼崎市立地域研究史料館)		
		(コメント)	林美帆(公害地域再生センター)		
		(コメント)	堀井靖枝(滋賀大学経済学部附属史料館)		
150	2019.3.8 (金)	[近代日本の文書管理からアーカイブズを探る]		京都府立京都学・歴史館	37名
		日本における文書管理とアーカイブズへの認識—戦前期の統治機構に視点をあてて—	渡邊佳子(学習院大学)		
		(コメント)戦前府県文書を活用した日本近現代史研究の視点から	小林啓治(京都府立大学文学部)		
151	2019.6.15 (土)	法の下で公文書を使うということ—公文書管理法とアーキビストの役割—	瀬畑源(成城大学)	京都府立京都学・歴史館	34名
152	2019.8.31 (土)	[学校資料の未来を考える—『近代滋賀の教育人物史』編纂を振り返って—]		滋賀県庁	23名
		滋賀県内学校関係資料の現状と課題—『近代滋賀の教育人物史』編纂を振り返って—	宮坂朋幸(大阪商業大学)		
		学校現場からみた「学校資料」の活用について	久保田重幸(愛荘町愛知中学校)		
		(コメント)	和崎光太郎(浜松学院大学短期大学部)		
153	2019.10.21 (月)	[アーカイブズとしての天理大学附属天理図書館]		天理大学附属天理図書館	25名
		天理大学附属天理図書館近世文書室の現状と課題	澤井廣次(天理大学附属図書館)		
		アーカイブズとしての天理大学附属天理図書館～館員平井良朋の初期論考の検討を中心に	佐藤明俊(奈良県立図書情報館)		
154	2019.12.9 (月)	[全史料協第45回全国(安曇野)大会・公文書館機能普及セミナーの報告会とワークショップ]		尼崎市総合文化センター	20名
		第45回全史料協全国(安曇野)大会を振り返って	青木弥保(安曇野市文書館)		
		2019年度公文書館機能普及セミナーin山形について	徳野隆(徳島県立文書館)		
		[ワークショップ「共有しませんか? 実務の悩み」]			
		(話題提供1)滋賀県歴史的文書における閲覧制限情報の審査について	大月英雄(滋賀県県政史料室)		
		(話題提供2)福井県文書規程等の改正について	柳沢芙美子(福井県文書館)		
(話題提供3)これからの博物館・文書館、どんな施設をつくりたい?	吉原大志(兵庫県立歴史博物館)				
155	2021.3.18 (木)	例規から見る47都道府県の文書管理の現状と課題	富田三紗子(全史料協関東部会)	(オンライン開催)	83名
156	2021.6.6 (日)	[人が“育つ”・人を“育てる”場の構築—博物館の中の公文書館機能—]		(オンライン開催)	62名
		「対話」による「共創」—「市民公文書館」に期待すること—	岩城卓二(京都大学人文科学研究所)		

		(コメント)	大月英雄(滋賀県立公文書館)			
		(コメント)	元ナミ(東京大学文書館)			
157	2021.7.25 (日)	[堺市立中央図書館における地域歴史資料の保存と利用]		(オンライン開催)	32名	
		堺市の地域資料について	竹田芳則(奈良大学)			
		堺市立中央図書館の所蔵資料の紹介	春木優子(堺市立中央図書館)			
		中央図書館所蔵庫文書の調査について	大久保雅央(元寝屋川市市史編纂課調査員)			
		地域資料の利用について	岡田光代(大阪府立大学経済学部)			
158	2021.9.11 (土)	“もうひとつの地域資料”経典・聖教を活かす—寺院史料の調査・保全の意義と可能性—	横内裕人(京都府立大学文学部)	(オンライン開催)	44名	
			坂本亮太(和歌山県立博物館)			
			三宅徹誠(元興寺文化財研究所)			
159	2022.4.28 (木)	[ようこそ あまがさきアーカイブズへ—新館の見学・公文書管理条例施行・AtoMの試行—]		尼崎市立歴史博物館	33名	
		あまがさきアーカイブズの紹介	河野未央(尼崎市立歴史博物館)			
		尼崎市公文書管理条例について	河野未央(尼崎市立歴史博物館)			
		AtoMの施行について	辻川敦(尼崎市立歴史博物館)			西村豪(尼崎市立歴史博物館)
160	2022.6.26 (日)	[アーキビスト専門職の認証と養成—国立公文書館のアーキビスト認証制度をめぐって—]		尼崎市立歴史博物館	30名	
		アーカイブズ専門職問題をめぐって—アーキビスト認証委員会・2年の経験から—	井口和起(京都府立京都学・歴史館)			
		(コメント)	島田赴幸(国立公文書館)			
161	2022.7.1 (金)	[電子記録の優雅なライフサイクル:無料公開のソフトウェアによる実現を考える]		京都大学楽友会館	23名	
		アルフレスコ(Alfresco):現用段階の記録管理	橋本陽(京都大学大学文書館)			
		アーカイブマティカ(Archibematica):アーカイブズにおける長期保存	金甫榮(渋沢栄一記念財団)			
		アトム(Atom)とオメカ(Omece):性格の異なる二つの検索システム	元ナミ(東京大学文書館)			
		イーパッド(ePADD):電子メールの整理と利用提供	堀内暢行(国土館大学)			
162	2022.12.2 (金)	ヨーロッパの公文書館事業—フランス・ドイツの事例に学ぶ—	田中佳(徳島大学)	徳島県立文書館(ハイブリッド開催)	42名	
			原田昌博(鳴門教育大学)			
163	2023.2.17 (金)	[アーカイブズ学における基礎概念の再検討]		キャンパスプラザ京都	37名	
		フォンド尊重	橋本陽(京都大学大学文書館)			
		組織アーカイブズ・収集アーカイブズ	小澤梓(埼玉県立文書館)			
		評価・選別	阿久津美紀(目白大学)			
		編成・記述	平野泉(立教大学共生社会研究センター)			
164	2023.3.18 (土)	ワークショップ 近現代紙資料を実物で迎える	大林賢太郎(京都芸術大学)	京都芸術大学	14名	
165	2023.5.27 (土)	座談会 全史料協近畿部会の30年とこれから(全史料協近畿部会30周年記念行事Ⅰ)	大西愛(全史料協近畿部会・元大阪府公文書館)	尼崎市立歴史博物館	32名	
			金山正子(元興寺文化財研究所)			

166	2023.7.30 (日)	〔全史料協近畿部会の30年と求められてきた専門職像の変化(全史料協近畿部会30周年記念行事Ⅱ)〕		滋賀県大津合同 庁舎	24 名
		はじめの10年—1993年～2003年 頃の間—	渡邊佳子(元京都府立京都学・歴彩館)		
		急な社会変容のなかの10年 —2003年～2013年—	加藤聖文(国文学研究資料館)		
		30年目(2023年)頃	橋本陽(京都大学大学図書館)		
		(コメント)	井口和起(京都府立京都学・歴彩館)		

おわりに

本書は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会 30 周年を記念して行われた 2 つの例会、令和 5(2023)年 5 月 27 日に尼崎市立歴史博物館で開催された「座談会 全史料協近畿部会の 30 年とこれから」と、同年 7 月 30 日に滋賀県大津合同庁舎で開催された「全史料協近畿部会の 30 年と求められてきた専門職像の変化」の記録集である。この 2 つの例会は、当会の歩んできた道を知り、これまでの課題を明らかにして今後への展望を描く糧とすることを目的に行われたもので、会員中からきちんと記録に残した方が良いとの話が出て、現事務局である滋賀県立公文書館の尽力により実現した。

われわれ、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会は、その名の通り全国の「歴史資料」の保存・利用を行う機関（中心は行政機関）の職員による連絡・協議を行う組織の地方部会であり、そのうち近畿地区の有志が集まって活動している。そうした機関は、公文書館・文書館のほか、歴史資料を扱う図書館や博物館さらには自治体史編纂室までを含み多彩である。また、基本的に小さな機関の職員が各々奮闘している状況であり、孤立したり、様々な悩みを抱えているところも多いため、お互いに知り合って勉強をする場が必要だと言う声が集まり成立した。「座談会 全史料協近畿部会の 30 年とこれから」では、30 年前、全史料協近畿部会の立ち上げに中心的な機関であった大阪府公文書館で非常勤職員として直接関わられた、大西愛氏と金山正子氏にその頃の熱気や自由な雰囲気についてお話いただいた。さらに、当時を知る方々が内容を膨らませていただき、今後の活動のヒントとなる話題が多数出た。

二つ目の「全史料協近畿部会の 30 年と求められてきた専門職像の変化」の中では、専門職像について 10 年ごとのサイクルで取り上げられた。大きな社会変化の中の 30 年を振り返るこの企画で、当会が果たそうとした方向性と、十分果たし切れなかった役割を含めて提示していただいた。渡邊佳子氏は最初の 10 年について、専門職という形が無い中で全史料協を通じて情報を得ながら課題解決に向けて動かれていた状況を、加藤聖文氏からは次の 10 年に起きた社会変革の中で専門職が直面した課題と、内向きに向かいがちな全史料協の持つ課題を、さらに橋本陽氏からは、現在できあがりつつある専門職の認証制度と職務基準の問題点を他国との比較を含めてお話いただいた。その上で、井口和起氏から、現代社会は過渡的な状況にあり、専門職は情報を集め、やれるところから始めるべきだという中で全史料協近畿部会が次に何を行うのかを探る必要があるという提起をいただいた。その上で全史料協にこじんまりとした事例報告だけでは無く、オープンな議論ができる場の提供を求められた。

全史料協近畿部会は、10 年ごとにその歩みを振り返る企画を行ってきており、その記録を残している。こうした態度こそ歴史資料を大切に、きちんと過去の積み重ねを検証しながら、問題点を正しく捕らえた上で力強く前に進む会の姿勢を示しているように思う。

末筆ながら、この報告書の刊行に尽力された、全史料協近畿部会の令和 5 年度事務局である滋賀県立公文書館の方々に感謝を申し上げますとともに、この報告書が、全史料協近畿部会のこれまでの 30 年を捉え、次の 10 年を見据える指針となれば大きな幸いである。

全史料協近畿部会副会長
金原 祐樹（徳島県立文書館長）

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会 会報 83 号

令和 6 年（2024 年）1 月 12 日発行

全史料協近畿部会 会長事務局 （滋賀県立公文書館）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL : 077-528-3126 FAX : 077-528-4813

編集担当 : 岡本和己・大月英雄・立花孝裕